

豊島区障害者計画
第8期障害福祉計画
第4期障害児福祉計画(素案)

区長挨拶

写真

挿入予定

目次

1章	計画の策定にあたって……………1	4章	施策の展開……………○
	1. 計画策定の趣旨・背景……………3		1. 地域の支え合いと福祉コミュニティの形成……………○
	2. 計画の位置付け……………5		2. 包括的な支援体制の構築……………○
	3. 豊島区地域保健福祉計画の概要……………○		3. 障害児支援の充実……………○
	4. 計画の期間……………○		4. 地域生活支援の充実……………○
	5. 計画策定の過程……………○		5. 就労支援の充実……………○
2章	障害者取り巻く状況……………○		6. 権利擁護の推進……………○
	1. 区の障害者の現況……………○		7. 保健福祉人材の育成とサービスの質の確保および向上…○
	2. 現計画におけるこれまでの取組……………○		8. 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備……………○
3章	計画の基本的な考え方……………○		9. 福祉のまちづくりの推進……………○
	1. 計画の基本理念と基本方針……………○		10. 文化活動を通じたインクルーシブな社会の推進……………○
	2. 計画の方向性……………○	5章	障害福祉サービスの推進……………○
	3. 施策の体系……………○		1. 計画策定の経緯……………○
			2. 成果目標……………○
			3. 障害福祉サービス……………○
			4. 障害児通所支援等……………○
			5. 地域生活支援事業……………○
			6. 利用者負担の軽減に対する取組……………○
		6章	計画の推進に向けて……………○
			1. 計画の推進方策……………○
			2. 障害(児)福祉計画の推進および進捗管理……………○

※「＊」が記載されている用語については、参考資料にて説明しています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景

区では、令和11年度を目標年次として、令和5年度に地域共生社会の実現に向け「豊島区地域保健福祉計画」を策定し、地域保健福祉の各分野の取組を総合的に推進しています。

障害福祉に関しては、「豊島区地域保健福祉計画」の分野別計画として、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」および児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定してきました。

前計画策定以降も、令和8年4月に高次脳機能障害支援法が施行されるなど、各種法制度の施行および改正とともに、支援ニーズの多様ななど、障害福祉を取り巻く環境は変化し続けています。

本区においても、障害のある方が住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、福祉の分野を横断して重層的に支援していく仕組みづくりが進められています。

一定の取組成果がある一方で、具体的な施策として、権利擁護や住まいの確保、相談支援体制の充実など、施策のさらなる推進も求められています。

このような障害のある方を取り巻く社会情勢の変化やさまざまな支援ニーズに的確に対応し、障害福祉施策の一層の推進を図るため、新たに「豊島区障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」を策定します。

< 障害者施策分野等における主な制度の変遷 >

制度改正等の動向	施行等の時期	概要
「障害者自立支援法」の成立	平成18年施行	三障害(身体障害、知的障害、精神障害)のサービスの仕組みを一元化。
「障害者基本法」の改正	平成23年8月施行	障害の有無にかかわらず、人権と個性を尊重する共生社会の実現を定義。
「児童福祉法」の改正	平成24年4月施行	障害児を対象とした施設・事業を一本化し、体系を再編。通所支援について、実施主体が市町村となった。
「障害者虐待防止法(正式名称:障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)」の成立	平成24年10月施行	障害者に対する虐待の禁止、虐待の予防・早期発見など虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた障害者の保護や自立支援のための措置等を定めた。
「障害者総合支援法(正式名称:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」の成立	平成25年4月施行	「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とし、障害者の範囲に難病等を追加。
「障害者優先調達法(正式名称:国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)」の成立	平成25年4月施行	障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、就労する就労者、在宅就業障害者等の自立を促進。

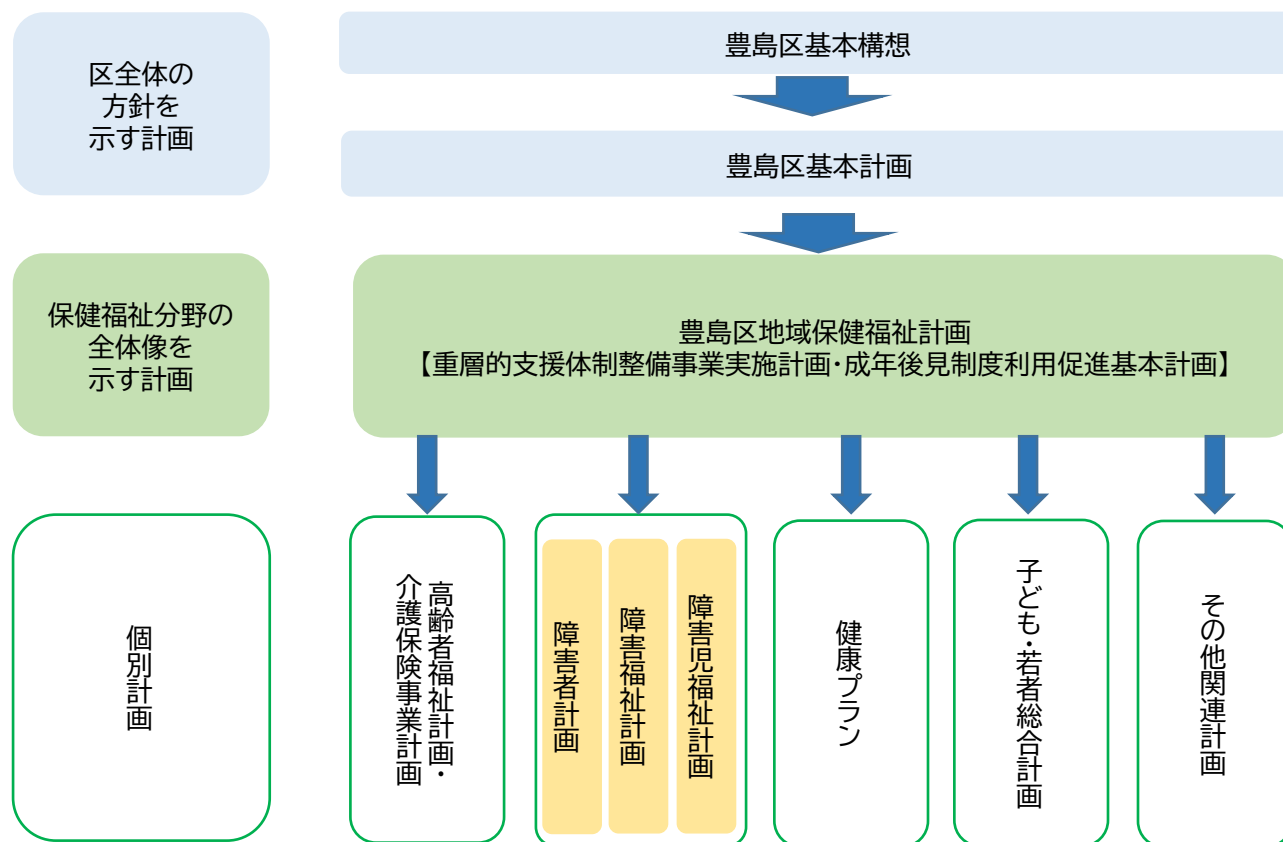
制度改正等の動向	施行等の時期	概要
「障害者権利条約」の批准	平成26年1月批准	障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定した国連の「障害者権利条約」を批准。
「難病医療法(正式名称:難病の患者に対する医療等に関する法律)」の成立	平成27年1月施行	難病の患者に対する医療費助成に関して、公平かつ安定的な制度を確立するため施行。
「障害者雇用促進法」の改正	平成28年4月施行	法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加。
「障害者差別解消法(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」の施行	平成28年4月施行	不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供に取組、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として施行。
「発達障害者支援法」の改正	平成28年8月から施行	発達障害者の支援の一層の充実を図った。
「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の改正	平成30年4月施行	生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図った。
「社会福祉法」の改正(正式名称:地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律)	平成30年4月施行	「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、区市町村において包括的な支援体制づくりに努め、地域福祉計画を上位計画として位置づける規定を追加。
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立	平成30年6月施行	障害者が文化・芸術活動において個性と能力を発揮し、社会参加の推進を目的として施行。
「東京都障害者への理解促進および差別解消の推進に関する条例」の制定	平成30年10月施行	東京都において、障害のある方もない方もお互いに理解を深め、差別をなくすことを目的とした条例を制定。
「豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」の制定	平成31年4月施行	豊島区において、手話が言語であることの理解を広め、多様な意思疎通手段の活用を推進することを目的とした条例を制定。
「読書バリアフリー法(正式名称:視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)」の成立	令和元年6月施行	視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害によって読書が困難な人々の、読書環境を整備することを目的として施行。
「障害者雇用促進法」の改正(正式名称:障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律)	令和元年6月から段階的に施行	障害者の活躍の場の拡大に関する措置、障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置が追加され、障害者雇用の一層促進を図った。

制度改正等の動向	施行等の時期	概要
「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の成立	令和2年12月施行	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、基本方針を定め、電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスに関して、提供機関を指定し、交付金を交付する制度を創設。
「社会福祉法」等の改正(正式名称:地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律)	令和3年4月施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援や重層的支援体制整備等の新たな事業を創設。
「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立	令和3年9月施行	医療的ケア児の健やかな成長を図ると共に、その家族の離職の防止を図り、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として制定。
「豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例」の成立	令和3年12月施行	成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず、身上の保護が適切に行われるべきこと等の理念を踏まえて、区は成年後見制度の利用の促進に関する施策を策定し、事業者や区民が区の施策に協力するように努めることを目的として制定。
「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立(正式名称:「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」)	令和4年5月施行	すべての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定。
「東京都手話言語条例」の成立	令和4年9月施行	手話が一つの言語という認識のもと、手話に対する理解の促進および普及に関する基本理念を定め、意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現に寄与することを目的として制定。
「障害者総合支援法」の改正(正式名称:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律)	令和6年4月施行	障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援および障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者および小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実および療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病および小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる法律を制定。

制度改正等の動向	施行等の時期	概要
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立	令和6年4月施行	障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる法律を制定。
「精神保健福祉法」の改正	令和6年4月施行	精神障害者の権利擁護を図ることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備することを目的として改正。
「手話に関する施策の推進に関する法律」の成立	令和7年6月施行	手話がこれを使用する者にとって日常生活等を営む上で、重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話に関する施策に関して、基本理念を定め、並びに国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的として制定。
「東京都障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」の成立	令和7年7月施行	障害者による情報の取得および利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての都民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して生活することができることを目的として制定。
「高次脳機能障害者支援法」の成立	令和8年4月施行	高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立および社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階で、切れ目なく受けられるようにすることを目的として制定。

2. 計画の位置づけ

- この計画は、「豊島区地域保健福祉計画」の分野別計画に位置づけられ、整合性を保ちながら策定するものです。
- 「豊島区地域保健福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、「豊島区基本計画」(計画期間:令和7年度～令和11年度)で掲げる、保健福祉にかかる地域づくりの方向である「生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち」を具体化する計画です。
- 「豊島区地域保健福祉計画」は、豊島区の高齢者福祉、障害者福祉、保健・医療、子ども等の分野別計画を包含した保健福祉分野の上位計画として、各分野に共通する基本的な考え方や横断的な取組の方向性を示します。
- この計画は、障害者基本法第11条に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、区における障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたものです。



3. 豊島区地域保健福祉計画の概要

地域保健福祉計画とは？

- 高齢者、障害者、子ども、外国人といった個別の対象にとらわれることなく、すべての人々が安心してともに暮らせるよう、地域の活動団体や関係機関との連携と協働により地域生活を継続的に支えていくため、地域保健福祉の推進における理念や基本的な方向を明らかにするものです。
- 保健福祉分野の上位計画として共通して取り組む事項を示し、保健福祉に関連する各種の個別計画において、具体的な施策や事業等の詳細を示しています。

<施策の方向>

① 豊島区版「地域共生社会」の実現に向けて

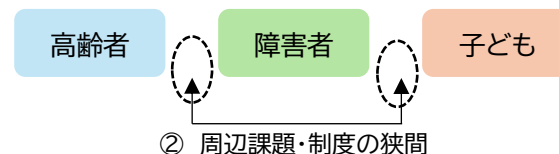
<実現に向けた3つの重点的な取組>

- (1) 区関係施設を含めたすべての福祉相談窓口で、どんな悩みごとでも包括的に受け止め、適切な窓口につなげる相談支援体制を整え、複雑・複合化した課題を抱えた方には、オールとしまで支援できる連携体制の強化をはかります。
- (2) 支援を必要とする人が孤独・孤立に陥らないよう、地域と区が一体となり、継続的なアウトリーチ活動等による見守り支援を推進していきます。
- (3) 区や区内の保健福祉関係機関の人材の確保・育成をはかり、保健福祉サービスの質の向上に取り組んでいきます。

② 区民の支援ニーズに目を向けた目的別の施策体系

目的別の施策体系により、①地域保健福祉に関して「共通して取り組む事項」を明らかにし、②支援を必要とする方の生活課題に目を向けて、「周辺課題」や「制度の狭間」にある人々を支援します。

① 地域保健福祉に関して「共通して取り組む事項」

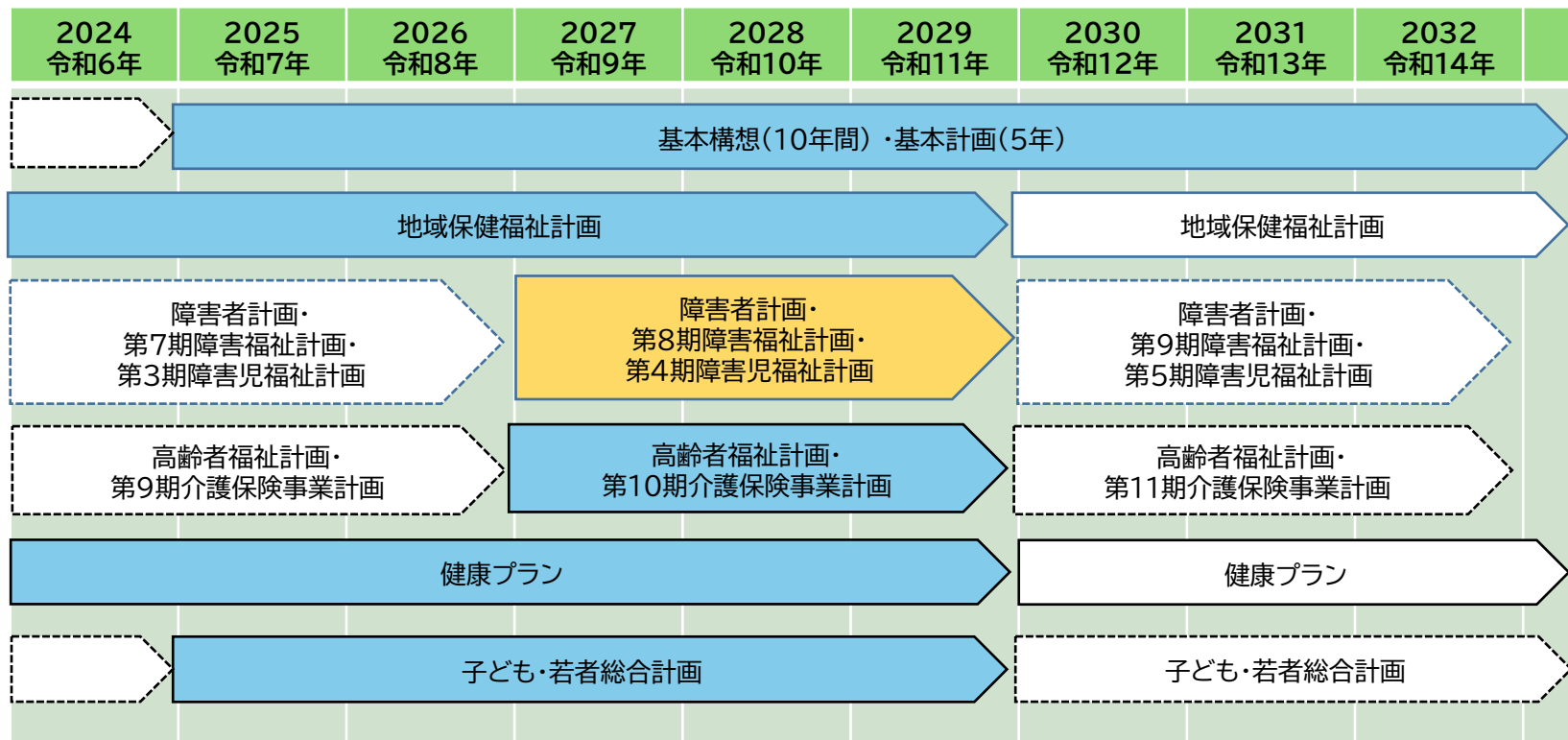


③ 豊島区の特性を踏まえた連携と協働による地域保健福祉の推進

本区は人口の流動性が高いこと、高齢単身世帯や外国人の割合が高いことなど、都市的特徴が顕著です。また、コミュニティのあり方も変化し、近所付き合いの希薄化など、これまでのような支え合いが難しくなっています。一方、支援を必要とされている人々の課題は複雑化・複合化しており、これまでは支援の対象として見られてこなかった人々への対応も大きな課題となっています。これらの状況を踏まえ、地域において福祉を特別なものとするのではなく、地域社会を「福祉コミュニティ」化していくという考えのもと、多様な主体と区が連携と協働することにより、地域保健福祉を推進していきます。

4. 計画の期間

この計画の期間は、令和9年度から令和11年度(2027年度から 2029年度)までの 3年間とします。



障害者計画

障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画として策定されるものです。

障害者計画は区の障害者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として策定されるものです。障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を明らかにするものです。

障害児福祉計画

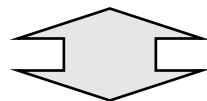
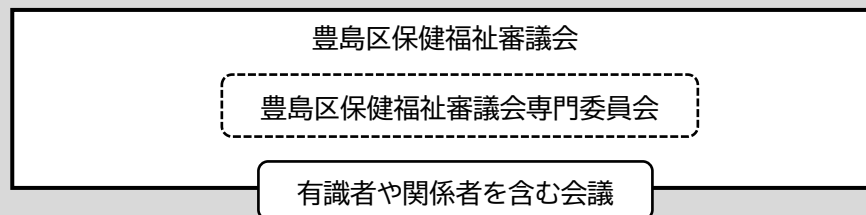
児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として策定されるものです。障害児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするものです。

5. 計画策定の過程

(1) 計画改定に係る検討体制

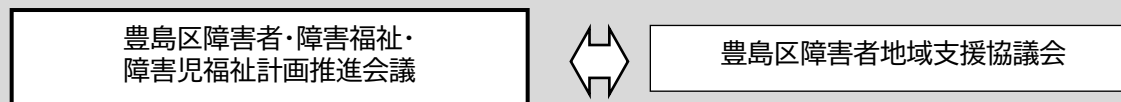
保健福祉審議会専門委員会や、障害者・障害福祉計画・障害児福祉計画推進会議との相互の調整を図りながら、取り組むべき施策やその方向性を確認し、障害者福祉施策のさらなる推進に向けて検討を行いました。

保健福祉に係る計画の改定〔事務局：福祉総務課〕



整合

障害者に係る計画の改定〔事務局：障害福祉課〕



(2)区民の意見の反映

区民の意見などを把握するため、計画の策定に先立ち、実態調査や障害のある方へのヒアリング、子どもの意見を反映させるための子ども会議等を実施し、当事者や支援者のほか、障害福祉サービス事業者等のご意見を把握しました。

実態調査結果や区の施策の実施状況、地域保健福祉全体として目指すべき方向性などをもとに、障害者・障害福祉・障害児計画推進会議において、今後の取組の方向性や重点などを幅広く審議してきました。

また、審議の過程では、障害者地域支援協議会などの各会議体に意見を諮るとともに、パブリックコメントを実施し、より広く区民等の意見を取り入れて施策を検討してきました。

<障害者等実態・意向調査の実施概要>

ア)調査対象

調査名	調査対象 (いずれも令和7年9月1日現在)	抽出数	回収数 (回収率)
I 身体障害者	身体障害者手帳所持者	2,300人	1,255人 (54.6%)
II 知的障害者	愛の手帳所持者	500人	303人 (60.6%)
III 精神障害者	・自立支援給付受給者(※) ・精神障害者保健福祉手帳所持者 ・精神通院医療受給者 ・地域活動支援センター、医療機関等の利用者 ※障害福祉サービスに係る介護給付、訓練等給付、地域生活支援給付の受給者	466人	301人 (64.6%)
IV 難病患者	難病患者福祉手当受給者	400人	244人 (61.0%)
V 障害児	児童通所支援利用者、その保護者	300人	177人 (59.0%)
計		3,966人	2,280人 (57.5%)

調査名	調査対象 (令和7年9月1日現在)	対象数	回収数 (回収率)
VI.事業者	区内すべての障害福祉サービスを提供する事業所	196事業所	114事業所 (58.2%)

イ)調査方法 自記式調査票による郵送配付・郵送回収またはインターネット回答

ウ)調査期間 令和7年10月15日(水)～令和7年11月17日(月)

工)障害者等実態・意向調査の結果概要

① 福祉に関する相談や情報

調査から見る課題

- <福祉に関する情報の取得先>
障害児:「ホームページ」「インターネット」が
他の障害に比べて割合が高い
- <オンライン申請の利用>
全体:18%が「利用している」
- <オンライン申請を利用したことがない理由>
全体:33.3%が「オンライン申請ができることを知らなかった」
30.5%が「窓口で職員と直接話したい」

今後の方向性

- ・障害特性に対応した情報提供体制の確保
- ・オンライン申請の利便性を含めた周知
- ・オンライン申請可能な手続きの拡充

② 日常生活について

- <介護者の年齢>
知的障害者:50～59歳を手助けしている方の
30.8%が80～84歳
- <将来どのように暮らしていきたいか>
知的障害者:22.8%が「グループホーム」
精神障害者:42.3%が「一人暮らし」

- ・重度障害者向けグループホームの整備
- ・地域生活支援拠点コーディネーターの配置
- ・「福祉ホームさくらんぼ」の運営

③ 外出の状況について

- <外出しない(しにくい)理由>
身体障害者:31.6%が「障害が重いため」
知的・精神障害者:「外に出たくないため」が多い
- <外出時に危険と感じたこと>
全体:46.3%が「歩きスマホをしている人」
39.7%が「自転車の通行」

- ・イベント等を機会とした社会参加の促進
- ・安心して外出できる街づくり(バリアフリー)
- ・ガイドヘルパー不足の解消に向けた取組

④ 防災の意識・対策について

調査から見る課題

- <ヘルプマーク・ヘルプカードの着用>
全体:66.9%が「着けていない」
- <日常的な防災への意識・対策>
全体:28.5%が「対策を行っている」
65.6%が「対策を行っていない」

今後の方向性

- ・防災アプリの周知
- ・必要な支援を伝えるための
サポートカードの周知・拡充
- ・災害対策の必要性や対策方法等の周知・啓発

⑤ 社会参加について

- <地域における障害者等の理解>
全体:53.9%が「理解を得られていない」
40.1%が「理解を得られている」

- ・心のバリアフリーの推進に向けた差別解消
に関する取組の実施
- ・障害者サポート講座(対面講座)の実施

⑥ 障害者の権利について

- <虐待経験の有無>
精神障害者:46.3%が「虐待経験がある」
- <障害を理由とした差別>
全体:21.7%が「差別を感じる」
- <選挙に行かない理由>
全体:41.2%が「関心がない」
身体・知的障害者:約3割が「自分で記入できない」

- ・虐待事案に対する改善指導
- ・障害者差別解消に関する周知の工夫
- ・選挙従事職員への合理的配慮に関する研修

調査から見る課題

<自由記述>

知的障害者:子どもの親も高齢になり、親なき後が心配である。重度障害者対応のグループホームや入所施設の新設を求める。

知的障害者:障害があっても参加できるイベントを開催してほしい。

障 害 児:おむつ交換のための多目的トイレや着替え台を増やしてほしい

<事業所運営上の課題>

「職員の確保」が最も多く、次いで「職員の待遇改善」「職員の資質向上」が多い

<区の障害者施策への期待>

「事業所に対する補助金の増額」「福祉人材確保のための方策」が多い

今後の方向性

- ・バリアフリーマップの作成
- ・重度障害者向けグループホームの整備
- ・障害の有無を問わず参加できるイベントの開催

- ・心のバリアフリーの推進に向けた差別解消に関する取組の実施
- ・障害者サポート講座(対面講座)の実施

⑦ 重度支援が必要な方
のご意見

⑧ 事業所調査

<失語症の方へのヒアリング実施概要>

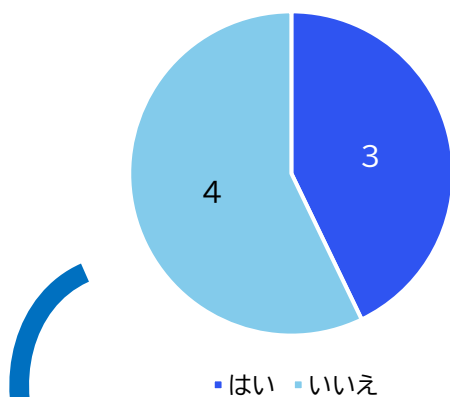
「障害者・障害福祉計画・障害児福祉計画」の改定にあたり、より多くの方からご意見を伺うため、失語症の方へのヒアリングを実施しました。

ア)調査対象 失語症の方が参加する団体(2団体 合計7名)

イ)調査期間 令和8年7月中旬

ウ)ヒアリングの結果概要

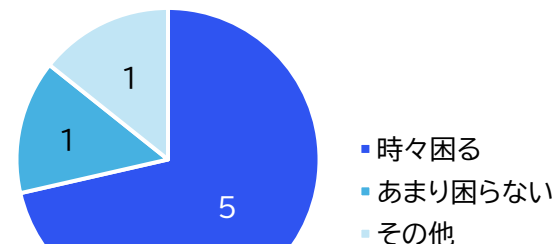
Q.令和7年度から始まった個人に対してコミュニケーション支援者を派遣する事業を利用しましたか



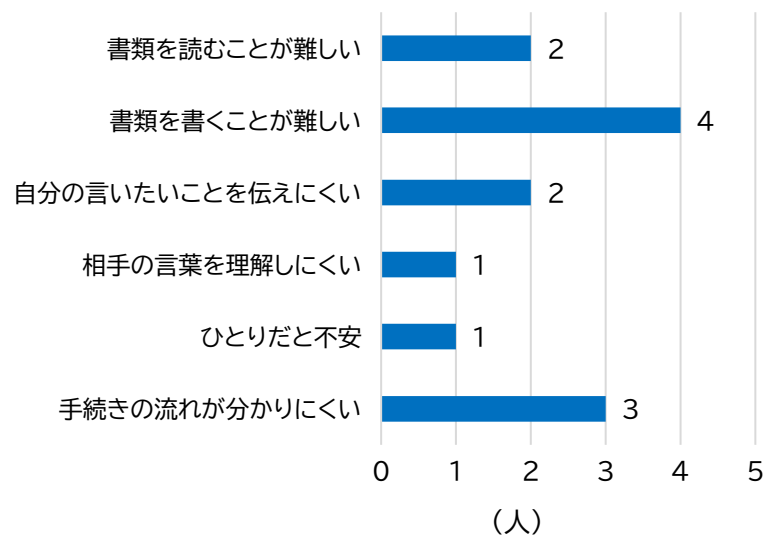
Q.利用しない理由は何ですか

- ・家族が援助してくれるため 2名
- ・利用できることを知らなかった 1名
- ・手続きが面倒なため 1名

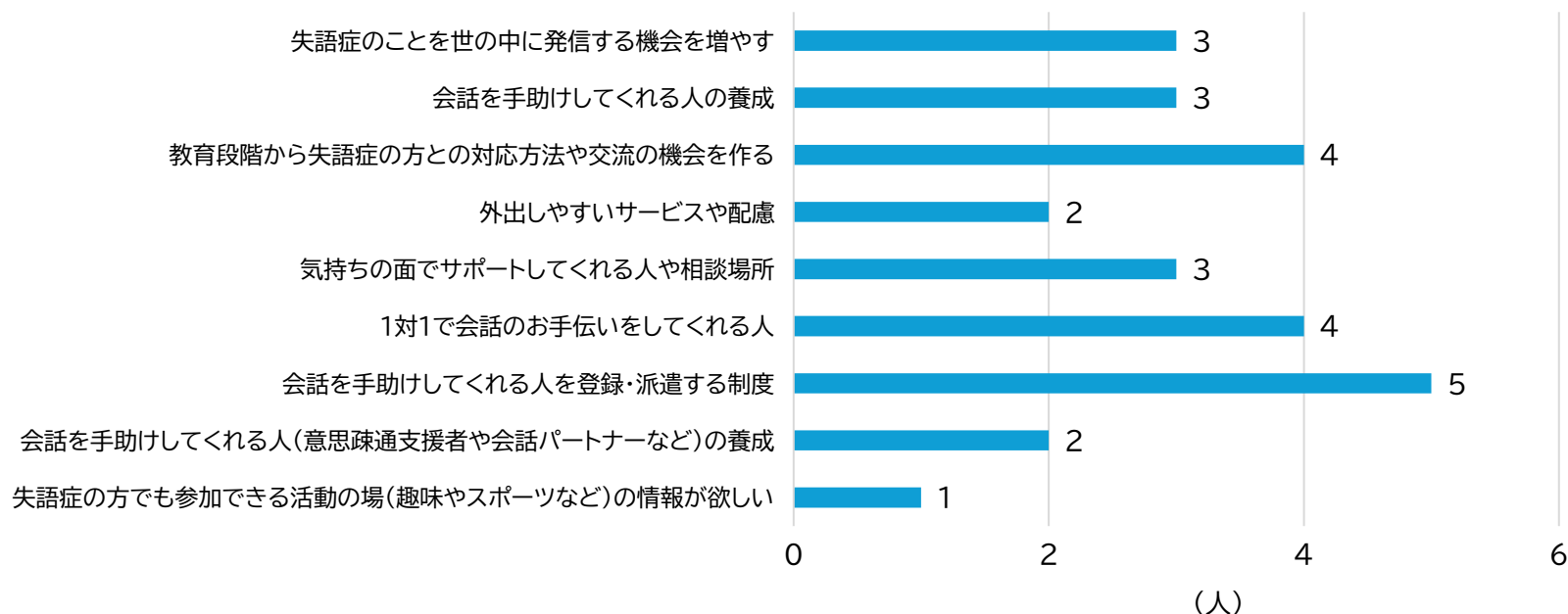
Q.一人で病院、区役所、銀行窓口等に行き、困る時はありますか



Q.どんなことに困りますか



Q.今後、就労や趣味の会など社会参加がしやすくなるためには、どのような取組が必要だと思いますか。



Q.豊島区に対して、ご意見等があれば教えてください。

- ・ 分かりやすく、聞き取りやすい説明をしてほしい
- ・ 外出時に発災が起きた場合、とっさに言葉を伝えられるか不安
- ・ 個人向けの支援者派遣は、平日のみであるため、休日の派遣を求める
- ・ 個人派遣がスムーズになるように、サロン(安心できてつながりが持てる場所)があると良い
- ・ 個人派遣制度により、外出時にスムーズに会話ができたため、他の失語症の方にもぜひ活用してほしい
- ・ 失語症を含め、高次脳機能障害について、認知が進んでおらず、サポートにも課題がある
- ・ 失語症の集まりに来てくれる人が年々減っているため、まだ参加できていない方に向けて周知してほしい

第2章 障害者を取り巻く状況

1. 区の障害者の現況

(1)身体障害者手帳所持者数

令和7年度現在、身体障害者手帳所持者は5,874人となっています。障害部位別では肢体不自由が4割ほどを占め、内部障害がこれに続いています。令和7年度の障害の種類別等級内訳を見ると、種類ごとの分布に差が見られるものの、全体では1級(最重度)が33.4%と最も多く、次いで4級が24.9%となっています。

年度	国	東京都	豊島区					
			区総数	視覚障害	聴覚障害	音声・言語	肢体不自由	内部障害
平成28年	5,148,082	467,203	7,742	626	620	109	3,745	2,642
平成29年	5,107,524	471,080	7,636	617	608	103	3,614	2,694
平成30年	5,087,257	472,587	7,564	599	632	108	3,509	2,716
令和元年	5,054,188	488,905	7,552	597	632	97	3,459	2,767
令和2年	4,970,804	488,492	7,426	599	653	98	3,355	2,721
令和3年	4,909,340	487,827	6,325	492	569	81	2,719	2,464
令和4年	4,842,064	486,142	6,191	489	547	89	2,624	2,442
令和5年	4,783,136	486,907	6,036	497	545	85	2,512	2,397
令和6年	4,674,999	438,957	5,949	488	558	86	2,423	2,394
令和7年	未公表	未公表	5,874	492	550	83	2,342	2,407

等級内訳 (豊島区)	視覚障害		聴覚障害		音声・言語		肢体不自由		内部障害		合計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
1級	153	31.1	19	3.5	2	2.4	441	18.8	1,344	55.8	1,959	33.4
2級	184	37.4	135	24.5	1	1.2	490	20.9	115	4.8	925	15.7
3級	18	3.7	65	11.8	42	50.6	468	20.0	330	13.7	923	15.7
4級	38	7.7	148	26.9	37	44.6	621	26.5	618	25.7	1,462	24.9
5級	81	16.5	0	0.0	1	1.2	188	8.0	0	0.0	270	4.6
6級	18	3.7	183	33.3	0.0	0.0	134	5.7	0	0.0	335	5.7
計	492	100.0	550	100.0	83	100.0	2,342	100.0	2,407	100.0	5,874	100.0

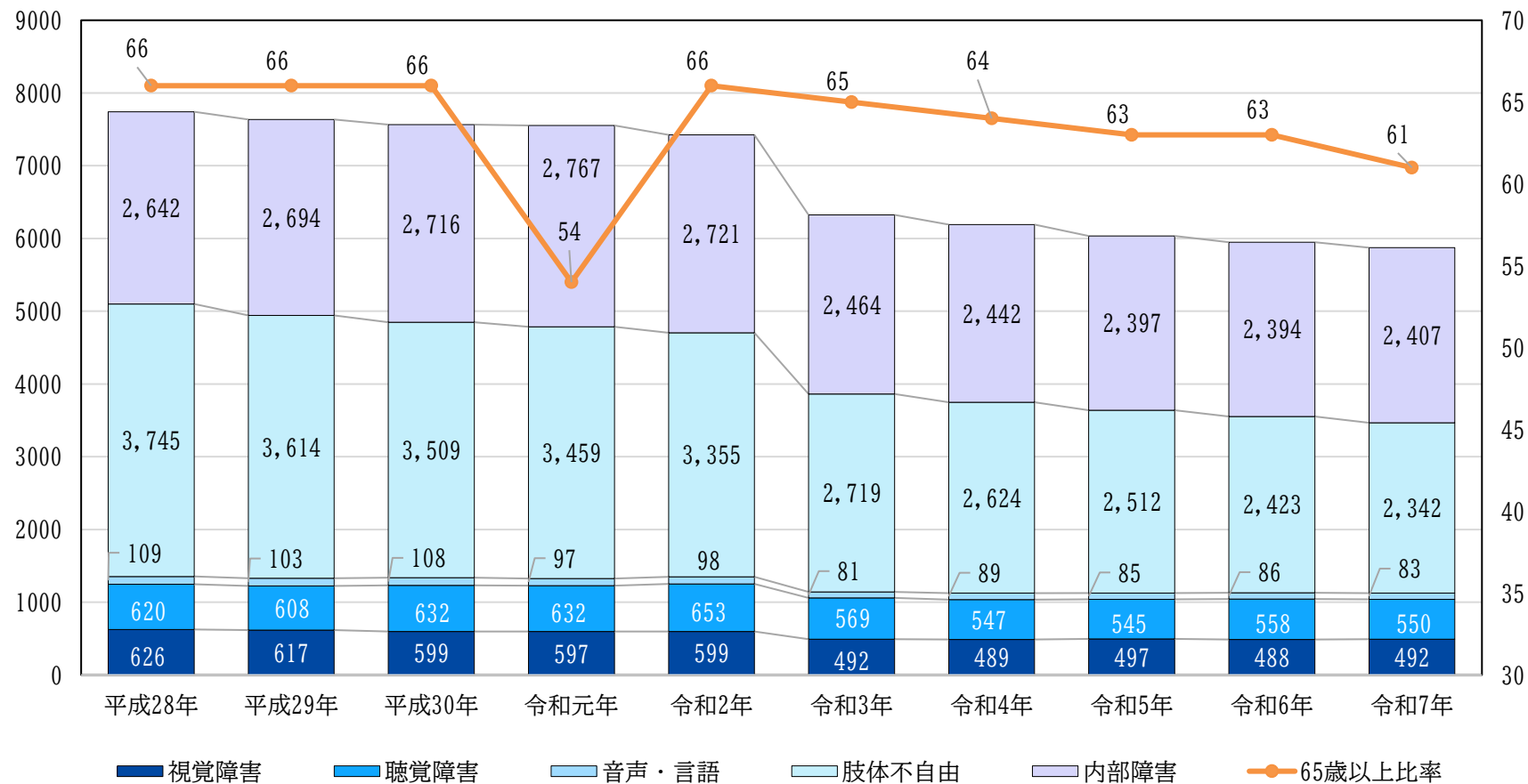
※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合があります。

出典：国－令和6年度福祉行政報告例の概況 東京都－東京都の福祉・衛生 統計年報 豊島区－豊島区の社会福祉(令和8年度版)

(人)

豊島区身体障害者手帳所持者数

(%)



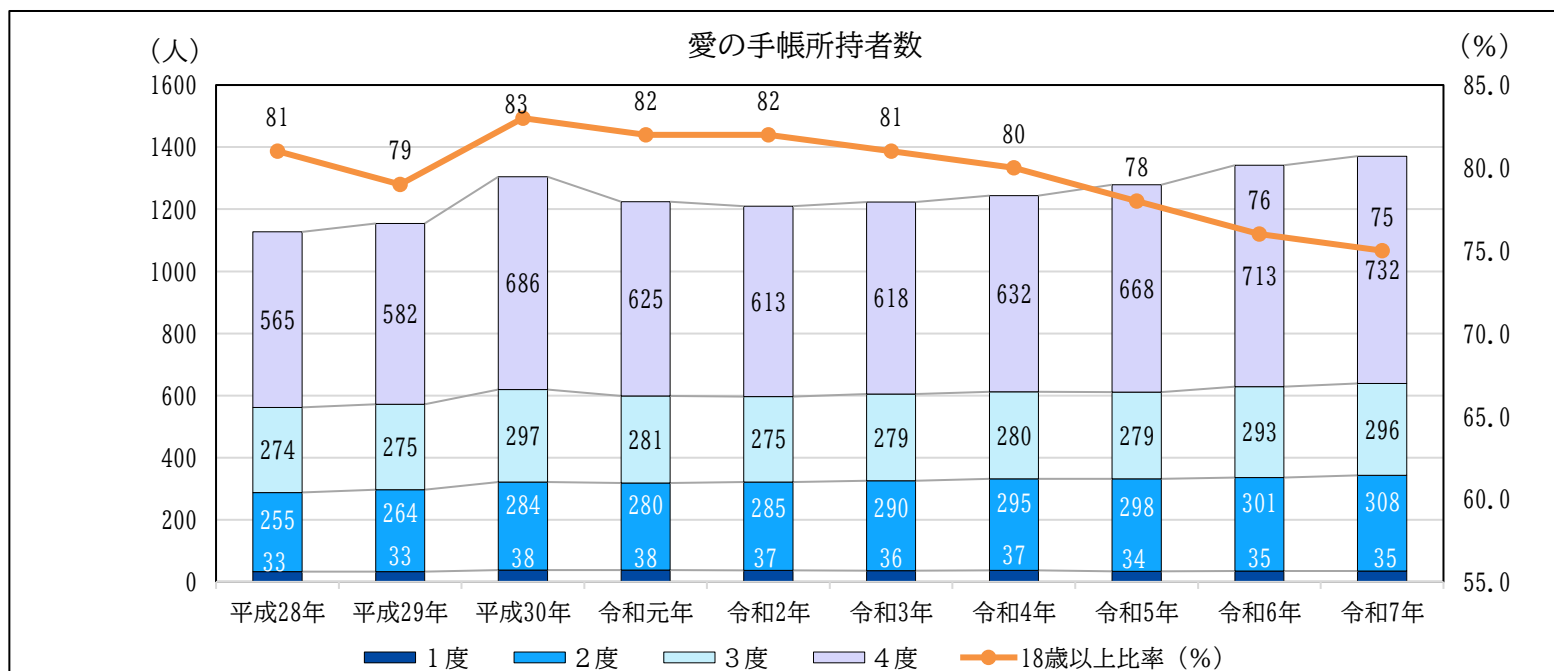
第2章

(2)愛の手帳所持者数

令和7年度現在、愛の手帳所持者数は1,371人となり、年々増加している傾向が見られます。

年度	国	東京都	豊島区 総数	程度			
				1度	2度	3度	4度
平成28年	1,044,573	85,650	1,127	33	255	274	565
平成29年	1,079,938	88,168	1,154	33	264	275	582
平成30年	1,115,962	90,630	1,305	38	284	297	686
令和元年	1,151,284	93,171	1,224	38	280	281	625
令和2年	1,178,917	95,490	1,210	37	285	275	613
令和3年	1,213,058	98,035	1,223	36	290	279	618
令和4年	1,242,605	100,907	1,244	37	295	280	632
令和5年	1,281,469	103,854	1,279	34	298	279	668
令和6年	1,321,350	106,683	1,342	35	301	293	713
令和7年	未公表	未公表	1,371	35	308	296	732

出典：国－令和6年度福祉行政報告例の概況
東京都－東京都の福祉・衛生 統計年報
豊島区－豊島区の社会福祉(令和8年度版)



(3)精神障害者保健福祉手帳交付等状況

精神障害者保健福祉手帳申請件数は増加している傾向であり、令和7年度は1,848件となっています。

◆精神障害者保健福祉手帳申請状況

年度	国	東京都	豊島区
	手帳所持者数		手帳申請件数
平成28年	921,022人	100,999人	1,095件
平成29年	991,816人	108,532人	1,207件
平成30年	1,062,700人	118,352人	1,228件
令和元年	1,073,920人	127,505人	1,386件
令和2年	1,180,269人	130,327人	1,328件
令和3年	1,263,460人	141,000人	1,366件
令和4年	1,345,468人	151,603人	1,624件
令和5年	1,438,093人	163,172人	1,759件
令和6年	1,547,433人	177,090人	1,715件
令和7年	未公表 人	未公表 人	1,848件

◆自立支援医療負担申請件数
(精神通院医療)※1

年度	件数
平成28年	2,597
平成29年	3,219
平成30年	2,746
令和元年	2,837
令和2年 (※2)	1,760
令和3年	2,799
令和4年	3,234
令和5年	2,687
令和6年	2,910
令和7年	3,104

出典：国 ー令和6年度衛生行政報告例の概況

東京都ー東京都の福祉・衛生 統計年報

豊島区ー豊島区の保健衛生(令和8年度版)

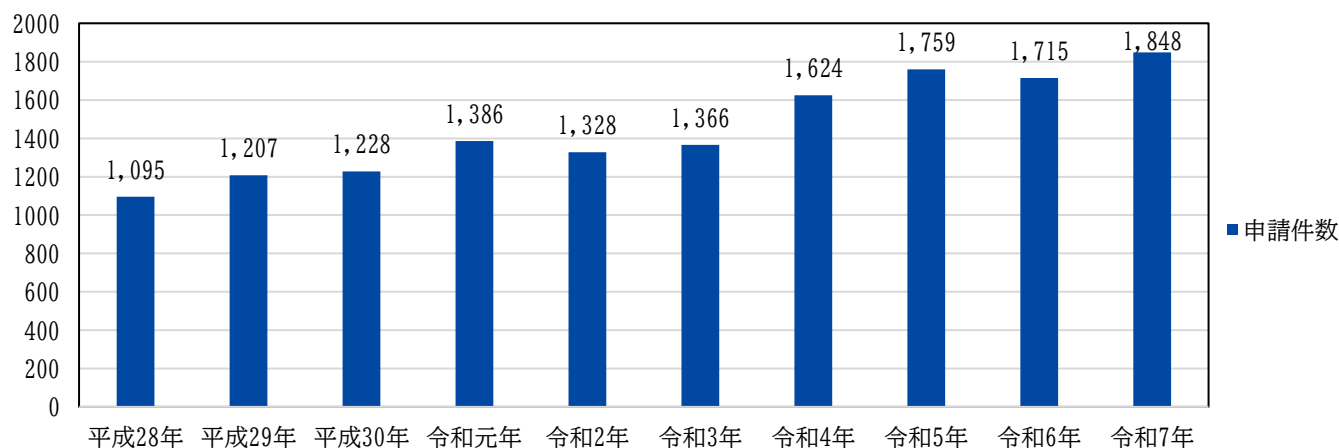
※1 豊島区の自立支援医療負担申請件数は、新規申請および診断書提出のある更新申請の件数である

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応のため自立支援医療は有効期間が1年間の自動延長となった。

※3 精神障害者保健福祉手帳は2年ごとに更新する制度であるため、実際の手帳所持者数は、おおむね2年分の更新件数を合計した人数となる。

(件)

精神障害者保健福祉手帳申請件数



(4)難病医療費等助成申請状況

難病医療費等助成申請件数は増加傾向であり、令和7年度現在、国庫補助事業対象疾病は22件、指定難病は3,232件、東京都単独事業対象疾病は631件となっています。

◆難病医療費等助成申請状況

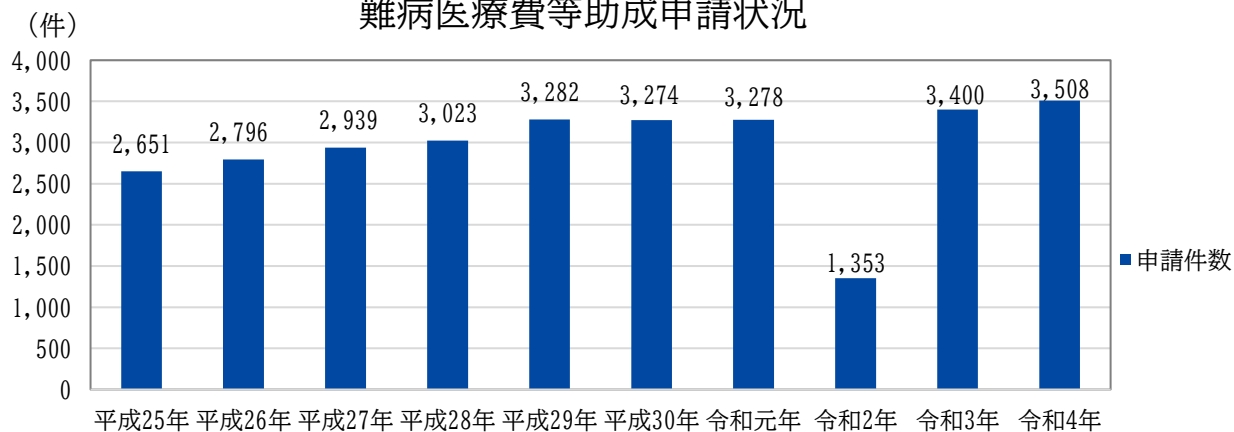
年度	国		東京都単独事業対象疾病	合計
	国庫補助対象疾病	指定難病		
平成28年	19	2,309	695	3,023
平成29年	25	2,560	697	3,282
平成30年	22	2,549	703	3,274
令和元年	20	2,595	663	3,278
令和2年	22	1,183	148	1,353
令和3年	22	2,705	673	3,400
令和4年	25	2,813	670	3,508
令和5年	24	2,517	647	3,188
令和6年	24	2,949	673	3,646
令和7年	22	3,232	631	3,885

◆難病患者福祉手当支給状況

年度	件数
平成28年	690
平成29年	622
平成30年	699
令和元年	771
令和2年	830
令和3年	895
令和4年	936
令和5年	954
令和6年	918
令和7年	952

出典：豊島区の保健衛生（令和8年度版）、豊島区の社会福祉（令和8年度版）
 ※平成27年1月1日「難病の患者に対する医療費等に関する法律」が施行され、国の指定難病として110疾患が指定され、その後順次拡大し、令和8年4月現在348疾患が指定されている。
 ※令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する対象者については新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、有効期間1年延長の取り扱いがされた。

難病医療費等助成申請状況

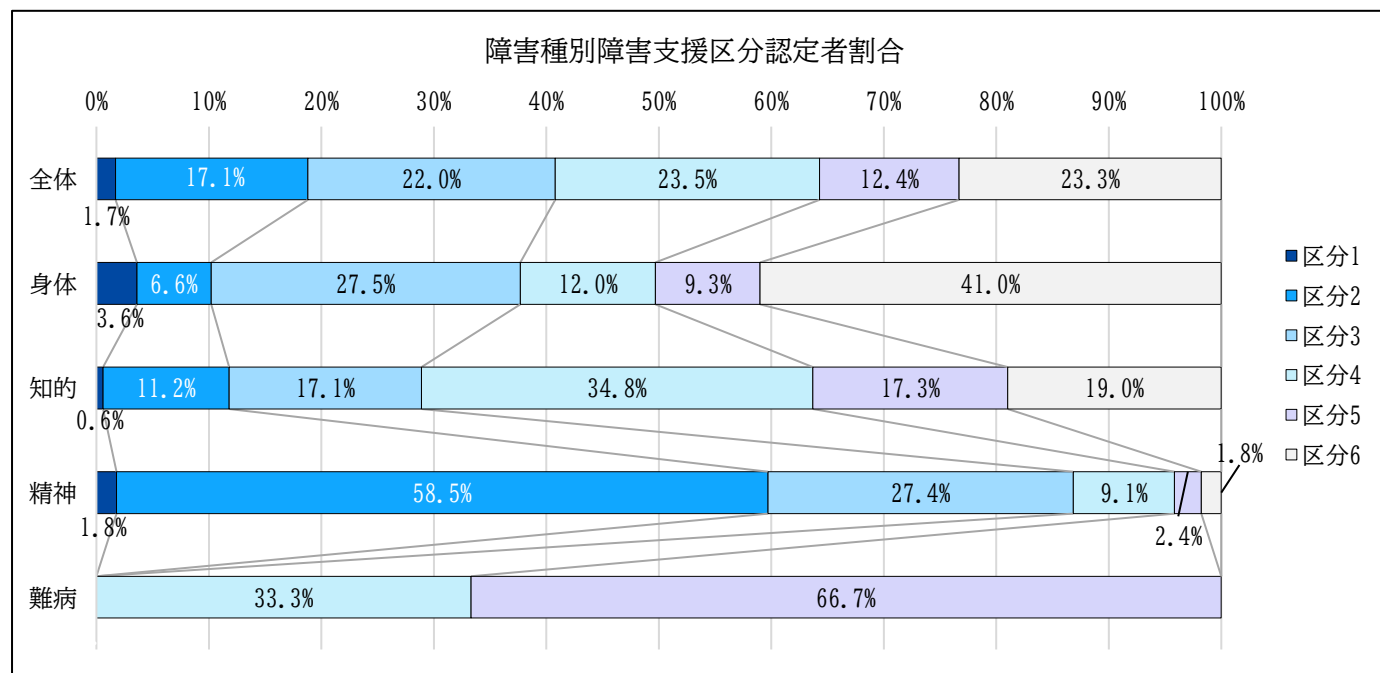


(5)障害支援区分の分布状況

障害支援区分の分布状況は、令和7年度末時点で、区分2以上がそれぞれ100人以上で、特に区分6では243人(23.3%)と多くなっています。障害種別では、身体障害は区分3・4・6、知的障害では区分4・6、精神障害は区分2の該当の方が多くなっています。

障害別	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
全体	0(-)	18 (1.7%)	179 (17.1%)	230 (22.0%)	245 (23.5%)	129 (12.4%)	243 (23.3%)	1,044 (100.0%)
身体	0(-)	12 (3.6%)	22 (6.6%)	92 (27.5%)	40 (12.0%)	31 (9.3%)	137 (41.0%)	334 (100.0%)
知的	0(-)	3 (0.6%)	61 (11.2%)	93 (17.1%)	189 (34.8%)	94 (17.3%)	103 (19.0%)	543 (100.0%)
精神	0(-)	3 (1.8%)	96 (58.5%)	45 (27.4%)	15 (9.1%)	2 (2.4%)	3 (1.8%)	164 (100.0%)
難病	0(-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (-)	3 (100.0%)

出典：豊島区障害福祉課(※サービス支給決定の実人数：主たる障害で集計)
 ※障害支援区分とは、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示したものです。
 ※図中是非該当省略



(6)障害児の状況

18歳未満の障害児数は増加傾向にあり、令和7年度では身体障害者手帳所持者は125人、愛の手帳所持者は347人となっています。また、特別支援学級に小学校138人、中学校に91人が在籍しています。

◆身体障害者手帳 ※18歳未満

年度	視覚障害	聴覚障害	音声・言語	肢体不自由	内部障害	計
平成30年	9	35	1	79	27	151
令和元年	10	35	2	69	33	149
令和2年	11	33	1	65	34	144
令和3年	10	33	2	63	30	138
令和4年	9	33	1	68	26	137
令和5年	8	26	3	67	31	135
令和6年	10	26	3	65	28	132
令和7年	11	22	3	63	26	125

出典：豊島区の社会福祉(令和8年度版)

◆特別支援学級在籍児童・生徒数(単位：人)

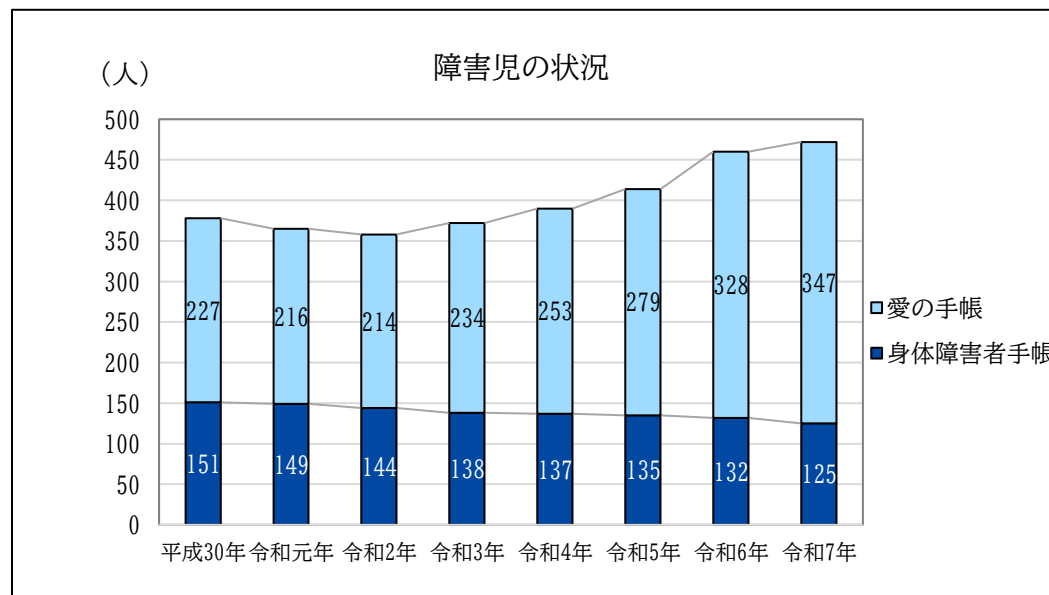
年度	小学校	中学校	計
平成30年	72	32	104
令和元年	86	33	119
令和2年	91	36	127
令和3年	97	42	139
令和4年	110	51	161
令和5年	108	68	176
令和6年	123	72	195
令和7年	138	91	229

◆愛の手帳 ※18歳未満

年度	1度	2度	3度	4度	計
平成30年	7	51	56	113	227
令和元年	6	54	55	101	216
令和2年	5	56	57	96	214
令和3年	5	66	59	104	234
令和4年	6	72	62	113	253
令和5年	4	72	65	138	279
令和6年	4	77	74	173	328
令和7年	2	82	81	182	347

出典：豊島区の社会福祉(令和8年度版)

出典：東京都教育委員会：公立学校統計調査報告書



2.現計画におけるこれまでの取組

施策体系① 地域の支え合いと福祉コミュニティの形成

障害のある方の重度化や高齢化、介助するご家族の高齢化などに対応できるよう、相互理解と支え合いに基づく、福祉コミュニティづくりとコミュニティソーシャルワーク機能の強化を図りました。

<主な取組事業>

○ 障害者サポート講座

障害のある方のサポート方法を配信している「障害者サポート講座」を小学生でも分かりやすい内容にするため、子ども会議に参加した小学生の協力のもと、「子ども版障害者サポート講座」を配信しました。



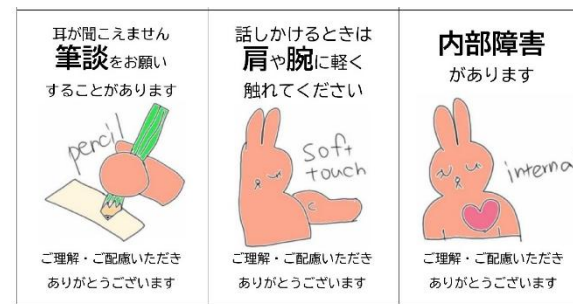
子ども版サポート講座

○ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

困ったときに配慮や手助けをお願いしやすくするためのヘルプマークとヘルプカードの普及を図るため、セットにして持ち運ぶことができる「さをり織りケース」を無料配布しています。

また、イベント開催時には、ポスターやパネル展示を行い、周知・啓発を進めています。

令和8年度からは、障害のある方が必要とするサポートを絵で表現したサポートカードを配布しています。



サポートカード

<主な取組事業>

○ 高次脳機能障害者支援対策事業

全年齢を対象とした相談支援を実施するとともに、一番身近な支援者である家族同士が支え合えるよう家族交流会を開催しました。併せて、区内外の関係機関とのネットワークづくり、情報共有を目的とした連絡会を開催しています。

また、講演会やセミナーの開催とともに、パンフレットの配布などを通じて、区民や関係者に「高次脳機能障害」の周知・啓発を図りました。

○ 地域生活支援拠点(面的整備型)の拠点事業の推進

障害のある方の高齢化・重度化や、親なき後を見据え、相談や緊急時の受入れといった複数の機能を持つ拠点として、多機能型の地域生活支援拠点を整備しました。令和5年度からは地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、今ある社会資源をより有効的に活用するために地域生活支援拠点の面的整備を進めています。

施策体系② 包括的な支援体制の構築

障害だけでなく、複合的な課題のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「重層的支援体制」により必要なサービスが総合的・包括的に提供される相談体制を推進しました。

<主な取組事業>

○ 基幹相談支援センター事業

障害のある方やそのご家族などの多様な相談に対応する総合的な相談支援機関として、基幹相談支援センターを設置しています。

ご相談の内容に応じて、情報提供、適切な相談窓口やサービス等のご案内、関係機関との連携による専門的な支援を実施しています。また、地域の相談支援事業所等との連携強化を促進することで、相談支援のネットワークづくりを担っています。

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある方も地域の中で自分らしく暮らしていけるよう、協議の場において国の広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めました。

また、当事者の「経験」から支援者が「当事者にとって良かったこと」「助かった資源」について学び、当事者・支援者双方にとってより良い地域になるための資源を考える機会とするため、「当事者まんなかワークショップ」を開催し、当事者が必要としている支援や資源を見える化しました。

○ 精神障害のある方に対するアウトリーチ*活動の活用

未治療や医療中断などのため、地域社会での生活に困難をきたしている精神障害のある方に対し、地域精神保健相談員や地区担当保健師、精神科医のチームが訪問型支援を行いました。これにより、適切な医療に結び付け、その後の地域生活定着に向けた支援を継続的かつ計画的に実施し、本人および家族、住民が安心して地域生活を送ることができる環境づくりの推進を図りました。



当事者まんなかワークショップ

<主な取組事業>

○ 発達障害者心理相談補助事業

区内大学と連携し、発達障害のある方やそのご家族が発達障害に起因した社会生活上の問題について、心理相談事業を利用した場合の利用料の一部を補助しています。これにより、事業を利用する発達障害のある方やそのご家族の費用負担を軽減し、悩みや問題解決の一助になっています。

○ 健康づくりの推進

スポーツに触れるきっかけづくりとして、スポーツのつどい、みんなのヨガ教室などを開催し、健康づくりの促進をしました。



スポーツのつどいの様子

施策体系③ 障害児支援の充実

子どもの成長過程によって支援が途切れることがないよう、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携し、切れ目ない支援体制を構築しています。

<主な取組事業>

○ 区立児童発達支援センターの整備

心身に障害のある子や発達に心配のある子に対し、相談や個別指導による援助等を行う施設として、「区立児童発達支援センター」を整備しました。地域の障害児支援の中核として、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの提供事業者と連携を行っています。

○ 豊島区医療的ケア児等支援協議会の運営

医療的ケア児等に関して、各取組の情報共有および支援に向けた関係機関との連携など、様々な事項について協議を行い、適切な支援につなげました。

○ 医療的ケア児等介護等支援助成事業

令和8年度からは、豊島区子ども若者応援基金を活用して、医療的ケア児と重症心身障害児の保護者の方の負担を軽減することを目的に、介護等に係る費用の助成を行えるようにしました。

○ 医療的ケアが必要な方への支援

医療的ケア児やそのご家族が利用できる主な行政サービスについて、対象事業と担当窓口を示したご案内を改訂し、ホームページに掲載することで、相談しやすい体制づくりを進めました。

また、令和8年度からは「重度心身障害者(児)日常生活用具給付事業」に、新たに蓄電池・自家発電装置を給付種目に加え、医療的ケアが必要な方への支援を拡充しました。

○ 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業*の拡充

「年間利用上限時間」および「看護師等の派遣先」を拡充しました。年間利用上限時間を144時間から288時間に引き上げるとともに、看護師等を自宅・学校に限らず派遣できるようにしました。

施策体系④ 地域生活支援の充実

障害のある方が安心して地域での日常を過ごすことができるよう、在宅生活を支える各種サービスや相談窓口の充実を図りました。

また、医療的ケアが必要な方や重症心身障害児者、難病患者、強度行動障害、高次脳機能障害等の障害特性に配慮したきめ細かい支援体制の整備を進めました。

<主な取組事業>

○ 地域支援協議会の運営

障害のある方が充実した日常生活や社会生活を送れる地域社会の実現を図るため、民間事業所、就労支援、教育、権利擁護などの関係者や障害者相談員、障害当事者を構成員として地域支援協議会を開催し、地域関係機関によるネットワーク構築に向けた課題整理を行いました。



地域支援協議会におけるワークショップの様子

○ 地域生活移行支援事業

退院することが可能な精神障害のある方の円滑な地域移行を促進するため、地域移行に向けた周知・啓発、関係機関のネットワーク構築およびピアサポーター*の活用による対象者への働きかけを行いました。

○ 発達障害者支援事業

発達障害者相談窓口において、発達障害に関し、あらゆる年齢層の当事者・ご家族からの相談に応じています。関係部署と連携を図るため、豊島区発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、ライフステージを通じて一貫した支援が受けられるよう、体制づくりを行いました。

○ 生活期リハビリ事業・地域活動支援センター事業

中途障害(身体障害、難病、高次脳機能障害等)の方の生活再建や就労復帰を支援するため、リハビリテーション専門職と看護師による個別の通所リハビリ・評価、相談対応を行います。また、就労困難な中途障害の方を対象に、日々のできごとや自分のことを語り合ったり、仲間と一緒に創作活動、軽スポーツ、園芸などを行っています。

<主な取組事業>

○ 入浴サービス事業

家庭や公衆浴場での入浴が困難な知的障害・身体障害のある方に、入浴の機会を提供し、健康の維持・増進、生活の質の向上を支援します。

移動入浴車で訪問し、特殊浴槽による「訪問入浴」と、豊島区立心身障害者福祉センター内の入浴室で行う「施設入浴(機械入浴・介助入浴)」があります。

○ 失語症の人のコミュニケーション支援事業

失語症の方が参加している団体に対して、コミュニケーション支援者を派遣することで、失語症の方同士の交流や地域での社会参加ができるための支援を行いました。

また、令和7年度からは個人に対する派遣も対象に加え、失語症の方が地域で生活するうえでのコミュニケーションを確保するために、コミュニケーション支援者が外出に同行できるように支援を拡充しました。

施策体系⑤ 就労支援の充実

障害のある方が働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を過ごせるよう就労に関わる支援のほか、生活全般の支援の充実を図りました。また、就職後のフォローアップを含めたサポート体制など、継続した支援を提供できる体制づくりを進めました。

その他にも、新たな障害者雇用モデルの実証実験を実施し、長時間の就労が困難な方に適した就労形態の整備を進めました。

<主な取組事業>

○ 障害者就労支援事業

障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある方が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障害者の一般就労を促進し、障害のある方の自立と社会参加の一層の促進に資するべく事業を実施しています。

具体的には、就労移行支援や就労定着支援として、障害のある方の雇用の安定を実現するため、職業相談などに加え、就職後のサポートを行いました。関係機関と連携し、一般就労機会の拡大、自立と社会参加の一層の促進を図るとともに、職場定着支援を充実させることで、就職後も安心して働き続けられるように支援しています。

○ 共同受注ネットワークづくり

障害福祉施設が自立した受注体制の運営を実現し、豊島区全体の工賃向上を図るため、区内障害者就労施設などが連携して「豊島区共同受注ネットワーク」を運営しています。

○ 障害者の福祉的就労推進事業

障害のある方の社会参加や、工賃の向上を図ることを目的に、ものづくりを通じて地域とのつながりを深めるため、区内の障害福祉施設のネットワーク活動を支援し、としまMONOづくりメッセへの出店や、庁舎内に商品販売エリア(カフェふれあい前常設商品棚など)の設置などを行っています。

さらに、共同受注ネットワークなどの運営や自主製品販売、各種勉強会を通じて、施設間の連携体制の強化を図りました。

○ IKE・SUNPARK ファーマーズマーケット

IKE・SUNPARKで開催されているファーマーズマーケットにおいて、「はあとの木」に参加している障害福祉施設に出店を促し、区内の就労施設で製作された、心のこもった商品の販売促進を行っています。

また、「はあとの木」参加事業所の自主製品を景品にした射的イベントを開催するなど、子どもたちも参加しやすいイベントを開催し、幅広い世代にわたった周知・啓発を進めています。



IKE・SUNPARK
ファーマーズマーケットの様子

施策体系⑥ 権利擁護の推進

障害を理由とした不当な差別や虐待のない、障害のある方もない方も互いに尊重し、共生できる社会づくりを推進しました。

また、障害により判断能力が不十分で法的な対応が必要な方が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度などの取組を推進しました。

<主な取組事業>

○ 障害を理由とする差別の解消に関する取組

豊島区障害者権利擁護協議会を開催し、地域の関係機関によるネットワーク構築などに関する事、障害を理由とする差別に関する相談、差別解消に資する取組の周知・啓発に関する事などを協議し、障害のある方の権利擁護につなげました。

また、障害者差別解消に関する区民向けパンフレットを用いて、障害の理解促進のための啓発に取り組んでいます。

○ 成年後見制度利用支援

福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」を権利擁護支援の中核的な機関として位置付け、講演会などを通じ、成年後見制度についての周知・啓発を進めるとともに、区長申し立て*による法定後見制度の活用など、判断能力の不十分な方の支援を行っています。また、資産が少なく申立費用を負担することが困難である方、成年後見人等に対する報酬等が支払えない方に対し助成を行っています。

○ 啓発活動などの強化

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」、「発達障害者啓発週間」などに合わせて、広報としまや中央図書館などで、障害および障害のある方に関する理解と配慮に関する啓発活動を実施しました。



中央図書館での展示

<主な取組事業>

○ 障害者虐待防止センターの運営

障害のある方の権利を守り、虐待を未然に防ぐため、豊島区立心身障害者福祉センター内に「障害者虐待防止センター」を設置しています。虐待に気づいた方や、支援に悩むご家族が、決してひとりで抱え込むことなく、いつでも安心して相談できる体制を整え、迅速な対応と適切な支援につなげます。

○ 障害者の虐待防止に関する啓発

障害者虐待の早期発見に向け、相談窓口である「障害者虐待防止センター」の役割について、区ホームページや広報紙、窓口での案内を通じて周知を図りました。また、施設・事業所における虐待防止を徹底するため、令和6年度の報酬改定で義務化された事項(虐待防止委員会の開催、虐待防止研修の実施等)について、事業所連絡会等の機会を通じ、説明と啓発を行いました。

施策体系⑦ 保健福祉人材の育成とサービスの質の確保および向上

区職員や民間事業所の障害福祉専門職などの充実・レベルアップに継続的に取り組み、計画的な指導検査を実施することで、質の高い障害福祉サービスの提供を図りました。

また、障害福祉サービス従事者の研修費用の助成により、福祉人材の確保を図りました。

<主な取組事業>

○ 専門人材育成のための研修費用助成

区内の障害福祉サービス事業所などに従事している職員の専門性を高めるため、喀痰吸引等研修、強度行動障害支援者養成研修、同行援護従業者養成研修の受講料などの一部を助成する事業を実施しています。また、移動支援体制を充実させるため、令和7年度より移動支援従事者養成研修についても助成の対象としました。

○ 指定特定相談支援事業所へのサポート

基幹相談支援センターにおいて、区内の相談支援事業所に対して、連絡会や講演・研修を開催するとともに、事例検討会などの機能強化事業を行うことにより、ネットワークの構築や相談支援能力の向上を図りました。地域の相談支援事業所に対する後方支援や人材育成を行うことで、各機関とのネットワークを強化し、地域全体で質の高い相談支援を提供できるよう体制整備に努めています。

○ 区の専管組織による計画的な障害福祉サービス事業所等への指導検査の実施

障害福祉サービス事業所等の適正な事業運営と利用者保護などの観点から、障害福祉サービスの質の向上や自立支援給付に係る費用などの支給の適正化を図るため、指導検査を実施しています。

施策体系⑧ 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備

災害時に障害のある方に必要な支援や配慮が提供できるよう、災害時要援護者名簿や避難所の整備のほか、災害発生後の支援に至るまで、切れ目のない支援が行われる体制づくりを進めました。

<主な取組事業>

○ 地域における防災訓練への参加促進

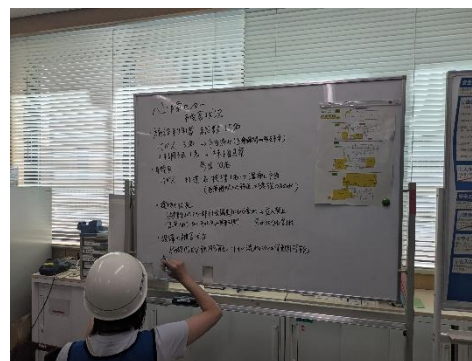
安全対策委員会において、地域の町会が主催する救援センター立ち上げ訓練に参加し、障害のある方を受入れる際の課題などについて協議を行いました。

○ 福祉救援センターの整備・訓練・周知・運営(備蓄)

心身障害福祉センターにおいて福祉救援センター立ち上げ訓練を実施し、センター立ち上げの手順を確認するとともに、課題の抽出・検討を行いました。また、令和7年度から各福祉救援センターに、災害時用のトイレや蓄電池など、福祉救援センターの運営に必要な備品を配付しました。

○ 障害者防災の手引きの改訂

災害発生時の備えとして障害のある方向けの防災マニュアル「豊島区障害者防災の手引き」を改訂し、新たに高次脳機能障害の方や発達障害のある方、医療的ケアが必要な方、人工透析治療をされている方等が災害に備えて準備するべき点やサポート方法等を追加しました。窓口での配布とともに町会・自治会など関係機関に配布し、周知・啓発を図っています。



福祉救援センター立ち上げ訓練の様子

施策体系⑨ 福祉のまちづくりの推進

日常生活上のさまざまな障壁(バリア)を解消することで、誰もが安全・安心で快適な暮らしを実感し、気軽に外出したいと思える環境づくりを推進しました。

また、ICTやAI技術を活用したシステムの導入により、情報アクセシビリティの推進を図りました。

<主な取組事業>

○ 視覚障害者外出支援事業

鉄道事業者と連携した取組として、視覚障害者専用のナビゲーションアプリ「shikAI(シカイ)」を導入し、音声案内により進む方向や距離を伝えることで、視覚障害のある方が安心して目的地までたどりつけるためのシステムの運用を行っています。

現在は、区役所、東池袋駅、中央図書館の3地点をつなぐルートを形成しています。

○ ICTの積極的活用

手話ユーザーと音声ユーザーのコミュニケーションをより円滑にするために民間企業が開発した、最新のICTやAI技術を活用したシステム「SureTalk」の実証実験に参加しました。



shikAI(シカイ)

○ 障害福祉課関係窓口でのコミュニケーション、UDトーク、点字プリンターなどの活用

障害のある方との円滑な意思疎通支援を行うため、マイクを使って語りかけると、声が聴き取りやすくなるスピーカーの「コミュニケーション」、音声認識によって話した言葉を文字変換してタブレットで表示する「UDトーク」、点字を印刷することができる「点字プリンター」を導入し、意思疎通支援を推進しています。

○ 通知の送付に係る点字による情報提供

視覚障害の方への情報保障のため、令和7年度より、点字による情報提供を希望する区民の方へ区から発送する郵送物の一部に「発送元」と「連絡先」がわかる点字シールを貼付する事業を開始しました。

施策体系⑩ 文化活動を通じたインクルーシブ*な社会の推進

文化活動・スポーツ活動に積極的に参加できるような環境整備を進めることで、障害のある方の社会参加や交流、健康づくりを推進しました。

<主な取組事業>

○ 障害者アート教室

決められた道具や制作方法の中で行うのではなく、参加者それぞれが使いたい道具を選び、ありのままの感性を大切にし、気軽にアートに親しむことができる障害者アート教室を開催しました。

○ 障害者文化活動推進事業

豊島区障害者美術展(ときめき想造展)、区役所本庁舎の「まるごとミュージアム」、「Echika池袋ギャラリー」、「まちかど回遊美術館」などを開催し、障害のある方の作品や制作活動などを紹介することで、障害のある方への理解を深め、社会参加を促進しています。

○ デフリンピック開催を契機とした障害の理解促進

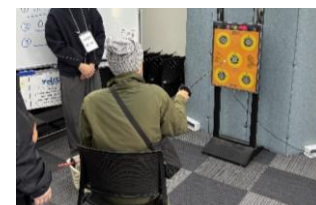
東京2025デフリンピック大会の開催を契機に、初心者向け手話講習会やデフリンピックキャラバンカーを用いたイベントを開催し、手話言語の普及啓発を行いました。



デフリンピック
キャラバンカー

○ ふくし健康まつり

障害福祉関係団体による自主製作品の販売やパラスポーツの体験などのほか、障害のある方のダンスパフォーマンスなどを行い、幅広い世代へ障害のある方への理解促進に向けた周知・啓発を図りました。



ふくし健康まつりの様子

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念と基本方針

本区では、区民等の参画と協働を基本とした基本構想に掲げる将来像「誰もがいつでも主役 みんながつながる 出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」の実現に向け、その具体化を図る基本計画と整合性を図るとともに、以下の理念・方針のもと地域保健福祉の推進を図ります。

基本理念

「個人の尊厳が守られ、すべての人が地域でともに支え合い、心豊かに暮らせるまち」

基本方針

① 人間性の尊重と権利の保障

高齢者、障害者、子ども、外国人をはじめとする、すべての区民の人間性が尊重され、心身の機能が低下した場合においても一人ひとりの権利が守られるよう制度の普及、活用を推進します。

② 自己決定の尊重

保健福祉サービスを利用するにあたり、区民一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、個人としての自己実現を図れるよう支援します。

③ 健康で自立した地域生活の促進

すべての区民がそれぞれの状況や能力に応じ、必要な支援を受けることにより、主体的に社会参加し、健康で自立した地域生活が営める仕組みを構築します。

④ 区民をはじめ、地域活動団体などと区が協働する「新たな支え合い」による地域保健福祉の推進

主体的に活動する区民をはじめ、ボランティア、NPO法人、地域活動団体などと区が協働することにより地域保健福祉を推進する「新たな支え合い」による地域社会を築きます。

⑤ サービスの総合化

身近なところでの総合相談や、サービスの適切な利用を支援する体制を構築するとともに、保健・医療・福祉の連携をさらに進め、雇用・住宅・交通・教育などのさまざまな生活関連分野との連携を図り、総合的な支援を行います。

2. 施策の方向性

「豊島区地域保健福祉計画」における「地域共生社会」の実現に向けた施策を展開するとともに、その個別計画である「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」では、障害者基本法や障害者差別解消法の理念に基づき、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを基本理念とします。

また、政府が策定した「障害者基本計画(第5次)」では、障害者基本法に基づく共生社会の実現とともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念やデジタル活用によるアクセシビリティ向上などについても、重要な視点として示されています。

こうした理念や視点を踏まえ、本計画においては、事業の継続性や一貫性の観点から、これまでの計画の考え方を継承することを原則としながら、様々な社会情勢の変化を的確にとらえ、以下の基本的な考え方に基づいた施策を展開していきます。

1 障害のある方の自立と社会参加の推進

障害のある全ての方に対し、次に掲げる機会の適切な確保や拡大を図っていきます。

- ・社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会
- ・地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会
- ・言語その他の意思疎通のための手段について選択する機会
- ・情報の取得または利用のための手段について選択する機会

3 地域共生社会の実現

障害のある方の視点に立ち、地域社会への働きかけや地域での包括的な生活支援や相談体制の充実、就労や社会参加の支援などの幅広い施策に取り組むとともに、地域の中で互いに支え合い、誰もが安心して暮らし続けられるような「地域共生社会」の実現を推進します。

また、発達障害、難病患者、高次脳機能障害*、医療的ケア*の必要な方、重症心身障害児者、障害児などの多様なニーズや、介助者の高齢化や親なき後などの複合的な問題に対して、既存の相談支援や地域づくりの取組を活かし、福祉分野を横断した「重層的支援体制」の構築を進めていきます。

2 障害のある方の自己決定の尊重と障害の理解促進

障害のある方が、自己決定と自己選択により、その人らしく主体的に暮らししていくために、意思決定に配慮した支援を行い、本人の権利が尊重される社会の実現を推進します。

併せて、障害を理由とした差別や権利・利益侵害を禁止し、参加と選択の機会を妨げる社会的障壁の除去または合理的な配慮の提供を推進するとともに、障害のある方と接する機会の少ない区民や事業所などに対して、障害の理解促進に向けた効果的な周知啓発を実施していきます。

4 社会情勢の変化に対応した施策の実施

(1) 災害や感染症への対応

大規模災害や新たな感染症が発生した場合でも、障害福祉サービスの提供や支援を継続できるよう、関係機関との連携強化を図り、迅速かつ適切に対応できる体制の整備を進めていきます。

(2) デジタル技術の活用

デジタル技術の進展を踏まえ、アクセシビリティに配慮したICTやAIなどの新たな技術を活用し、社会的障壁の除去や情報格差の解消、利便性の向上を図り、「誰一人取り残さないデジタル社会」の実現を推進していきます。

(3) 家族支援の充実

障害のある方を支える家族への支援を充実させるため、障害福祉サービスなどに関する情報提供や相談支援を行うとともに、関係機関と連携した支援体制を構築していきます。

3. 施策の体系

本区の地域特性や地域資源の現状とともに、国や東京都の施策の方向性を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、次の10の施策を推進していきます。

1 地域の支え合いと福祉コミュニティの形成	・障害の理解促進 ・地域における支え合い活動の促進と担い手との連携 ・地域生活支援拠点を活かした支え合いの推進 ・地域における見守りの推進
2 包括的な支援体制の構築	・地域資源を活用した相談体制の充実 ・包括的な相談のための分野横断・連携強化 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・相談体制の充実 ・発達障害の相談体制の強化 ・健康づくりの推進 ・障害児者家族への支援
3 障害児支援の充実	・障害児支援体制の強化 ・医療的ケア児への支援
4 地域生活支援の充実	・地域の相談支援体制の充実とネットワークの構築 ・住み慣れた地域で生活するための支援 ・障害特性に配慮したきめ細かい支援の充実
5 就労支援の充実	・就労と職場定着への支援 ・就労支援に向けた地域連携 ・工賃向上への取組
6 権利擁護の推進	・障害者の権利を守る取組の充実 ・成年後見制度の普及・啓発および利用促進 ・障害者虐待の早期発見・早期対応 ・障害を理由とする差別解消に向けた取組の推進
7 保健福祉人材の育成とサービスの質の確保および向上	・障害福祉サービスの質の向上におよび人材確保に向けた取組 ・計画的な指導検査の実施 ・障害福祉サービスなどに係る研修などの活用
8 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備	・防災対策を通じた地域づくり ・福祉救援センターの開設 ・感染症などへの対応
9 福祉のまちづくりの推進	・アクセシビリティの向上(バリアフリーのまちづくり) ・情報アクセシビリティの向上
10 文化活動を通じたインクルーシブな社会の推進	・文化・芸術活動の振興 ・社会参加の促進

第4章 施策の展開

1 地域の支え合いと福祉コミュニティの形成

目指すべき姿

障害のある方の重度化や高齢化、介助するご家族の高齢化などに対応できるよう、相互理解と支え合いに基づく、福祉コミュニティづくりとコミュニティソーシャルワーク*機能を強化し、SDGsの理念でもある「誰一人取り残さない」社会づくり「ソーシャルインクルージョン*」の実現を図ります。

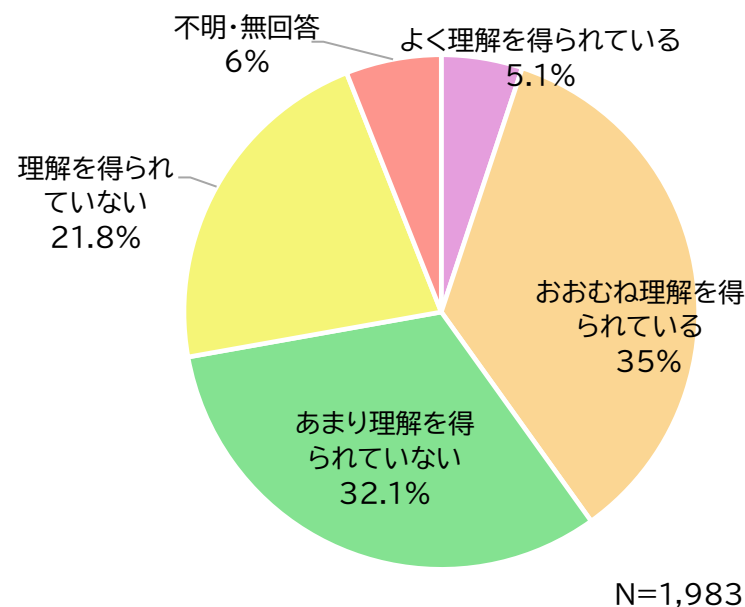
現状・課題

障害者基本法では共生社会の実現に向け、障害を理由とした差別や権利・利益侵害を禁止するとともに、参加と選択の機会を妨げる社会的障壁の除去または合理的な配慮を求めています。

令和7年度のアンケート結果によると、地域での障害・疾病に対する理解については、『理解を得られている』（「よく理解を得られている」と「おおむね理解を得られている」の合計）は40.1%である一方、『理解を得られていない』（「あまり理解を得られていない」と「理解を得られていない」の合計）は53.9%となっています。

障害や疾病に対する理解をより一層進めることにより、障害のある方もない方も相互に支え合える関係づくりを推進していくことが求められています。

<地域で暮らす上で、障害や疾病に対しての理解>



取組方針1 障害の理解の促進

障害のある方への支援方法を学ぶ障害者サポート講座の開催や、ヘルプマーク・ヘルプカード・サポートカードの普及啓発を図ります。また、令和7年度より小学生以上を対象とした、初心者向けの手話講習会を年5回開催しており、手話言語について学ぶとともに障害に対する理解促進を図っています。

また、平成31年に施行した「豊島区手話言語の普及および障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」、令和7年に施行された「手話に関する施策の推進に関する法律」に基づき、手話が言語であることの理解を深め、障害のある方もない方もお互いに理解し合うことができるよう、多様な意思疎通手段の活用を推進していきます。

主な取組事業

- 障害者サポート講座
- ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発
- 障害に関する周知・啓発
- 手話講習会（初心者講座、入門コース、応用コース、専門コース、養成コース）
- 障害の理解促進パンフレット

コラム

ヘルプマーク・ヘルプカードってなに？



ヘルプマーク

援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのもの



ヘルプカード

普段から身につけておくことで、緊急時・災害時・困った時に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくなるためのカード



さをり織りケース

ヘルプマークとヘルプカードを同時に持ち運ぶことができるケース（豊島区独自の取組）

コラム

障害者権利条約とは？

2006年12月、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が国連で採択されました。日本は2014年1月にこの条約を批准し、条約の内容を守ることを約束しました。

この条約では、障害のある方が差別を受けないことや、地域で安心して暮らし、学校や仕事など社会に参加できることを大切にしています。また、各国が条約をきちんと実施しているかを確認する仕組みをつくることも定められています。

2022年8月には、日本の条約の実施状況について国連の審査が行われました。その結果をまとめた「総括所見」では、「インクルーシブ教育(障害のある子どももない子どもと一緒に学ぶ教育)」や、「本人の意思によらない精神科への入院」、「施設での生活から地域で暮らすための支援」などについて、改善に向けた勧告が示されました。

コラム

「医学モデル」「社会モデル」って？

医学モデル・・・障害や困難の原因を個人の身体的・精神的機能の問題に求める考え方

社会モデル・・・障害の原因を社会の側にあるバリア(物理的・制度的・心理的)に求める考え方

以下の例を参考に障害に対する考え方を見直してみましょう。

医学モデルの
ななまる



障害があるなら、治療やリハビリで改善することが大切だよ。

社会モデルの
ななまる



困っている原因は、社会に障壁(バリア)があるからなんだ。段差や情報の伝わりにくさなど、社会のしくみに原因があるんだ。



なるほど。障害を個人の問題にするのではなく、社会が変わる必要があるんだね。



その通り！バリアフリーや合理的配慮が進めば、もっと多くの人が自分らしく暮らせるよ。

コラム

障害者サポート講座

障害者サポート講座とは、障害のある方への声かけや手助け方法の学習、障害疑似体験などにより、障害についての理解を深め、障害のある方への簡単なサポート方法を学ぶことができる区民向け講座です。

区民ひろば等における対面講義形式での実施や、豊島区公式YouTubeチャンネル内での配信等を通じ、障害理解の促進を図っています。

画像挿入予定



YouTubeで配信している
サポート講座

コラム

初心者向け手話講習会

令和7年度より、手話を学んだことがない小学生以上の方を対象に、初心者向け手話講習会を開催しています。

これまで手話言語に触れてこなかった方が手話に触れることで、手話言語への興味関心や障害に関する理解促進を図っています。



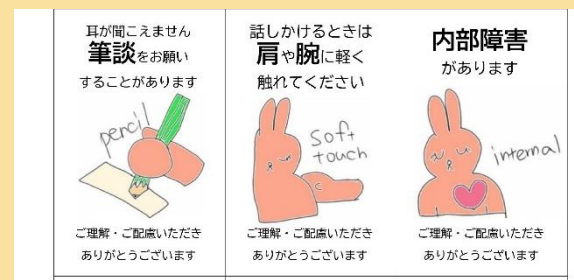
初心者向け手話講習会の様子

コラム

サポートカードの活用

これまでのヘルプマーク、ヘルプカードでは、サポートを必要としていることは分かっていても、具体的にどのようなサポートが必要であるのかが分からないという課題がありました。そこで、区内大学生にご提案いただき、イラストにより必要なサポートや配慮事項を示すことができる「サポートカード」を作成しました。

「サポートカード」のイラストは豊島区障害者地域支援協議会くらす部会の委員を務める、池本様にご提供いただきました。



コラム

障害の理解促進パンフレット

より多くの方に障害のある方への理解を深めてもらうため、障害種別ごとの特徴やサポートする際のポイントなどが載ったパンフレットを発行しています。

区のホームページにも掲載されていますので、ぜひご覧ください。



パンフレットは上のQRコードから見られます。



取組方針2 地域における支え合い活動の促進と担い手との連携

地域における支え合い活動の促進を図るため、町会・自治会などによる従来からの地域の支え合い活動を支援するとともに、民生児童委員、ボランティアやNPO法人などと連携することで、障害福祉サービスだけでなく、多様なインフォーマルサービス*を活用した支援を行います。

また、多様化・複雑化するニーズに対応していくため、本区では全国に先駆けてコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域活動を掘り起こし、新たな場やサービスを創設してきました。地域課題の解決のため、引き続き、障害のある方の自立を総合的・包括的に支援できる体制の充実を図ります。

主な取組事業

- 民生児童委員などとの連携による見守り
- コミュニティソーシャルワーカーの配置
- 地域への情報発信

コラム

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)とは

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)とは、地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、個別に必要な支援につなぐとともに、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職のことです。

生活の中で不安なこと、地域の中で心配なこと、どこに相談したら良いかわからないことなどを、地域の方や関係機関と協力して、解決に向けたお手伝いをします。子どもから大人まで全世代を対象に、福祉のことに限らず相談を承っています。自分のことだけでなく、お知り合いの方のことでも構いません。こんなこと相談しても良いのかなど悩んだときは、まずはコミュニティソーシャルワーカー(CSW)にご相談下さい。

CSWについての広報
としまは下のQRコード
から見られます！



CSWについて、広報としま
で紹介しています。

取組方針3 地域生活支援拠点を活かした支え合いの推進

地域生活支援拠点とは、障害のある方の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいいます。

本区では、地域における支え合いの取組を強化していくため、地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、相談を調整する機能や、緊急時の受入れ機能、社会参加への支援を行う機能など複数の機能を有した施設(多機能拠点整備型)の更なる活用とともに、あわせて事業所同士のネットワークの構築を進め、今ある社会資源を活用し、顔の見えるサポート体制を主軸とした面的な整備(面的整備型)を進めています。

また、定期的に支援実績等を踏まえた運用状況の検証・検討を行い、地域生活支援拠点の各機能が適切に果たされているかを確認しています。

主な取組事業

- 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置
- 面的整備型の拠点事業の推進
- 「福祉ホームさくらんぼ」の運営

コラム

福祉ホームさくらんぼ

福祉ホームさくらんぼは、豊島区在住15歳以上の心身障害のある方がご家族からの支援が困難になった場合に備えて、ご家族から離れた日常生活の体験をおこなう施設です。

また、ご家族の疾病、事故、冠婚葬祭、旅行などの際に一時利用することもできます。

豊島区立心身障害者福祉ホーム条例ならびに、豊島区地域保健福祉計画に基づき「さくらんぼ」を利用する一人ひとりが、尊厳をもち、家庭、施設、地域でその人らしく健康で心豊かな自立した生活が送れるよう、それぞれの自己実現に向けた支援をします。



令和8年度に施設の老朽化に伴い、建物をリニューアルしました。

【事業内容】

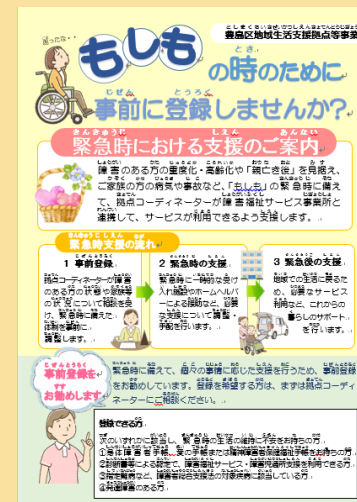
- 長期自立援護 ○緊急一時保護 ○短期自立援護
- レスパイト ○一人暮らし支援事業 ○移動支援事業
- グループホーム ○集会室受付

コラム

地域生活支援拠点等コーディネーターの配置

地域生活支援拠点等とは障害児者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、区が委託したコーディネーターを軸とした関係機関が協力して、障害のある方やその家族の生活を地域全体で支える仕組みです。

ご家族の方の病気や事故など「もしも」の緊急時に備えて、コーディネーターが障害福祉サービス事業所と連携して、サービス利用できるよう支援します。



【コーディネーターが配置されている地域生活支援拠点の事業所】

- ・niima(ニーマ)
- ・地域生活支援センターこかけ

取組方針4 地域における見守りの推進

民生児童委員、町会、障害福祉サービス事業所、コミュニティソーシャルワーカーなど、多様な主体による見守り活動を推進します。
また、障害者虐待の未然防止や早期発見につながるよう、障害者虐待防止センターにおいて、関係機関とのネットワーク体制の整備とともに、区民や事業者等に向けた周知活動を行っていきます。

主な取組事業

- 民生児童委員、障害福祉サービス事業所、コミュニティソーシャルワーカーなどによる見守り活動の促進
- 障害者虐待の早期発見、早期対応
- 福祉包括化推進会議の活用

コラム

民生児童委員協議会 障がい福祉部

豊島区民生委員児童委員協議会では、地域の社会福祉のために様々な活動をしております。なかでも福祉を取り巻く諸問題について、児童福祉・障がい福祉・生活福祉・子育て支援・主任児童委員の事項別に分けて、日頃の活動の充実強化のために調査研究を行っております。

その中の一つ、障がい福祉部会の活動について紹介します。

令和7年12月1日の一斉改選後、障がい福祉部会は部会長の他、各地区から選出された24名の部会員で発足し、次回一斉改選までの3年間、障がい福祉に関する調査研究を進めていくことになりました。令和8年3月には、障害者差別解消法について、講演会を開催し、不当な差別の取扱いの禁止や合理的配慮の提供について障害福祉課より講義を受け、障がい福祉に関する理解を深めました。

また、……（最終校正までの活動実績を記載予定）

このような研修を経て、私たち民生児童委員が障害のある方とどのように接し、その方々が地域で安心して暮らして行くにはどのような支援が必要かを考え、支え合い、見守り、お手伝いができるように勉強しています。

写真挿入予定

2 包括的な支援体制の構築

目指すべき姿

障害だけでなく、複合的な課題のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制、いわゆる「重層的支援体制」により、必要なサービスが総合的・包括的に提供される相談体制を推進していきます。

現状・課題

令和8年度のアンケート結果によると、よく利用する相談窓口として、身体障害、知的障害の方は、「区の障害福祉課」、精神障害、難病の方は、「病院・診療所」、障害児は「西部子ども家庭支援センター」が最も多くなっています。

障害のある方が地域生活を継続していくためには、適切な福祉サービスが提供されるよう、地域の相談体制を充実させることが不可欠です。

そのため、障害に関する相談はもちろん、その他の困りごととも一体的に相談できるような体制づくりが必要です。

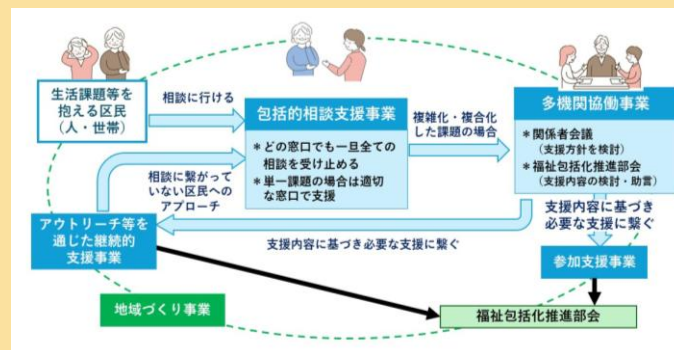
<よく利用する相談窓口>

障害区分	1位	2位
身体	区の障害福祉課	病院・診療所
知的	区の障害福祉課	事業所・施設
精神	病院・診療所	区の障害福祉課
難病	病院・診療所	保健所・健康相談所
障害児	西部子ども家庭支援センター	学校・幼稚園・保育園・認定こども園

コラム

重層的支援体制とは

一つの支援機関では解決できないような複雑化・複合化する課題から誰一人取り残さない包括的な支援体制をつくるため、子ども・障害・高齢・生活困窮などの分野を超えて包括的に支援する体制のことです。



取組方針1 地域資源を活用した相談体制の充実

本区では、障害のある方が安心して暮らせる地域づくりを目指すため、日常の相談業務の中から出される様々なニーズについて、地域支援協議会*や医療的ケア児等支援協議会において検討するとともに、その課題を解決するために、基幹相談支援センター*を通じた相談支援事業所*などの関係機関のネットワークを活用することにより、地域の相談支援体制の強化を図っていきます。

主な取組事業

- 基幹相談支援センター機能強化事業
- 地域支援協議会の運営
- コミュニティソーシャルワーカーの配置
- 豊島区医療的ケア児等支援協議会の運営
- 地域活動支援センター*における相談支援

取組方針2 包括的な相談のための分野横断・連携強化

障害者サービスに関連する相談に加えて、その他の福祉施策分野とも複合的な課題を分野横断して対応できるよう、重層的支援体制の取組の一つとして、庁内に福祉包括化推進員を設置し、相談支援機関との連携と関係各課との連携を図っていきます。

主な取組事業

- 福祉包括化推進会議の設置
- 福祉包括化推進員の配置
- 基幹相談支援センターの設置
- 豊島区発達障害者支援ネットワーク会議の運営

コラム

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)と福祉包括化推進員

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、全世代を対象に、福祉のことに限らず相談を直接受けています。一方、福祉包括化推進員は、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や各相談窓口で受けた相談のうち、単独の組織では対応が困難な複雑化・複合化した課題に対して、庁内で課題解決に向けた全体調整を行っています。

コラム

基幹相談支援センターとは

地域における障害のある方の総合的・専門的な相談支援機関として、障害者総合支援法に規定されている機関です。豊島区では平成24年10月より、心身障害者福祉センター内に設置しています。

身体障害・知的障害・精神障害および難病の方やそのご家族からのお話を聞き、ご相談の内容に応じて、必要な情報提供や助言を行います。さらに、他の行政機関や福祉サービス事業所等と連携し、障害のある方が住み慣れた地域で希望する暮らしを送ることができるよう支援していきます。

また、地域の相談支援事業者に対しての専門的指導や助言、人材育成を行うとともに、連携強化を促進し、相談支援のネットワークづくりを担っています。加えて、基幹相談支援センターでは、地域の相談支援体制の強化、ネットワークづくりのため、区内の指定特定相談支援事業所を対象に連絡会を開催しています。

連絡会では、必要な情報の伝達・共有、事業所間での情報交換、相談支援のスキルアップのための研修や他機関を招いて多職種連携の場を設けています。

取組方針3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある方も、地域社会の一員として、地域の中で自分らしく暮らしていけることが大切です。障害のある方すべてに対する医療、障害福祉、介護、教育、住まいのほか、就労などによる社会参加や地域の助け合いなどが包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築するため、関係機関で構成する協議の場を設置しています。今後、より発展的な議論ができるよう、協議の場の再構築を図ります。

また、精神障害のある方のご家族に対する支援を充実できるよう、精神科医療機関、障害福祉サービス・介護保険の地域援助事業者、居場所づくりを中心とした地域活動支援センターなどとの連携による支援体制の構築を図ります。

主な取組事業

- 精神障害者を含む地域包括ケアシステムを構築するため、医療関係者を含めた協議の場を設置
- 国の広域アドバイザーを活用した地域包括ケアシステムの取組推進
- 心のサポーター養成事業

取組方針4 相談支援の充実

適切な障害福祉サービス利用を促進するため、基幹相談支援センターが中心となって、事業所や関係機関との連携強化を促進し、地域全体の相談支援体制の充実を図るとともに、困難事例に対応したより専門性の高い相談対応ができる取組を進めていきます。

また、精神障害のある方が安心して地域で生活することができるよう、アウトリーチによる支援や相談体制を強化していきます。

併せて、発達障害や高次脳機能障害の方も障害者総合支援法による給付の対象となることから、積極的に情報提供や相談などを行います。

主な取組事業

- 地域における計画相談の充実
- 相談体制の検証・評価
- 精神障害者に対するアウトリーチ活動の活用
- 基幹相談支援センターによる相談支援事業所連絡会の実施
- 計画相談を行う人材の育成支援
- 基幹相談支援センターにおける各種専門相談の実施

コラム

精神障害者に対するアウトリーチ活動

保健所では、地域精神保健相談員や地区担当保健師、精神科医が支援チームを組み、未治療・医療中断等のため地域社会での生活が困難な精神障害の方またはその疑いのある方に対して、アウトリーチにより医療と生活の支援を提供しています。

コラム

障害福祉サービスにつなげるための効果的な情報発信

8050問題が全国的に課題になっており、豊島区の調査でも「自分が亡くなった後の子の暮らしが心配」などといった声が聞かれます。また、障害のある方の主な介護者は父母が最も多く、その年齢は全体の4割が65歳以上、そのうち半数は75歳以上です。障害福祉サービスを知っていただき、必要な時にスムーズに利用していただけるようにするため、障害のある方やご家族に向けての情報発信をしていきます。

コラム

オンライン申請の充実

令和6年度から、これまで郵送により受け付けていた一部の申請について、オンラインによる申請を開始しました。

オンライン申請は、時間や場所を問わず申請が可能であり、区民の利便性向上や申請負担の軽減につながることから、デジタル化が進展する社会において、その活用拡大が求められています。

今後も、申請件数が多い申請や区民ニーズの高い申請を中心にオンライン化を推進し、より利用しやすく効率的な行政サービスの提供に取り組んでいきます。

取組方針5 発達障害の相談体制の強化

発達障害の早期の気づきや支援につなげるため、子どもの健康診査や子ども家庭支援センターにおける療育相談など発達段階からの相談体制の充実とともに、障害福祉課における相談窓口、区内の大学と連携したカウンセリング実施など、子どもから大人まで専門機関を含めたネットワーク連携を図りながら相談体制の更なる充実に努めます。

また、令和6年度から西部子ども家庭支援センターで実施している児童発達支援事業について、障害児支援の中核的な役割を担う区立の「児童発達支援センター」として機能を拡充し、令和9年度中には子どもの発達障害支援の更なる強化を図るため、教育センターの機能も含めた「児童発達支援センター」を整備します。

主な取組事業

- 発達障害者支援事業
- 発達障害者心理相談補助事業
- 児童相談所における障害相談
- 区立児童発達支援センターの運営

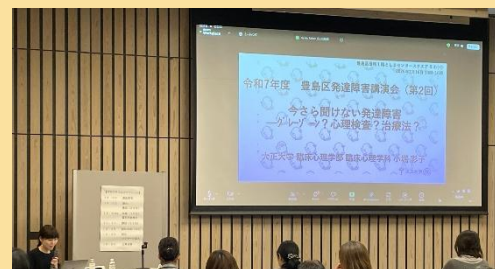
コラム

発達障害への理解を深めるための講演会

～発達障害はどんな障害？～

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

DSM-5という精神疾患の診断・統計のマニュアルでは、自閉スペクトラム症(ASD)、局限性学習症(SLD)、注意欠陥多動症(AD/HD)という診断名で表記されています。



豊島区発達障害者支援事業講演会の様子

発達障害は、しばしば複数の障害が重なって生じます。年齢や環境などによって生じる困りごとなども人によって異なります。"個人差がとても大きい"というのが「発達障害」の特徴です。区では発達障害の特性の理解促進や気づきや対応方法を学ぶことのできる講演会を開催します。

コラム

「子どもの発育・発達の相談」～乳幼児健康診査～

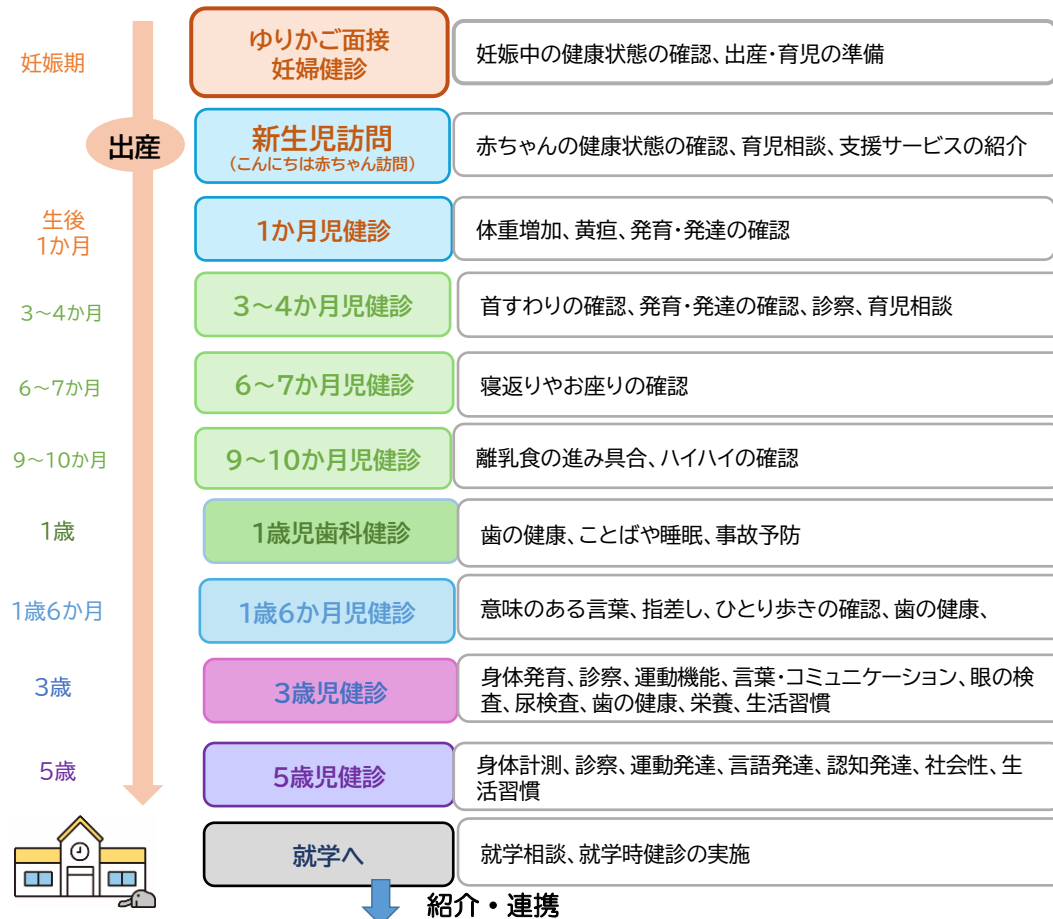
乳幼児健康診査は、1か月児、3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳児(歯科)、1.6歳児、2歳児(歯科)、3歳児、5歳児を対象に実施しています。

身長・体重などからだの発育と、月齢に応じた運動・精神・社会性の発達を保護者とともに確認します。

また、保護者が気になること、困っていることを一緒に考えながら発育・発達を促すための専門相談、医療機関や相談機関をご案内しています。

切れ目のない乳幼児健診の流れ

妊娠期から就学まで、子どもの成長・発達を継続的に見守り、必要な支援につなげます。



専門医療機関



児童発達支援センター



療育機関



保育園・幼稚園 教育センター就学相談



就学へ



取組方針6 健康づくりの推進

生活習慣病をはじめとする疾病などを予防し、重度化を防止するため、若年期からの健康づくり、介護予防など、予防のための取組を強化していきます。

主な取組事業

- 健康診断の受診の勧奨
- 生活習慣病対策
- かかりつけ医の重要性の周知
- 健康づくりの推進
- スポーツのつどい
- みんなのヨガ

取組方針7 障害児者家族への支援

障害のある方を支える家族の負担を軽減することは、家族全体の生活の質の向上のためにも必要不可欠です。本区ではこれまでも重症心身障害児(者)等の在宅レスパイト事業や、子ども家庭支援センターによる子どもおよび家族支援等を行ってきました。これらの取組を継続するとともに、家族の生活の幅を広げられるよう、長期休暇中や早朝、夜間等に子どもを預けられるための施策を展開していきます。

主な取組事業

- 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業
- 長期休暇期間、早朝夜間の居場所支援事業
- 子ども家庭支援センターによる子どもおよび家庭への支援
- ヤングケアラー支援コーディネーターの配置
- 医療的ケア児等介護等支援助成事業

コラム

子ども家庭支援センターにおける支援

「ことばが遅い」「落ち着きがない」「なかなか歩かない」など、子どもの発達に関する相談数は年々増えています。センターでは、心身の発達に困難のある子どもとご家族に対して支援を行うことで、ご家族が子育てに自信を持ち、安定した生活をおくれるようになることを目的としています。

令和6年4月より開設された児童発達支援センターでは、就学前の子どもを対象として一般的な発達相談から専門相談、通所指導、個別指導などを行っています。

また、子ども家庭支援ワーカー*や専門相談員が区民ひろばに出張し、出張発達相談「あそんで相談ことばとからだ」を実施。気軽に相談できる場となっています。

保護者支援として、「ペアレントトレーニング」や「ペアレントメンター事業」なども行い、ニーズに合ったプログラムに参加いただいています。



〔縁日ごっこの様子〕



〔通所バス〕

コラム

ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」については、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、令和6年度に「子ども・若者育成支援推進法」に明記されました。

「過度の」とは成長や自立に必要な時間を持てなかったり、ケアにより心身への負担がかかったりしている場合を指します。

18歳未満の子ども、また30歳未満(状況によっては40歳未満)も対象とされ、子どもから大人への過程での切れ目のない支援が必要です。令和2年度に厚生労働省が行った調査では、小学6年生15人に1人、中学2年生の17人に1人、全日制高校2年生の24人に1人がヤングケアラーであることが分かりました。

本区では家庭内の問題として、見えづらいヤングケアラーを早期に発見し、適切に支援していくため、「ヤングケアラー支援コーディネーター」を令和5年4月より2名配置いたしました。

常設の相談窓口で相談を受ける他、地域の関係機関とも連携しながらアウトリーチを行い、個々の状況を見極めながら適切なコーディネートを行います。

またヤングケアラーの正しい理解を促進し、地域に見守りの目を増やすために職員や関係機関向けの研修・出張講座を実施します。



3 障害児支援の充実

目指すべき姿

子どもの成長過程や発達の特性に応じた支援が適切に受けられるようにするためには、関係機関の連携による切れ目のない支援体制が求められています。

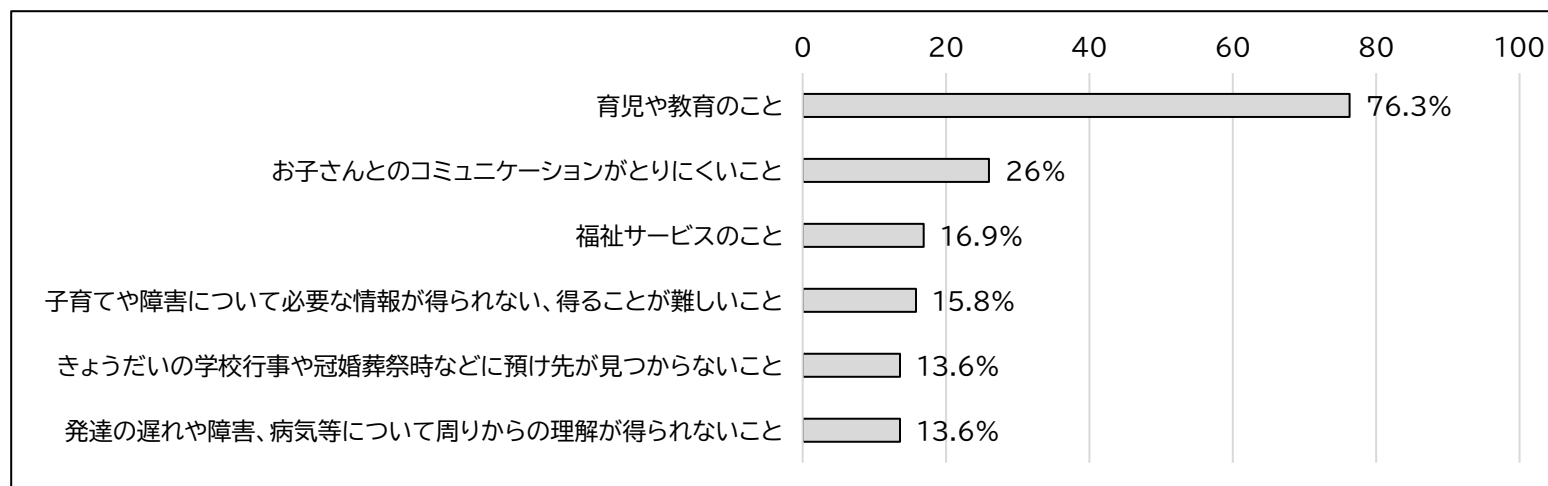
専門的な支援の確保だけでなく、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び、成長することができるよう、障害のある子どもやそのご家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、切れ目のない支援を身近な場所で提供できるようにするため、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関における連携・協力体制を構築していきます。

現状・課題

令和7年度のアンケート調査によると、お子さんのことで困っていることをみると、「育児や教育のこと」が76.3%で最も多く、次いで「お子さんとのコミュニケーションがとりにくいこと」が26.0%、3番目に「福祉サービスのこと」が16.9%となっています。

多くの家庭でお子さんの「育児や教育のこと」について困っており、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない支援が求められています。

<お子さんのことで困っていること> (上位6つ)



取組方針1 障害児支援体制の強化

障害児については、子どもの成長に伴って関わる機関が変わっていくことから、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、支援が途切れないよう、関係機関と連携しながら一人ひとりの発達段階に応じた支援を行います。

特に医療的ケア児は、関係機関による協議会などで、相互の連携を図りながらネットワーク構築を進めるとともに、家庭環境に十分対応した支援体制の整備を行います。

また、障害児への支援だけでなく、子育てをしている家庭への支援の充実も求められていることから、子ども家庭支援センターによる一体的な相談支援体制の取組を進めていきます。

本区では、令和4年度に、区立の児童相談所*を設置し、虐待だけでなく、障害をはじめとした様々な子どもに関する相談支援体制を充実させるとともに、子どもの福祉と権利を守るための取組を推進しています。

主な取組事業

- 障害児保育事業
- 児童発達支援事業
- 巡回子育て発達相談事業
- 子ども家庭支援センターによる子どもおよび家庭への支援
- 放課後等デイサービス事業
- 医療的ケア児への支援体制の整備
- 区立児童相談所の運営
- 区立児童発達支援センターの整備
- 特別支援教育推進計画の策定
- インクルージョン推進のための協議

コラム

区立児童発達支援センターの整備

令和6年度から西部子ども家庭支援センターで実施している児童発達支援事業を、区立の「児童発達支援センター」として拡充し、令和9年度中には子どもの発達障害支援の更なる強化を図るため、教育センターの機能も含めた「児童発達支援センター」の整備を進めていきます。

本区で設置した区立児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核として、児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者と緊密な連携が行えるように取組を進めるとともに、障害福祉課との連携を図り、切れ目のない支援体制を提供していきます。

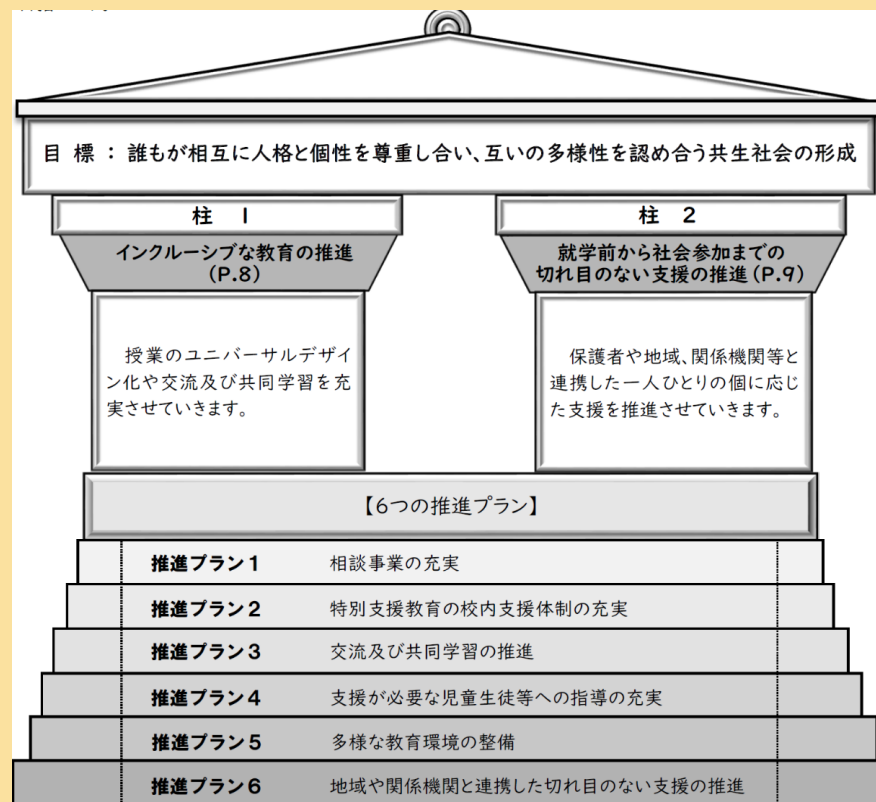
コラム

特別支援教育推進計画【第二期 改訂版】とは

特別支援教育によって、豊島区のすべての子どもたちが障害の有無に関わらず、互いに尊重し、共に学び、将来、共生社会の担い手に必要な資質・能力を身に付けることを目的として、特別支援教育推進計画を策定しています。

現計画は令和7年度から令和9年度までの3年間です。

<特別支援教育推進計画で掲げる目標と2つの柱、6つの推進プラン>



取組方針2 医療的ケア児への支援

本区では、医療的ケア児およびそのご家族を身近な地域で支えられるようにするため、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関連機関が一堂に会し、医療的ケア児等への取組や支援について意見交換や情報共有を図ることを目的として、豊島区医療的ケア児等支援協議会を令和3年度から設置しています。

今後、更なる医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築と強化に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

主な取組事業

- 医療的ケア児への支援体制の整備
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
- 豊島区医療的ケア児等支援協議会の運営
- 医療的ケア児等介護等支援助成事業
- 区立幼稚園や区立保育所、区立小学校等における医療的ケア児の受入れ
- 目白生活実習所がらす

コラム

医療的ケア児等支援協議会

○医療的ケア児とは

日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生を含む。)

全国の医療的ケア児(在宅)は、約2万人であると推計されています。

○医療的ケア児等支援協議会

令和3年度に設置され、区内の医療機関、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所、医療的ケア児の保護者、保育所・学校および庁内関係部署が一堂に会し、医療的ケア児等への取組や支援について意見交換や情報共有を行っています。協議会の中で、「他の医療的ケア児の保護者の方とつながりを持てる機会があると良い」との意見があがったことから、令和4年度より「医療的ケア児保護者交流会」を実施しています。

医療的ケア児に係る課題は多分野にわたるため、東京都医療的ケア児支援センター(令和4年9月開設)、地域の医療的ケア児コーディネーターやさまざまな関係機関と連携して、医療的ケア児やそのご家族への支援を検討しています。



保護者交流会の様子

コラム

区立の幼稚園や保育園、区立学校における医療的ケア児の受入れ

医療的ケア児を含め配慮を要する幼児の受入れは、区立幼稚園の重要な役割の一つであり、医療的ケア児の入園の際には、園に看護師を配置するなどの対応を行っています。

引き続き、一人一人の発達に応じた教育の充実のため、医師等の専門家の意見を聞きながら区立幼稚園における配慮を要する幼児の受入れについて検討していきます。

保育所等では、令和5年度には「豊島区立保育所等における医療的ケア児ガイドライン」を策定し、区立保育園における医療的ケア児の受入れに関する基本的事項や入所までの手続き、医療的ケアの実施体制などを定めました。

区立保育園では施設改修等に合わせ環境の整備を行っており、現在は、池袋第一保育園、高南保育園、長崎保育園、高松第二保育園が、医療的ケア児の受入れ実施園となっています。

今後も、幼稚園教諭や保育士、看護師の研修の実施、看護師の追加配置、医療的ケア児が安心して過ごせるスペースの確保や設備の整備などを行います。

また、日常的に使用する衛生用品や緊急時に対応するための物品購入なども必要に応じて行っていきます。

さらに、区立幼稚園・保育園等を卒園した医療的ケア児が区立小学校へ進学する場合には、安心して学校生活が送れるように学校看護師を配置するとともに、必要に応じて指導員も任用しています。



【医療的ケア児の受入れに向けて、既存施設の改修により専用スペースを確保】

コラム

目白生活実習所ぱらす

区内在住の知的障害者等で、医療的ケアが必要な方の受入れも行う生活介護施設です。健康プラザとしまの2階にあります。目白生活実習所の本園とは別の場を設けることによって、より細かな配慮が必要な方の支援の充実を目指しています。



4 地域生活支援の充実

目指すべき姿

障害のある方が安心して地域での日常を過ごすことができるよう、在宅生活を支える各種サービスや相談窓口の充実を図ります。
また、児童相談所や子ども家庭支援センターと連携をしながら、障害児支援体制の充実を図っていきます。

現状・課題

令和7年度のアンケート調査によると、今後利用したいサービスとして身体障害のある方、精神障害のある方、難病患者の方は「福祉タクシー券」、知的障害のある方は「共同生活援助」、障害児は「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。

障害種別によって利用したいサービスが異なるため、それぞれのニーズに対応したサービスが提供できる体制づくりが重要です。

<新たに今後利用したいサービス>

障害種別	1位	2位
身体	福祉タクシー券	補装具費の給付
知的	共同生活援助	短期入所
精神	福祉タクシー券	通所サービス
難病	福祉タクシー券	就労選択支援
障害児	放課後等デイサービス	移動支援

取組方針1 地域の相談支援体制の充実とネットワークの構築

障害のある方が地域生活を送るうえで、いつでも気軽に相談でき、適切な情報提供や支援を受けることができる窓口が不可欠です。本区ではこれまでに、基幹相談支援センターを柱として、区内の相談支援事業所を中心とした関係機関と連携し、より身近な相談先として、コミュニティソーシャルワーカーをはじめ、民生委員・児童委員、福祉なんでも相談*などの充実を図ってきました。

また、地域支援協議会においても、障害福祉に関するネットワークの構築、地域の社会資源の開発、改善などに関する協議を行うなど、相談支援体制の充実に取り組んできました。令和5年度からは、より具体的な取組の一つとして、障害のある方に、介護者の入院などの「もしも」のことが生じた場合に対応できるよう、関係事業所と連携しながら支援する地域生活支援拠点等コーディネーターを配置しています。

引き続き、地域支援協議会における協議を進めるとともに、相談支援体制の更なる充実や関係機関の連携強化を図っていきます。

主な取組事業

- 相談支援の充実
- 地域支援協議会の運営
- 発達障害者支援事業
- 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置
- 基幹相談支援センター機能強化事業

コラム

基幹相談支援センター機能強化事業の取組

基幹相談支援センターでは、障害のある方やご家族が安心して暮らせる地域づくりを目指し、令和6年度より以下の4つの機能強化事業を実施しています。

○事例検討会

相談支援専門員同士で事例を検討し支援スキルの向上を図るとともに、地域の制度の隙間や不足している課題を抽出します。

○個別支援会議

権利擁護や医療的な対応が必要な困難ケースについて、弁護士や精神科医等の専門家を交え、解決策を多角的に検討します。

○心理相談

公認心理師が、ご本人やご家族の心理的サポートのほか、支援者が抱える悩みやアプローチ方法についても個別に応じます。

○連絡会・研修会

相談支援専門員等の人材育成を目的とした研修を実施するとともに、医療・介護・教育・権利擁護など多機関・多職種が顔の見える関係を構築する連携の場を設定し、地域全体の支援力向上を図っています。



相談支援事業所連絡会の様子

このほか、相談支援事業所への助言や後方支援を通じて、地域の支援・相談力向上に向けた体制づくりに努めています。

取組方針2 住み慣れた地域で生活するための支援

障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続け、自ら希望する地域生活を実現できるよう、住まいの確保や地域生活への移行を支える取組を推進します。

施設や病院で生活している障害のある方の地域生活への移行支援を着実に実施するとともに、居住支援協議会と連携し、民間賃貸住宅への入居に関する相談支援や住まいの確保に向けた支援を進めることで、障害のある方一人ひとりの状況や希望に応じた居住の場の確保を図ります。

また、これまで重度障害者に対応したグループホーム「niima」の整備を進めてきましたが、依然として入居希望者数に対して十分な受入れ体制を確保できていない状況です。このため、地域における居住基盤の充実を図るため、令和13年度を目途に、第2の「niima」となる重度障害者対応のグループホームを誘致し、重度障害者が地域で安心して暮らし続けられる環境の充実を図ります。

主な取組事業

- 地域生活移行支援事業
- 居住支援協議会との連携による入居支援事業
- 重度障害者対応のグループホームの整備

コラム

地域生活移行支援事業とは

地域生活移行支援事業とは、精神科病院に入院している方の退院や地域相談支援の利用を促進するものです。

本区では、当事業を区内地域活動支援センター(地域生活支援センターこかげ)に委託し、ピアサポーターを活用しながら以下のようなサービスを提供することで、地域における暮らしへの移行を支援しています。

①訪問・外出同行支援

支援対象者の入院する病棟に訪問して面談したり、外出に同行したりすることで、退院の動機づけを図ります。

②関係機関との連携

支援対象者の退院や地域相談支援の利用に向けて、ご本人をはじめ、医療機関や障害福祉サービス事業所の支援担当者等が出席する会議に参加、または開催します。

③病棟訪問

支援対象者の入院先に訪問し、本人や医療機関の従事者と退院に向けて話し合います。

④ピアサポートの普及・ピアサポーターの養成

区内障害福祉サービス事業所等に対してピアサポートの事例紹介や情報共有をします。また、精神科病院の入院等経験者がピアサポーターとして活動するための知識や技能を習得できる研修を開催します。

取組方針3 障害特性に配慮したきめ細かい支援の充実

医療的ケアが必要な障害のある方や重症心身障害児者、難病患者、強度行動障害、高次脳機能障害、発達障害、聴覚障害や視覚障害など、障害の特性に応じた支援の充実は大きな課題です。

また、障害のある方の親の高齢化や障害のある方自身の高齢化をはじめ、引きこもりや生活困窮など、障害のある方を取り巻く問題が多岐に渡り、複雑化する場合も増えています。

こうした複合的な課題に対応することができるよう、関係する保健、医療、福祉、教育などの機関が連携した切れ目のない支援を実現するための体制づくりを進めていきます。

また、失語症やアルコールなどの依存症、重度化や高齢化への対応など、これまでの制度では支援が十分に届かない方への支援も課題となっており、その支援策についても検討を進めていきます。

主な取組事業

- 高次脳機能障害者支援対策事業
- 高次脳機能障害の周知(ホームページなど)
- 高次脳機能障害に対応するための講演会などの開催
- 失語症の人のコミュニケーション支援事業*
- 失語症理解のための講演会
- 豊島区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業
- 依存症に対応した精神保健福祉相談
- 医療的ケアが必要な方への支援
- 日常生活用具の給付事業
- 専門人材育成のための研修費用助成

コラム

ひかり文庫と録音図書のデジタル化とは

○「ひかり文庫」とは

豊島区の点字図書館のことで、昭和45年11月に発足し、昭和47年4月に点字図書館として認可されました。

○録音図書の記録媒体の変化

ひかり文庫設立当初、録音図書の記録媒体は、「オープンリールテープ」が主流でした。

オープンリールテープは、その後「カセットテープ」、そして、「CD(デジタル図書)」に進化していきます。これにより、記録媒体自体がコンパクトになると同時に録音できるデータ量も増えたことで、一度に借り受ける記録媒体が少なくなるなど利用者の負担が軽減されました。

また、録音図書のデジタル化(データ化)により見出しやページ移動が可能となり、聞きたい箇所へ飛べるようになるなど、利便性も向上しました。

更に図書のデータ化により電子図書館(サピエ図書館やみなサーチなど)が登場するなど、利用者の読書機会が増加しています。現在では、紙媒体の情報を読み取り、音声に変換するスマートフォンのアプリなど、視覚障害の方をサポートする様々な技術の開発が進んでいます。

令和元年6月には、「読書バリアフリー法」が制定され、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会」を目指すという将来像も明確になりました。そう遠くない未来には、AIの活用や新しいツールの出現により、視覚障害の方の読書環境やひかり文庫の業務が大きく変わっているかもしれません。

コラム

高次脳機能障害とは

脳が損傷を受け、言語や記憶、注意、遂行機能、感情や行動のコントロール等の機能に障害がおき、社会生活を送るうえで様々な支障が生じる障害です。

見ただけでは障害がわからないケースが多く、日常生活でいろいろな不便が生じています。

<本区での取組>

高次脳機能障害の疑いのある方や、診断を受けた方とご家族・支援者の方を対象とした取組を行っています。

- ・家族交流会の開催
- ・出前講座の実施
- ・専門相談の実施 など

【高次脳機能障害のいろいろな症状】

- ☑とても疲れやすくなる(易疲労)
- ☑気が散りやすい(注意障害)
- ☑思った言葉が出てこない(失語症)
- ☑よく知った場所で道に迷う(地誌的障害)
- ☑新しいことを覚えるのにくい(記憶障害)
- ☑段取りよく物事を進められない(遂行機能障害)
- ☑怒りっぽい(易怒性)、感情のコントロールがきかない

※程度や表れ方は人それぞれ。
本人が気づきにくいこともあります。

コラム

失語症とは

脳血管障害や脳腫瘍・脳炎等の病気、交通事故や転落等、様々な原因で脳が損傷され言語機能が低下すると、言葉を操ることに支障をきたす『失語症』になります。

症状によっては、身体障害者手帳の「音声言語機能障害」の対象となります。

～失語症の方からのお願い～

- ゆっくり、はっきり、短い文で話してください
- 一度でなく、時には繰り返して話してください
- 急に話題を変えないでください
- 話題が変わる時には、そのことをはっきり伝えてから話をしてください
- 答えを急かさないでください(考える時間・言いたいことを言うのに時間がかかります)
- 大切なことは絵や文字も一緒に示してください



【豊島区・コミュニケーション支援者の派遣について】

失語症の方が参加している団体および失語症の方に、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的に豊島区がコミュニケーション支援者を派遣します



5 就労支援の充実

目指すべき姿

障害のある方が働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を過ごせるよう就労に関わる支援のほか、生活全般の支援の充実に図ります。

また、就職後のフォローアップを含めたサポート体制など、継続した支援を提供できる体制づくりを進めます。

現状・課題

令和7年度のアンケート調査では、知的障害のある方は「現在仕事をしており、今後も続けたい」の回答が最も多く、精神障害のある方は「現在仕事をしており、今後も続けたい」に加え、「現在仕事をしていないが、今後働いてみたい」の回答が多くみられました。今後は、就労意欲のある方が希望に応じて就労し、その後も安心して働き続けられるよう、就労支援や定着支援の充実など、継続的な支援体制の整備が求められています。

<現在の仕事の状況>

障害種別	1位	2位
身体障害	今仕事をしており、今後も続けたい (37.7%)	今仕事をしておらず、今後もしない (36.7%)
知的障害	今仕事をしており、今後も続けたい (63.1%)	今仕事をしておらず、今後もしない (17.2%)
精神障害	今仕事をしており、今後も続けたい (50.7%)	今仕事をしていないが、今後してみたい (28.9%)

取組方針1 就労と職場定着への支援

障害のある方の就労については、雇用の場が限られていること、障害理解に基づく適切な支援が不十分なことなどにより、働きたいという意欲と能力があっても、就労に結びついていないのが現状です。

一方で、障害者雇用率の引き上げなど、国における障害のある方への雇用促進策は進められています。

こうした状況を踏まえて、就労に関する相談体制の充実を図るとともに、企業の経営者や従業員をはじめ、障害者雇用についての啓発活動などを充実し、民間企業などへの就労機会や障害の特性に応じた就労の場の提案や就労に向けてのサポート体制・定着支援を充実します。

主な取組事業

- 障害者就労支援事業
- 障害者就労定着支援事業
- オフィスサポートセンターの開設
- 就労者余暇活動支援事業(「ほっと・サロン」事業)
- 豊島区障害者就労支援センターの運営
- くらし・しごと相談支援センターの運営
- 区内商工会議所や企業等への障害者雇用促進に関する説明会

コラム

豊島区障害者就労支援センター

本区では、就労支援を推進するため、豊島区障害者就労支援センターとして、豊島区障害者就労支援事業を実施し、就労支援員を配置しています。就労支援員は、障害のある方が安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障害のある方の一般就労を促進します。

また、就職した後も定期的に職場訪問などを行い、障害のある方本人が会社に定着できるよう、障害のある方本人だけでなく、企業が抱える不安に対しても相談を受けることでサポートを行っています。



コラム

オフィスサポートセンター

本区では、障害のある職員の活躍を推進するとともに、障害のある職員と働くことによって、区職員が障害のある方に対する理解を深めることや各課へのサポートによる業務能率の向上を目的として、令和5年4月1日に開設しました。

オフィスサポートセンターでは、障害のある方をオフィスサポーター(会計年度任用職員)として採用し、障害者支援員から仕事の段取りなど指導・助言を受け、庁内から依頼された業務を行っています。各課からの依頼業務のほかにも、庁内報の作成や、依頼完了後に寄せられたアンケート内容の分析など、オフィスサポートセンターの運営事務にも携わります。



本庁舎5階
オフィスサポートセンター



作業の様子

コラム

くらし・しごと相談支援センター

くらし・しごと相談支援センターでは、「仕事がなかなか見つからない」「生活に困っているが、どこに相談に行ったら良いかわからない」「借金の返済で生活がまわらない」など様々な生活のお困りのごにに対し、専門の相談員・支援員がそれらの解決に向けた支援を行っています。

【自立相談支援員】

生活状況を聞き取り、困りごとを整理したうえで解決策を提案し、相談者一人一人の希望に添った支援プランを作成。様々な支援へのつなぎや制度利用のための支援などを行っています。



【就労支援員】

履歴書添削や面接対応のアドバイス、面接同行、経験や能力を考慮した独自求人への提供、ハローワーク池袋と連携した就労支援など就職のための支援の他、就職先への訪問相談など、就労が継続できる支援を行っています。



【就労準備(社会参加)支援員】

早期の就労に不安がある方へ、カウンセリングやセミナー、就労体験・見学、地域活動への参加などを通じ、自ら課題を受け止め、解決に向けて動き出せるよう寄り添った支援を行っています。

その他、家計の見直しを支援する家計改善支援、子どものいる世帯への子どもの学習・生活支援、離職や減収により住まいを失った、または失う恐れのある方へ家賃や転居費用の補助を行う住居確保給付金事業など、さまざまな支援を行っています。



取組方針2 就労支援に向けた地域連携

障害のある方が地域で安心して働き続けられる環境を整備していくためには、就労支援事業に関係する機関相互のネットワークの構築や、他自治体との情報共有など、関係機関が連携して取り組むことが重要です。

本区では、就労支援事業所、ハローワーク、特別支援学校等の関係機関との連携を図るため、会議やイベントを開催し、地域における就労支援体制の強化に取り組んでいます。

主な取組事業

- 障害者就労支援機関ネットワーク・としま会議
- 障害者就労フェア
- ハローワーク池袋連携強化会議

取組方針3 工賃向上への取組

障害のある方の工賃向上の取組を進めていくため、本区では事業所間のネットワークを活用した共同受注の新たな事業展開を図り、障害者優先調達法を踏まえた区の指針に基づく障害者就労施設等からの物品などの優先調達や「はあとの木」をはじめとする各事業所の自主製品の販売促進など、工賃向上を目指した取組を進めていきます。

また、障害のある方が地域の支え手として活用することを目指した就労機会の拡大を図るために、他部署や様々な関係団体と連携した取組を進めていきます。

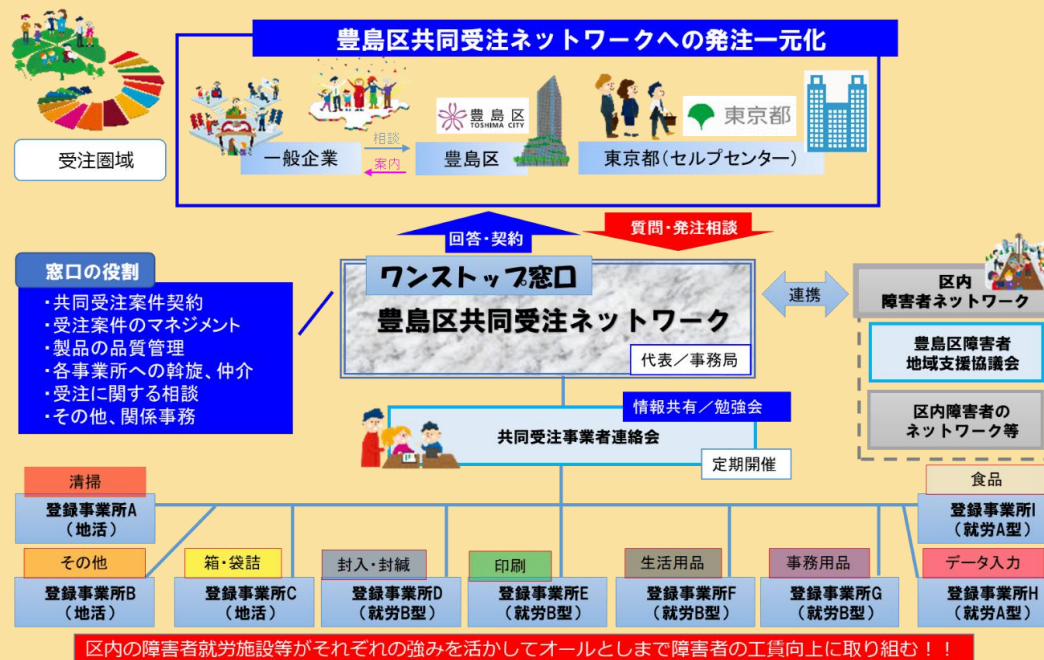
主な取組事業

- 障害者の福祉的就労推進事業
- 豊島区障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進
- 共同受注のネットワークづくり
- 他部署・他機関と連携した取組(としまMONOづくりメッセ)

コラム

共同受注ネットワーク(TOSHIMAX)

豊島区共同受注ネットワーク(TOSHIMAX)は、様々な仕事を共同で受注する区内の障害福祉施設の繋がりで、ひとつの事業所では対応が難しい仕事を、事業所どうしの連携によって対応できるようにすることで、障害者就労施設等への発注増加を推進し、豊島区全体の障害者就労施設等で働く方の工賃向上を目指しています。



コラム

自主製品の販売

豊島区内には「はあとの木」という、豊島区内の障害者福祉施設がものづくりを介して、人との多様な関わりを目指す障害福祉施設のネットワークがあります。主に自主製品を販売しており、本区は、その販売活動を支援しています。

◆はあとの木展示棚 常設展示販売

区役所4階カフェふれあい横のガラス棚の中に、はあとの木の商品が並び、展示販売を行っています。中をご覧になりたい方はお気軽にカフェふれあいまでお声かけください。その場でお買い求めいただけます。

◆はあとの木マルシェ

はあとの木に参加している事業所のスタッフとメンバーが交代で、ガラス棚に入っている商品や、棚には置いていない事業所の商品をカフェふれあい横にて販売を行っています。年に2回(夏季と冬季)、区役所1階としまセンタースクエアにて「はあとの木マルシェ+」を開催しています。はあとの木全加入事業所による販売会その他、楽しい企画もご用意しております。



6 権利擁護の推進

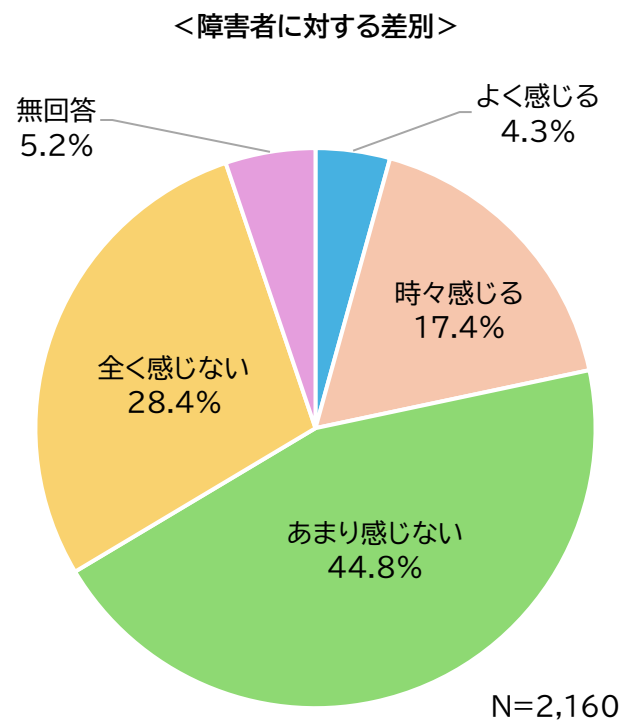
目指すべき姿

障害を理由とした不当な差別や虐待のない、障害のある方もない方も互いに尊重し、共生できる社会づくりを目指します。
また、障害により判断能力が不十分で法的な対応が必要な方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度などの取組を推進していきます。

現状・課題

障害のある方の権利擁護については、平成26年の障害者権利条約の批准や、平成28年の障害者差別解消法の施行、令和3年の障害者差別解消法の改正などを踏まえ、区においても障害者差別の解消や権利擁護の推進に取り組んでいます。

一方で、令和7年度のアンケート調査では、障害のある方に対する差別を「よく感じる」「時々感じる」と回答した方が合わせて21.7%となっており、約5人に1人が差別を感じている状況がみられます。このため、障害への理解促進や合理的配慮の普及啓発など、障害者差別の解消に向けた取組を一層推進していくことが求められています。



取組方針1 障害者の権利を守る取組の充実

障害を理由とした不当な差別や虐待を解消するため、本区では相談体制の整備や法の周知を図ってきました。今後も、相談事例の分析、当事者ヒアリングなどを行い、取組をさらに充実させていくとともに、区民や民間事業所への周知を進めていきます。

主な取組事業

- 障害を理由とする差別の解消に関する取組
- 障害者虐待防止対策支援事業（障害者虐待防止研修事業、通報窓口の設置など）
- 福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」の運営（豊島区民社会福祉協議会）
- 豊島区障害者権利擁護協議会の運営

取組方針2 成年後見制度の普及・啓発および利用促進

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方の日常生活を法律的に支援する制度のことです。お金の管理ができなくなった場合や、障害のある子どもの今後の不安なときなどに、成年後見人などが財産の管理を行うとともに本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取ることなどにより、本人の生活や権利を守ります。

本区では、成年後見制度の利用促進を図るため、豊島区民社会福祉協議会が運営する福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」を地域連携ネットワークの中核機関として設置しています。

「サポートとしま」では成年後見制度の普及・啓発のほか後見人の支援および地域連携や対応力の強化を推進することにより利用の促進を図っています。

主な取組事業

- 「サポートとしま」との連携強化
- 成年後見制度利用支援

コラム

成年後見制度の見直し

令和8年6月24日「民法等の一部を改正する法律」および「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が公布され、成年後見制度は見直されることになりました。

施行日は、「公布日(令和8年6月24日)から2年6カ月以内」に定められる予定(令和8年7月時点)です。

○見直しの背景

1. 高齢化と世帯形態の変化

高齢者人口の増加、単身世帯の拡大に伴い、成年後見の利用ニーズが増え、内容も多様化。

2. 自己決定権尊重の理念拡大

障害の有無に関わらず、本人の意思決定をできるだけ尊重したいという考え方が社会全体で高まっている。

○主な改正事項

項目	改正前の課題	改正後の制度
支援の範囲	意思判断能力が不足していると、後見人が包括的(すべての法律行為)な代理権・取消権を持ち、本人の自己決定が過度に制限される。	「補助」の制度に一本化し、本人が必要とする特定の行為だけに代理権・取消権を付与できるようにする。これにより「後見」「保佐」の制度は廃止。
重要な財産行為の取消権	法定の重要財産行為(例:不動産売却)は、後見人が一方的に取消せざるを得ない。	「特定補助」の仕組みが導入され、本人が選択的に取消権を利用できるようにする。
利用期間	意思判断能力が回復しない限り、後見・保佐は終身で継続し、不要になっても終了できない。	利用の必要がなくなれば制度利用を終了できる仕組みを整備。
後見人(補助人)の交代	交代が困難で、本人のニーズに合わない支援が続く可能性がある。	補助人選任時に本人の意思を確認・把握する義務が課され、本人の利益のため特に必要があるときに補助人の解任・交代が可能とする。
本人の意思尊重	成年後見人等が本人の意向を十分に把握することなく、本人の意向に沿わない事務が行われる可能性がある。	補助人は本人の意向を尊重しながら支援を行うことを義務とする。

コラム

福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」とは

平成15年4月、福祉サービス利用者の権利擁護等を目的として、豊島区民社会福祉協議会内に福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」が設置されました。

「サポートとしま」は、福祉サービスの利用に関する相談や苦情対応、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）、成年後見制度に関する相談や利用支援を行い、平成19年9月には東京都の事業に基づく「成年後見制度推進機関」に位置付けられました。

また、法人後見および法人後見監督事業、社会貢献型後見人（区民後見人）の養成および活躍支援等、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

さらに、令和5年度からは「豊島区権利擁護支援方針検討会議」や「豊島区成年後見等利用促進協議会」の事務局を担うとともに、地域連携ネットワークの中核を担う機関として、成年後見制度を含む権利擁護支援の促進を図っています。

今後は、障害福祉施設や障害福祉サービス事業所、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）、そして「豊島区終活あんしんセンター」等とこれまで以上に連携を図り、個人の権利を侵害される恐れのある方の発見から支援の実施までをコーディネートし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。



豊島区役所東池袋分庁舎4階
「サポートとしま」の窓口

取組方針3 障害者虐待の早期発見・早期対応

虐待については、未然に防止を図る広報・啓発活動と、虐待が発生した際の迅速かつ適切な対応が求められます。本区では障害者虐待防止センターを中心に、虐待を未然に防止するため、一般区民向けや事業所向けに講演会等を行い、障害者虐待に関する知識や理解の普及に取り組んでいます。

また、虐待が発生した場合の早期対応として、ご本人の安全を第一に考慮しながら家庭や事業所等に訪問し、弁護士などによる専門的助言を得ながら、関係機関と連携し、適切な対応ができるよう取り組んでいます。

令和4年度からは区に児童相談所が設置され、子どもの権利の擁護と虐待対策の取組を推進しています。

主な取組事業

- 相談・通報窓口の周知
- 障害者虐待防止センターの運営
- 専門相談の実施
- 障害者の虐待防止に関する啓発
- 児童相談所における児童虐待通告などの受理

コラム

障害者虐待防止センターについて

本区では、障害者虐待に関する通報や相談の窓口として、豊島区立心身障害者福祉センター内に「障害者虐待防止センター」を設置しています。

虐待を受けたり、また、虐待を受けた疑いのある方を発見したら、当センターにご相談ください。連絡者の情報は守られます。

●虐待に関する通報・相談窓口

豊島区障害者虐待防止センター（豊島区立心身障害者福祉センター内）

電話：03-3953-2870

FAX：03-3953-9441

メールアドレス：A0015702@city.toshima.lg.jp

<障害者虐待の具体例>

○身体的虐待

- ・叩く、殴る、蹴るなどの身体的暴行
- ・無理やり食べ物を口に入れる、不要な薬を飲ませる
- ・縛りつける、閉じ込める など

○性的虐待

- ・性的な行為や接触を強要する
- ・本人の前でわいせつな会話をする
- ・性的な映像の視聴を強要する など

○心理的虐待

- ・怒鳴る、ののしる
- ・威嚇する、脅迫する
- ・嫌がらせをする
- ・無視をする など

○放棄・放置

- ・食事や水分を与えない
- ・入浴や着替え、排せつなど必要な介護をしない
- ・必要な受診や介護を受けさせない
- ・他の同居人や利用者による虐待を放置する、など

○経済的虐待

- ・本人の年金や賃金を渡さない
- ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない など

取組方針4 障害を理由とする差別解消に向けた取組の推進

共生社会の実現のためには、障害に対する理解を深めることが重要であり、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障害に関する正しい知識を区民の中に広げていくことが大切です。

障害のある方があらゆる機会でも差別されることがないように、引き続き障害者差別解消法の周知と啓発を図ります。

主な取組事業

- 区民向けの障害者差別解消のためのパンフレットの作成
- イエローリボンの周知
- 区職員向けe-ラーニングの実施
- 区職員向けイエローリボン通信などの発行

コラム

豊島区手話言語の普及および障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例とは

本区では、手話が言語であることの理解を広め、障害のある方もない方もお互いに理解し合うための多様な意思疎通手段を使えるよう、進めていく条例が平成31年4月にできました。

条例がめざす姿は

【共に支え合い、安心して暮らすことのできる社会を目指して】

基本となる考え方は以下の2点です。

その1

手話は長い間大切につかわれてきたことばです。

そのことを大事に、手話に対する理解を深めていきます。

その2

障害のある方もない方も、お互いを理解しあうために、いろいろな意思疎通手段を使えるよう進めていきます。



7 保健福祉人材の育成とサービスの質の確保および向上

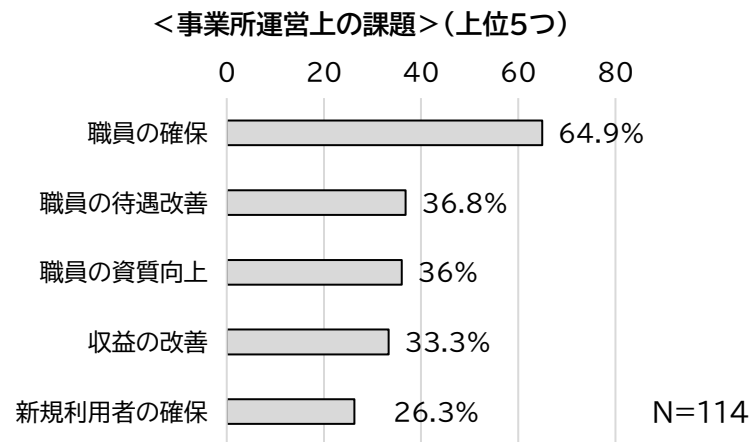
目指すべき姿

民間事業所や区職員の障害福祉専門職などの充実・レベルアップに継続的に取組、計画的な指導検査を実施することで、質の高い障害福祉サービスの提供を図ります。

現状・課題

令和7年度の事業所向けアンケート調査の中で、事業所運営上の課題をみると、「職員の確保」が最も多く、次いで「職員の待遇改善」、3番目に「職員の資質向上」の順になっています。

ほとんどの事業所において、保健福祉人材の確保・育成が課題となっており、東京都と連携した人材確保に向けた取組が必要とされています。



取組方針1 障害福祉サービスの質の向上および人材確保に向けた取組

障害のある方が安心して障害福祉サービスを利用するためには、十分な情報と、サービスの質が確保されていることが重要です。区民や民間事業所に向け、一人ひとりに合った適切な障害福祉サービスの提供ができるよう、事業所間の連携支援を進め、地域における資源の有効活用を図ります。

また、事業所における障害福祉サービスの多様化・複雑化に対応するため、必要とされる専門性を高めるための施策を展開していきます。

主な取組事業

- 障害者通所施設に対する第三者評価受審勸奨
- 東京都福祉サービス第三者評価ロゴマークによる普及・啓発
- 障害福祉サービス事業所連絡会
- 指定相談支援事業所への講演会開催
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- 専門人材育成のための研修費用助成事業
- 専門人材確保のための区内障害福祉施設における大学生などの実習支援

コラム

専門人材育成のための研修費用助成事業

令和5年度より、区内の障害福祉サービス事業所等に従事している職員の専門性を高めるため、以下の研修の受講料等の一部を助成しています。

①喀痰吸引等研修

吸引器を使って口や鼻などから痰を吸引し、取り除く技術を習得するための研修。

②強度行動障害支援者養成研修

強度行動障害のある方に、適切な支援ができる人材を育成するための研修。

③同行援護従業者養成研修

視覚障害によって一人では移動することが困難な方に同行をし、移動に必要な情報をサポートしながら外出の援助を行うための研修。

④移動支援従事者養成研修(令和7年4月以降受講分から対象)

障害のある方の外出時における移動を支援できる人材を育成するための研修。

取組方針2 計画的な指導検査の実施

障害福祉サービス事業所に対して、区の専管組織による計画的な運営指導および集団指導を実施します。

事業運営の適正化と透明性を確保するため、必要な助言・指導を行い、利用者の視点に立った障害福祉サービスの提供と質の向上につなげます。

主な取組事業

- 区の専管組織による計画的な障害福祉サービス事業所への指導検査の実施

コラム

障害福祉サービス事業所への指導検査

本区は令和2年9月から区内の障害福祉サービス事業所を対象に「指導検査」を行っています。

<目的>

指導検査は、法令等で定める最低基準および指定基準等が守られているかを確認し、必要に応じて助言、指導、是正を行うことで、サービス内容の質の確保と給付費等の支給の適正化を図ります。



<実施方法>

指導検査の実施方法には運営指導と集団指導があります。運営指導は、事業所におもむき、関係書類を閲覧し、関係者から面談をする方式です。

集団指導は、事業所連絡会等の機会を活用し、説明等を行う方式です。

取組方針3 障害福祉サービスなどに係る研修等の活用

区職員が、より適切な障害福祉サービスの提供ができるよう、都や特別区で実施する障害福祉サービスなどに係る研修や障害者総合支援法の具体的内容を理解するための研修に積極的に参加します。

また、コミュニティソーシャルワーカー体験研修や豊島区民社会福祉協議会との派遣交流などを通じて、区職員が現場対応力の向上を図ります。併せて、国の調査、研究資料を積極的に活用し、本区の施策へ反映できるようにしていきます。

主な取組事業

- 都および特別区で開催する研修への参加
- 調査・研究の推進

8 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備

目指すべき姿

災害時に障害のある方に必要な支援や配慮が提供できるよう、災害時要援護者名簿や避難場所の整備のほか、地域や障害福祉サービス事業所と連携した安否確認作業の実施、災害発生後の支援に至るまで、切れ目のない支援が行われる体制づくりを進めていきます。

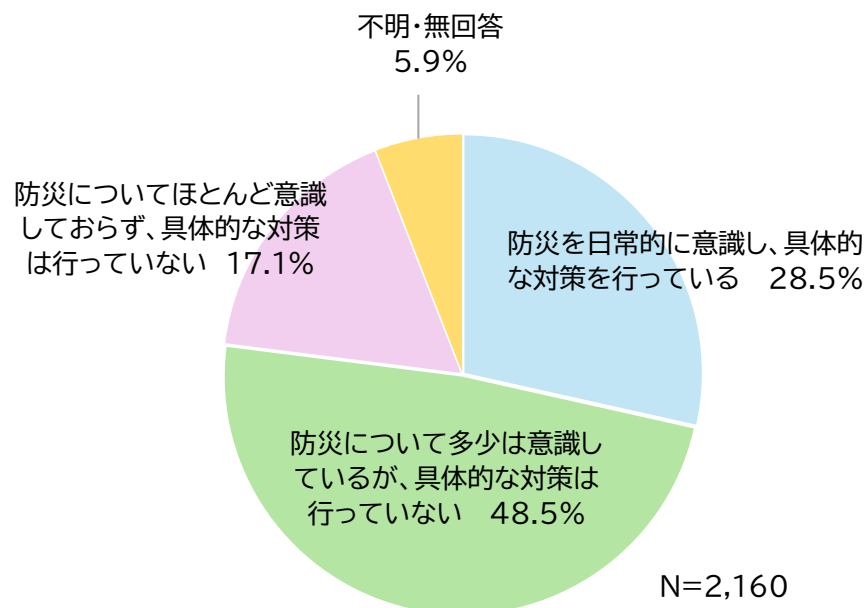
また、新型コロナウイルスなどの感染症が発生した際においても、サービスの提供が滞ることのないよう、必要な対策を進めていきます。

現状・課題

近年、地震や風水害などの自然災害に加え、大規模な感染症の流行など、多様な災害への備えの充実が求められています。

令和7年度に実施したアンケート調査では、災害時の対策について「具体的な対策は行っていない」と回答した方が65%を占めており、災害への備えが十分でない状況がうかがえます。このため、災害時における支援体制の充実を図るとともに、障害のある方やその家族が必要な情報を適切に入手できるよう、情報提供や普及啓発を推進していく必要があります。

<防災意識・対策の有無>



取組方針1 防災対策を通じた地域づくり

災害に備え、地域の見守り活動の促進や連携のネットワークづくりを進めていくことが重要です。そのため、障害のある方への理解の促進や啓発活動を進め、災害発生後72時間が勝負と言われている安否の確認体制を構築するとともに、必要な支援が行き届くよう体制の整備を進めていきます。

また、地域における防災訓練を通して行政・事業者・区民の災害時の連携を図ります。

主な取組事業

- 地域における防災訓練への参加促進
- 災害時要援護者への支援体制の整備
- 災害バンダナの配布
- 障害者防災の手引きの活用
- 安全・安心メールの発信
- 高次脳機能障害の方や支援者へ災害時に関するリーフレット（東京都）の配布

※当事者への内容に加え、支援者に知ってほしい情報提供の方法なども載っています。

- 障害福祉サービス事業所における業務継続計画(BCP)の策定
- 民間事業所との災害時協定締結
- 個別避難計画の作成促進
- 防災アプリの活用

コラム

要配慮者の安否確認の方法

要配慮者とは、発災時の避難行動、発災後の生活などにおいて、特に配慮を要する方のことです。本区では防災対策基本条例により、要配慮者のうち、災害時に特に援護が必要な方、避難行動に特に支援が必要な方を次のように定めています。

○災害時要援護者

主として高齢者、障害者など、災害が発生した時に特に援護を要する者

○避難行動要支援者

災害が発生した時に自ら避難することが困難な者

<要配慮者の安否確認方法>

震度6弱以上の地震が発生した際に救援センター、介護事業所、障害福祉サービス事業所の間で連携をし、安否確認を行います。

各事業所で利用者の安否確認を実施し、区災害対策福祉部が情報を集約します。安否が確認できていない方に関しては、区災害対策福祉部から地域ごとにある救援センターに再調査の指示を行い、安否未確認者の確認につなげます。

コラム 民間事業所との災害時協定締結

- 地震、風水害等の災害に備えて、豊島区では、区内の障害福祉サービス事業所、法人等と災害時協定を締結します。
- 協定を締結した事業所には、利用者の安否確認、区から要請があった場合の事業所への要配慮者の受け入れ、区の救援センターまたは福祉救援センターで生活する要配慮者へのサービス提供等について職員派遣等にご協力をお願いしています。
- 協定の締結にあたり、事業所が土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の区域外に位置すること、耐震・耐火構造の建築物で、バリアフリー化されていること、十分な避難者用スペースを確保できることなどを確認しています。
- 令和8年6月末現在で6事業所と締結しており、今後も増加を目指します。

コラム 個別避難計画とは？

個別避難計画とは、自ら避難することが難しい方ごとに避難する場所や避難方法、避難支援者などの情報を記載した計画のことで、豊島区では「わが家のひなん計画」(豊島区版の個別避難計画)の様式を使って個別避難計画の作成に取り組んでいます。

作成の対象となる方(避難行動要支援者)は、愛の手帳(1度～3度)をお持ちの方、介護保険制度の要介護度が3～5の方、身体障害者手帳を所持している方のうち、一定の要件にあてはまる方などです。

なお、「わが家のひなん計画」をご自分やご家族等で作成できない方へは、区から災害対策関係団体に委託をして、作成支援にも取り組んでいます。

取組方針2 福祉救援センターの開設

大きな地震などの災害時には、救援センターが避難先となりますが、障害の特性により救援センターでの生活が困難な方に向けて、福祉救援センターを二次避難所として開設します。医療的ケアや重度心身障害などの障害のある方などで避難が必要な方に向けて、災害対策本部との情報を共有しながら、福祉救援センターでの受入れ体制を整備していきます。

主な取組事業

- 福祉救援センターの整備・訓練・周知・運営(備蓄)

コラム

福祉救援センターとは

特別な設備等がなければ生活が困難な避難行動要支援者等のうち、障害のある方のための救援センターが福祉救援センター（通所型）です。豊島区立心身障害者福祉センター、生活実習所、福祉作業所、福祉ホームさくらんぼ等、区内に9施設あります。

災害時はすぐに開設されるのではなく、小学校等に設置される救援センターに避難してきた方が、特別な配慮を要し救援センターで過ごすことが困難な場合に開設される、二次的な避難場所となります。

令和7年度、福祉救援センターに、蓄電池、災害用トイレなど、要配慮者の受け入れに必要な備品を配付し、機能の充実を行いました。

施設名	住所
豊島区立心身障害者福祉センター	豊島区目白5-18-8
目白生活実習所・福祉作業所	
駒込生活実習所・福祉作業所	豊島区駒込4-7-1
いけぶくろ茜の里	豊島区池袋4-15-10
雑司谷デイサポートセンター	豊島区南池袋3-7-8
都立大塚ろう学校	豊島区巣鴨4-20-8
福祉ホームさくらんぼ	豊島区西池袋3-8-20

※福祉ホームさくらんぼは令和7年10月～令和8年12月末まで、施設の大規模改修工事に伴い、旧朝日中学校（西巣鴨4-9-1）に仮移転しています。

コラム

福祉救援センターでの無線訓練

福祉救援センターの円滑な運営のためには、区と区内の福祉救援センターが普段から連携を強化していく必要があります。そのため、本区では区内の福祉救援センターに配置している防災無線を使用し、災害時を想定した通信訓練を行っています。災害時には、この防災無線を使用して本部に各福祉救援センターの被害状況や避難者の状況などを報告します。



福祉救援センターでの無線訓練の様子

取組方針3 感染症などへの対応

新型コロナウイルスなどの各種感染症に適切に対応するため、障害福祉サービス事業所をはじめとした関係機関の感染症対策を進め、障害のある方へのサービス提供や支援が途切れることのないよう、国や都の方針に基づき、適切に継続した事業運営ができるような体制づくりを進めていきます。

主な取組事業

- 遠隔手話通訳のご案内※東京都で実施しているサービスです。
- マスクができない方への支援

コラム

感染対策のためのマスクが着用できない方への配慮

障害特性によりマスクの着用が難しい方が、周囲の方に配慮してもらえるように、「マスクをつけられませんバッジ」を作成し、障害福祉課の窓口や豊島区立心身障害者福祉センターで無料配布しています。

目白生活実習所・福祉作業所(メジロック)にデザインを依頼



9 福祉のまちづくりの推進

目指すべき姿

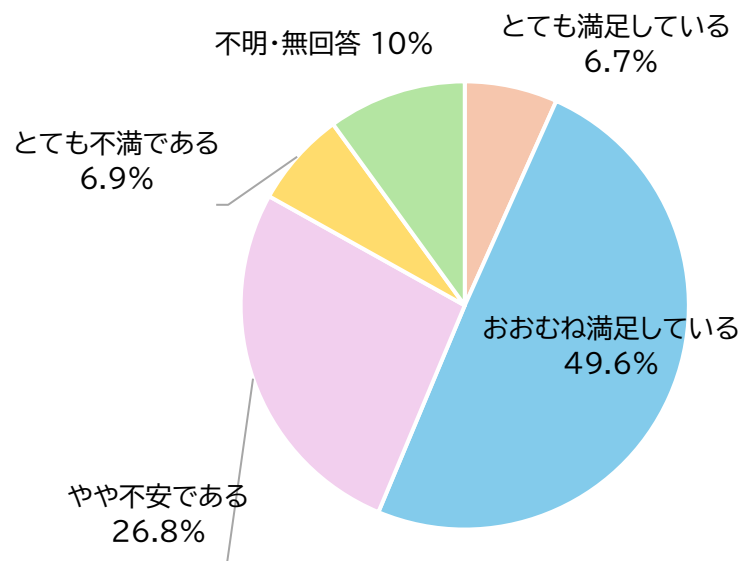
日常生活上のさまざまな障壁(バリア)を解消することで、誰もが安全・安心で快適な暮らしを実感し、気軽に外出したいと思える環境づくりを推進していきます。

現状・課題

福祉のまちづくりを推進するため、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した整備を進めていますが、一部の公共施設および民間施設においては、引き続き改修が必要な状況にあります。

令和7年度のアンケート調査において、まちのバリアフリーに関する満足度では、「やや不満である」「とても不満である」と回答した方が33.7%を占めており、さらなる改善が求められています。このため、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、バリアフリー化の一層の推進を図る必要があります。

<まちのバリアフリーに関する満足度>



N=2,160

取組方針1 アクセシビリティ*の向上(バリアフリーのまちづくり)

本区では、交通機関その他の公共施設において、「東京都福祉のまちづくり条例」、「池袋駅地区バリアフリー基本構想」などにに基づき、福祉のまちづくりを進めています。

また、「障害者の安全対策委員会」を設置し、当事者の声に基づくバリアフリーの取組を進めることで、誰もが安心して外出できる環境を整備していきます。

主な取組事業

- 障害者の安全対策委員会の運営
- ホームドアの設置推進
- 歩行時間延長信号機用小型送信機の普及・促進
- 公共交通機関のバリアフリー化の推進
- 視覚障害者外出支援事業(shikAI、ことばの道案内)
- バリアフリーマップの利用促進

音響型信号機(歩行時間延長信号機用小型送信機が使えるもの)の設置状況(令和6年8月時点)

地域(警察署管轄)	設置件数
池袋	33件
巣鴨	37件
目白	21件
滝野川	3件

コラム

障害者の安全対策委員会

「障害のある方の外出時のけが・事故」と「障害のある方の災害時における危険や孤立」を予防対象として、「障害者の安全対策委員会」を開催しています。

この委員会では、災害発生時の備えとして「豊島区障害者防災の手引き」の作成や区役所からサンシャインシティまでの道を実際に歩いてバリアフリーの観点から見た課題を発見する等、障害のある方が安全に地域で過ごすための取組を進めています。



コラム

豊島区保健所移転に伴うshikAIのルート拡大

「視覚障害のある方の外出時の利便性向上を目的として、専用アプリ「shikAI（読み：シカイ）」を利用した移動ルートの音声案内システムを導入しています。

これまでの東池袋駅から区役所、東池袋駅から豊島区立中央図書館までのルート案内に加え、令和8年5月の豊島区保健所の開所に伴い、東池袋駅から豊島区保健所までの案内を開始しました。



取組方針2 情報アクセシビリティの向上

「情報」の保障は、障害者権利条約にも定められた重要な課題です。情報の取得や利用するための手段について、選択の機会が拡大できるよう、手話の普及・啓発とともに、ICTなどの情報機器の活用により、障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保していきます。

主な取組事業

- 手話通訳者派遣事業
- 要約筆記者派遣事業
- 点字広報・声の広報の発行
- 障害者福祉広報
- 障害福祉課関係窓口でのコミュニケーション、UDトーク、点字プリンターなどの活用
- 失語症の人のコミュニケーション支援事業
- 電話リレーサービスの普及・啓発
- 通知の送付に係る点字による情報提供事業

コラム 点字プリンターについて

点字プリンターとは、点字を紙に出力することができるプリンターのことです。

障害福祉課では、視覚障害のある方へ連絡を行う際に点字による通知もあわせて送付しています。

今後、様々な場面において点字プリンターが活用できるよう検討していきます。

本区では、ひかり文庫(点字図書館)で視覚障害のある方に点字プリンターの貸出をしています。

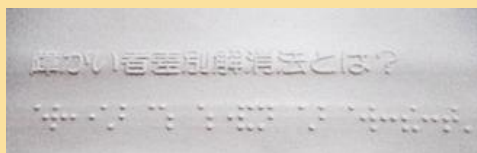
点字プリンターの機能も進化しています！

以下のような機能の点字プリンターも！

☆WordやExcelで作成したテキストを点字に変換(点字の知識がなくても大丈夫)

☆イラストや図の部分は立体に浮き立たせて印刷

☆点字部分は何回押してもつぶれないので安心して使える



コラム 意思疎通支援

障害福祉課の窓口では、コミュニケーションやUDトークを活用することによって、円滑なコミュニケーションに努めています。

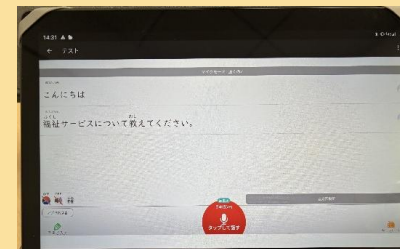
○コミュニケーションとは

話す側がマイクに向かって話すと、コミュニケーションのスピーカーを通じて、聴き手側がはっきりした音声で聞き取ることができます。耳につける必要がないということが利点です。



○UDトークとは

会話をリアルタイムで文字表示して、コミュニケーションのUD(ユニバーサルデザイン)を支援するためのアプリです。多言語に対応していることが特徴です。



コラム

投票支援パンフレットの配布

投票所でスムーズに投票ができるように、点字投票や代理投票、郵便投票などの投票方法や投票所内で受けられる支援、投票の流れなどが記載された投票支援パンフレットを配布しています。

投票支援パンフレット

投票する前に事前にこのシートにチェックをつけて投票所でお渡しください。
可能な限り、希望に沿った対応をします。

【持ち物】

- ご自身の選挙のお知らせを持っていますか？
☐ はい ☐ いいえ → 投票所に直接お越しください。
 ↓
 (前日投票の場合) お知らせの裏面を記入して投票所にお越しください。
 (当日投票の場合) お知らせを持って投票所にお越しください。

【支援】

- 係員の付き添いや支援が必要ですか？
☐ はい ☐ いいえ
 ↓ 投票所係員が支援します。
- どのような支援が必要ですか？
☐ 車椅子を借りたい ☐ 車椅子を伸ばしてほしい ☐ 座って投票したい
☐ 点字で投票したい ☐ 点字器を借りたい
☐ その他 ()

【代理投票】

- 代理投票を希望しますか？
☐ はい ☐ いいえ
 ↓ 投票所係員2名が代理投票をします。
- どのように重聴表示をしますか？
☐ 口讀で伝える ☐ 氏名等指示を用います ☐ メモを持っている
☐ その他 ()

【その他】 投票する際に係員に希望すること

投票支援パンフレット

1. はじめに
このパンフレットは通常の投票以外の様々な投票の方法や投票所における支援について説明したものです。内容にご不明な点がありましたら、選挙区選挙管理委員会までお問い合わせください。

2. 通常の投票以外の投票方法
①投票所での投票

(1) 点字投票
自分の不自由な方は、点字で投票することができます。
投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意してあります。

(2) 代理投票
投票用紙に文字を記載できない方は、係員が代筆します。
投票所で申し出ると、補助者2名が投票用紙に記入、確認を行います。

②事前に申請が必要な投票

(1) 郵便投票
介護度が要介護5の方、障害者手帳をお持ちで要件に該当する方は、郵送で投票することができます。※障害の程度によっては代理投票も可能。
要件については、ホームページで確認するか、当事務局までご連絡ください。
郵送で投票を行うためには、郵便等投票証明書が必要です。ご希望の方は、お早めにご連絡ください。

(2) 病院・施設での投票
特定の病院（施設）に入院（入所）中の方は、施設で投票することができます。
入居（入所）中の病院等が該当施設かどうかは、各病院等に確認するか、当事務局までご連絡ください。手続きは各施設が行います。
ご希望の際は早めに施設にお伝えください。

コラム

電話リレーサービス・ヨメテルについて

令和2年6月に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が制定され、公共インフラとしての令和3年7月より「電話リレーサービス」が提供開始されました。

その後、令和7年1月には相手の声が文字化されて読むことができるサービス「ヨメテル」が提供開始され、これまで「電話リレーサービス」を利用していなかった中途失聴の方なども電話で意思疎通ができるようになりました。

○電話リレーサービス

聴覚障害の方と耳の聞こえる方との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるためのサービスです。24時間365日使えるサービスで、災害時や緊急時に110、119、118への連絡も可能です。

○ヨメテル

電話で相手先の音声聞こえにくいことがある方へのサービスで通話相手の声を文字にする電話アプリです。「AI」と「文字オペレータ」のどちらかを選択して文字化することができます。災害時や緊急時に110、119、118への連絡も可能です。

10 文化活動を通じたインクルーシブな社会の推進

目指すべき姿

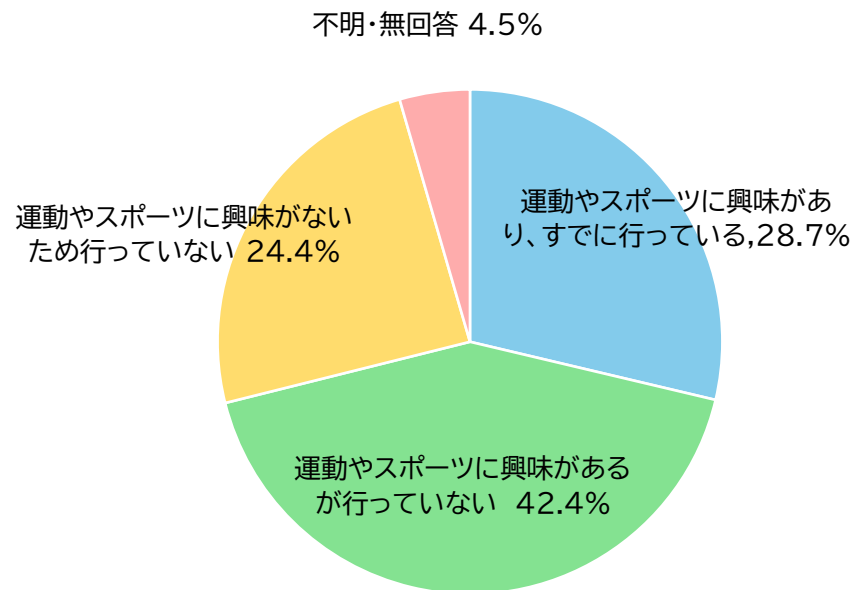
これまで本区が推進してきた「文化を基軸としたまちづくり」を最大限に活かし、文化活動・スポーツ活動に積極的に参加できるような環境整備を進めることで、障害の有無で区別されない、インクルーシブな社会を推進していきます。

現状・課題

令和7年度のアンケート調査によれば、「運動を行っていない」方が約66.8%となっており、運動不足による生活習慣病等のリスクの高まりが懸念されています。

障害のある方が自分らしい生活を実現できるよう、文化活動やスポーツ活動に気軽に取り組める環境づくりが求められています。

<運動・スポーツへの興味>



N=1,983

取組方針1 文化・芸術活動の振興

今後も文化・芸術を推進する国際アート・カルチャー都市として、「豊島区障害者美術展(ときめき想造展)」をはじめとした様々な文化イベントや、芸術家を目指したい方から気軽な日常の楽しみとして行いたい方まで、文化芸術活動に親しむ機会をつくるために「障害者アート教室」を開催しています。障害のある方の独創的な感性から、素晴らしい作品を生み出せるきっかけをつくり、だれもが主役になれるチャンスを持つことができるよう、民間事業者と連携した展示を含め、さまざまな機会を通じて芸術作品の発表の場を提供していきます。

障害のある方の文化・芸術活動を通じた社会参加を促進し、多様性の理解を深めることで、共生社会の実現を推進していきます。

主な取組事業

- 障害者アート教室
- 豊島区障害者美術展(ときめき想造展)
- まちかど回遊美術館
- Echika池袋ギャラリー「障害者アート展」
- 庁舎まるごとミュージアム

コラム

障害者アート教室

障害者アート教室は、ありのままの感性を大切にし、気軽にアートに親しむことができる教室です。決められた道具や制作方法の中で行うのではなく、参加者それぞれが使いたい道具を選び、制作していくのが特徴です。中には豊島区障害者美術展(ときめき想造展)に向けて作品を制作する方もいらっしゃいます。



コラム

美術展巡りによるウォーカブル都市の回遊

「誰もが居心地の良い歩きたくなるまち」の理念のもと、池袋東口と西口をつなぐ、ウォーカブルなまちづくりをコンセプトに、各所で障害者美術展を開催しています。



コラム

障害のある方の文化作品



第19回豊島区障害者美術展(ときめき想造展)

最優秀賞 高橋 由男さんの作品

「トキワ壮」



第18回豊島区障害者美術展(ときめき想造展)

最優秀賞 伊藤 賢士さんの作品

「シャクヤク」

ときめき想造展の絵や写真は
インターネットからも閲覧できるよ！



取組方針2 社会参加の促進

毎年開催している「ふくし健康まつり」において、障害のある方を中心に舞台やバザーなどのイベントを行うことで、自らが楽しみながら社会参加できる機会をつくっていきます。

また、障害のある方が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、関係部署と連携を図りながら、障害者スポーツの魅力を伝えるとともに、参加しやすい環境と健康づくりに取り組んでいきます。

「スポーツのつどい」では、障害の有無にかかわらず交流できる機会をつくるとともに、中学生のボランティアを募ることで、学校教育の段階から障害のある方に対する理解の促進ができるよう取り組んでいきます。

誰もが地域で楽しく生活することができるインクルーシブな社会を目指し、さまざまな機会を捉え、障害のある方の社会参加を促していきます。

主な取組事業

- 障害者福祉事業(スポーツのつどい、ふくし健康まつり)
- みんなのヨガ教室
- 土曜余暇教室*
- 障害者アート教室
- インクルーシブサッカー教室
- 日曜教室(つばさCLUB)
- 民間実施のインクルーシブ事業への支援

コラム 東京ヴェルディインクルーシブサッカーフェスタ

障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめるインクルーシブサッカーフェスタを開催しています。

パラスポーツ指導員資格を持つ東京ヴェルディのコーチが講師を務め、参加者の性別や年齢、障害の有無などに合わせて柔軟にチームを編成。チームに分かれて協力するメニューや試合を用意しており、参加者全員が同じフィールドで安全に楽しくサッカーをすることができます。



©TOKYO VERDY

コラム スポーツのつどい

障害のある方が屋外で体を動かすことを通じて、健康づくりの推進と精神のリフレッシュを図るために毎年10月にスポーツのつどいを開催しています。

画像挿入予定

画像挿入予定

第5章 障害福祉サービスの推進

(第8期豊島区障害福祉計画・第4期豊島区障害児福祉計画)

1. 計画策定の経緯

(1)これまでの取組

障害福祉計画・障害児福祉計画は国の基本指針に基づき、障害のある方または障害のある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

【第1期】障害福祉計画

第1期は、平成19年度から20年度までの2年間を計画期間とし、「障害福祉計画の基本的な理念、障害福祉サービスなどの必要な量の見込みとその確保のための方策」を盛り込んだ計画を19年2月に策定しました。

【第2期】障害福祉計画

第2期は、平成21年度から23年度を計画期間とし、第1期の実績、障害のある方のニーズを踏まえた必要なサービス量を見込み、また、20年12月に出された報告「社会保障審議会障害者部会報告～障害者自立支援法施行後3年の見直しについて～」を勘案し、目標値を修正しました。

また、本区では、第2期計画から地域保健福祉計画と一体化し、地域福祉推進の視点から、従来ともすれば障害者福祉の重点課題が施設サービスの整備・充実に向けられていたものを、住み慣れた地域での生活を求める障害のある方のニーズに応じた在宅での自立生活支援を中心的課題として位置づけました。

【第3期】障害福祉計画

第3期は、地域福祉を重視し、障害のある方のニーズを踏まえた社会資源の整備を推進することを目的に、平成24年度から26年度までを計画期間として策定しました。第1期、第2期の計画の実績を踏まえ、障害福祉サービスの円滑な実施を確保していくため、目標数値を適切に補正しました。

また、平成22年の法改正を踏まえ、障害のある方の範囲の見直し、相談支援の充実、同行援護サービスの提供などを計画に反映しました。

【第4期】障害福祉計画

第4期は、障害のある方のニーズを踏まえた社会資源の整備を推進することを目的に、平成27年度から29年度までを計画期間として策定しました。具体的な数値については、第1期から4期までの実績や今後の見通しを踏まえて設定しました。

また、第4期より、4つの目標を成果目標として掲げることになりました(①施設入所者の地域生活への移行②入院中の精神障害者の地域生活への移行③障害のある方の地域生活の支援④福祉施設から一般就労への移行)。この4つの成果目標の達成を目指し、活動指標(自立支援給付、地域生活支援事業)を設けました。

【第5期】障害福祉計画、【第1期】障害児福祉計画

第5期は、障害のある方を取り巻く社会情勢の変化に対応し、障害者福祉施策の一層の推進を図ることを目的に、平成30年度から令和2年度までを計画期間として策定しました。具体的な数値については、第1期から4期までの実績や今後の見通しを踏まえて設定しました。

第5期は、5つの目標を成果目標として掲げることになりました（①施設入所者の地域生活への移行②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築③地域生活支援拠点等の整備④福祉施設から一般就労への移行⑤障害児支援の提供体制の整備等）。

また、平成30年度からは児童福祉法の改正により、新たに障害児福祉計画を策定しました。

【第6期】障害福祉計画、【第2期】障害児福祉計画

第6期は、地域保健福祉計画の基本理念に基づき、地域福祉に重点を置きながら、障害のある方のニーズを踏まえた社会資源の整備を推進することを目的に、令和3年度から5年度までを計画期間として策定しました。具体的な数値については第1期から5期までの実績や今後の見通しを踏まえて設定しました。

また、児童福祉法の規定に基づき、前期までの実績や今後の見通しを踏まえて、「第2期障害児福祉計画」を策定しました。

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。そのため、障害児およびそのご家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した、効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが求められていました。

これらに応じて、国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等および障害児通所支援などの提供体制の確保にかかる目標として7つの目標を掲げることになりました。

【第7期】障害福祉計画、【第3期】障害児福祉計画

第7期は、地域保健福祉計画の基本理念に基づき、地域福祉に重点を置きながら、障害者のニーズを踏まえた社会資源の整備を推進することを目的に、令和6年度から8年度までを計画期間として策定しました。

また、児童福祉法の規定に基づき、「第3期障害児福祉計画」を策定しました。

「障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援」や「障害児の健やかな育成のための発達支援」等国の基本指針のポイントを踏まえ、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として次頁の7つの目標を掲げることになりました。

<第7期計画の成果指標の状況>

区分	指標	目標値	実績	
		令和 8年度末	令和 7年度末	令和 6年度末
福祉施設入所者の地域生活への移行	障害者支援施設入所者の削減見込数	8人	8人	8人
	施設入所から地域生活へ移行した者の数	10人	3人	1人
精神障害者にも対応した地域包括支援システムの構築	入院中の精神障害者の地域生活への移行者数	22人	11人	6人
地域生活支援拠点等の整備	整備された地域生活支援拠点の数	2か所	2か所	2か所
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	支援ニーズの把握や地域における課題の整理や専門人材の育成等、支援体制の整備	整備	一部整備	一部整備
福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行者数	215人	157人	244人
	就労移行支援事業を利用し、一般就労した者の数	176人	117人	180人
	就労継続支援A型を利用し、一般就労した者の数	1人	3人	3人
	就労継続支援B型を利用し、一般就労した者の数	9人	4人	2人
	区市町村障害者就労支援事業を利用し、一般就労する者の数	39人	27人	38人
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	全体の5割	全体の9割	全体の10割
	一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用する者の数	123人	176人	171人
	就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	4か所	12か所	12か所
障害児支援の提供体制の整備	児童発達支援センターの設置数	2か所	2か所	2か所
	重症心身障害児を支援する	児童発達支援事業所数	1か所	2か所
		放課後等デイサービス事業所数	1か所	2か所
	医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	設置	設置
障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	1年間の運営指導の件数	45事業	7事業	25事業

(2)第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定に向けて

① 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画に係る基本指針の主な内容

(「障害福祉サービス等および障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」並びに「障害福祉サービス等および障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正」厚生労働省通知より)

【主なポイント】

●障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者などが必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

●市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均等な提供を図る。

●入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。また、地域の支援体制を構築する上では、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する児者、医療的ケアが必要な児者など、様々な障害特性に応じた支援体制の構築が重要である。そうした地域のきめ細かいニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等を行うことが必要である。

●地域共生社会の実現に向けた取組

人口減少や単身世帯の増加、特に障害福祉分野では、障害者の重度化・高齢化や親なき後の生活など家族が抱える課題は複雑化・複合化している中で、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、地域の実情に応じた包括的な支援体制の構築に取り組む。

●障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児およびそのご家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、地域支援体制の構築を図る。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る。さらに、障害児の地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する。

●障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮および社会参加の促進を図る。また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得および利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、手話に関する施策の推進に関する法律等を踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図る。

②第8期障害福祉計画および第4期障害児福祉計画の基本的な考え方

第8期は、地域保健福祉計画の基本理念に基づき、地域福祉に重点を置きながら、障害者のニーズを踏まえた社会資源の整備を推進することを目的に、令和9年度から11年度までを計画期間として策定します。具体的な数値については、第1期から7期までの実績や今後の見通しを踏まえて設定しました。

また、児童福祉法の規定に基づき、「第4期障害児福祉計画」を策定しました。

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、以下の成果目標を設定します。

【今期計画の成果目標】

① 施設入所者の地域生活への移行 ・福祉施設入所者の地域生活への移行	⑤ 障害児通所支援の地域支援体制の整備 ・児童発達支援センターの整備および障害児の地域社会への参加・包容の推進 ・重症心身障害児を支援する事業所の確保 ・医療的ケア児のための協議の場の設置
② 精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築 ・入院中の精神障害者地域生活への移行 ・精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築	
③ 地域生活支援拠点等における機能の充実 ・地域生活支援拠点等の整備 ・強度行動障害を有する者への支援体制の充実	⑥ 相談支援体制の充実・強化等 ・相談支援体制の充実・強化等
④ 福祉施設から一般就労への移行等 ・福祉施設から一般就労への移行（区内事業所の状況） ・区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数 ・就労移行支援事業所の実績 ・就労定着支援（区内事業所の状況） ・就労支援事業所利用による就労定着支援率（区内事業所の状況）	⑦ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2. 成果目標

令和11年度を目標年度として、以下の数値目標を設定します。

① 施設入所者の地域生活への移行

令和11年度末における地域生活に移行する人の数値目標の設定にあたっては、令和7年度末時点の障害者支援施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するものと見込みます。

また、令和11年度末の施設入所者数については、令和7年度末時点の施設入所者から5%以上削減するものとします。

項目	数値	考え方
令和7年度末時点の入所者数(A)	167人	○令和7年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	159人	○令和11年度末時点の施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	10人 6%	○施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
【目標値】削減見込(A-B)	8人 5%	○差引減少見込み数

【区が行っている取組】

豊島区内のグループホームについては、令和2年度に重度障害者向けグループホームを開設しました。今後もニーズが見込まれることから、令和13年度を目途に、旧高松第一保育園解体後の跡地において、重度障害のある方を対象にしたグループホームを誘致し、本人やご家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる基盤整備を進めます。用地の確保の問題から入所施設の整備数について限りがあるため、入所施設の周辺にあるグループホーム等も活用しながら地域生活への移行に向けた支援を行っています。

<障害者の施設入所利用状況(令和8年3月末現在)>

【関東】	利用者数	施設数
茨城県	5人	4か所
栃木県	10人	4か所
群馬県	3人	2か所
埼玉県	7人	5か所
千葉県	13人	6か所
東京都	83人	30か所
神奈川県	3人	3か所
合計	124人	54か所

【中部】	利用者数	施設数
山梨県	5人	4か所
長野県	2人	2か所
岐阜県	1人	1か所
静岡県	7人	4か所
合計	15人	11か所



【四国】	利用者数	施設数
香川県	4人	1か所

【北海道】	利用者数	施設数
北海道	2人	2か所

【東北】	利用者数	施設数
青森県	6人	3か所
秋田県	11人	4か所
宮城県	1人	1か所
山形県	2人	1か所
福島県	2人	2か所
合計	22人	11か所

【合 計】	利用者数	施設数
	167 人	79 か所

② 精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築

■入院中の精神障害者の地域生活への移行

東京都が算出する令和11年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和11年度末までに地域生活へ移行する人数を__人と定めます。

項目	数値	考え方
東京都	1月頃に東京都より発出される数値目標を基に入力	長期入院患者(1年以上入院患者)のうち、令和11年度末までに地域生活へ移行する人数 ※豊島区の数値の内訳:65歳以上__人、65歳未満__人
豊島区		

【区が行っている取組】

精神科病院に長期入院しており、これから地域生活へ移行しようとする方に、入所、入院中から訪問相談、同行訪問、住居の確保など地域生活に移行するための支援を行っています。

■心のサポーター

精神障害のある方に対して差別や偏見を持つことなく、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して傾聴を中心とした支援を行うため、心のサポーターを養成するための事業を実施します。

東京都の将来人口を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和11年度末までに心のサポーターの人数を260人と定めます。

項目	数値	考え方
心のサポーター数	260人	令和11年度末時点の心のサポーター数

【区が行っている取組】

心の病気がある方に対する差別や偏見(スティグマ)を持つことなく共生できる風土づくりや、こころの不調の早期発見やサポートに役立つ、知識や方法を習得するため、心のサポーター養成研修を実施します。

■住民のこころの状態(K6)の把握

地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価および検討するため、K6という尺度を活用し、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握します。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

■福祉施設から一般就労への移行(区内事業所の状況)

令和11年度中に就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じた一般就労への移行者数を令和6年度実績の1.31 倍以上とすることを基本とします。

項目	数値	考え方
令和6年度の一般就労移行者数	244人	○令和6年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】	320人	
目標年度の一般就労移行者数	1.31倍	○令和11年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

注)一般就労した者とは、一般企業等に就職した者(就労継続支援(A型)および福祉工場の利用者となった者を除く。)、在宅就労した者および自ら起業した者をいう。

あわせて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業および就労継続支援B型事業のそれぞれに係る一般就労移行者数の目標値を定めることとします。

うち就労移行支援事業は令和6年度実績の1.14倍以上、就労継続支援A型事業は概ね1.52倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.67倍以上を目指すこととします。

項目	数値	考え方
令和6年度就労移行支援事業の一般就労移行者数	180人	○令和6年度において、就労移行支援事業を利用し、一般就労した者の数
【目標値】	205人	
就労移行支援事業の一般就労移行者数	1.14倍	○令和11年度において、就労移行支援事業を利用し、一般就労する者の数
令和6年度就労継続支援A型の一般就労移行者数	3人	○令和6年度において、就労継続支援A型を利用し、一般就労した者の数
【目標値】	5人	
就労継続支援A型の一般就労移行者数	1.52倍	○令和11年度において、就労継続支援A型を利用し、一般就労する者の数
令和6年度就労継続支援B型の一般就労移行者数	2人	○令和6年度において、就労継続支援B型を利用し、一般就労した者の数
【目標値】	3人	
就労継続支援B型の一般就労移行者数	1.67倍	○令和11年度において、就労継続支援B型を利用し、一般就労する者の数

■区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数

福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害のある方が企業等で働く機会を拡大するため、「区市町村障害者就労支援事業」を推進しています。一般就労に向けた支援に関する量的な目標については、独自の目標として、「区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数」を設定します。

項目	数値	考え方
令和7年度の一般就労移行者数	27人	○令和7年度において区市町村障害者就労支援事業を利用し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	28人 1.05倍	○令和11年度末において区市町村障害者就労支援事業を利用し、一般就労する者の数

注)一般就労した者とは、一般企業等に就職した者(就労継続支援(A型)および福祉工場の利用者となった者を除く。)、在宅就労した者および自ら起業した者をいう。

■就労移行支援事業所の実績

就労移行支援事業所のうち、就労支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事務所を全体の5割以上とすることを基本とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	6事業所 (全体の5割)	○令和11年度末において就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所

注)令和7年度末時点、区内就労移行支援事業所は13か所です。

■就労定着支援(区内事業所の状況)

令和11年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者を令和6年度の実績の1.47倍以上とすることを基本とします。

項目	数値	考え方
令和6年度の就労定着支援事業利用者数	171人	○令和6年度において一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労定着支援事業の利用者数	251人 1.47倍	○令和11年度末において一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用する者の数

■就労支援事業所利用による就労定着支援率(区内事業所の状況)

令和11年度末までに、就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。

項目	数値	考え方
令和11年度末の就労定着率が7割以上の事業所数	5か所	○令和11年度末の就労定着率が7割以上の事業所数

注)就労定着率は、「前年度中に新規で事業を利用した者のうち、当年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労した人数」／「前年度中に新規で事業を利用した人数」の割合。

注)令和7年度末時点、区内就労定着支援事業所は12か所です。

■就労選択支援事業所の設置

区内の就労選択支援体制は、令和7年度末時点で2事業所となっています。利用者の多様な選択肢を確保するため、今後も就労選択支援事業所の開設を継続的に推進します。

④ 障害児通所支援の提供体制の整備

■児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保

児童発達支援センターに求められる中核的な支援機能である4つの機能の確保を着実に進め、重層的な地域支援体制を構築します。

注)令和7年度末時点、区内児童発達支援センターは2か所です。

※児童発達支援センターの中核的な支援機能

- 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

■保育、子育て支援、教育等の関係機関との連携

共生社会の形成促進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるよう、保育、子育て支援、教育等の関係機関による既存の会議体等を活用し、連携・協議を進めます。

■障害児およびその家族への伴走的な相談支援体制の確保

子どもの発達状況を記録できる発達サポートファイル等の各種支援ツールによる情報の引継ぎ・支援機関の連携により、ライフステージを通じた障害児およびその家族の伴走的な相談支援体制を確保します。

■重症心身障害児を支援する事業所の確保

開設や運営の支援を継続的に実施し、重症心身障害児を受け入れる事業所の確保を図ります。

項目		数値	考え方
令和11年度末の重症心身障害児を支援する事業所数	児童発達支援事業所	2か所	○令和11年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数
	放課後等デイサービス	3か所	○令和11年度末の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置数

■医療的ケア児等支援のための協議の場の設置

医療的ケア児等の支援のため、関係機関の協議の場を年2回開催しています。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供に繋がります。

⑤ 地域生活支援の充実

■地域生活支援拠点等の整備および機能の充実

地域生活支援拠点等※については、令和11年度末までの間、5つの求められる機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置すること並びに年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証および検討することを基本とします。

項目	数値	考え方
設置個所数	2箇所	○令和11年度末の地域生活支援拠点数
コーディネーターの配置人数	4人	○令和11年度末の地域生活支援拠点コーディネーター数
支援の実績等を踏まえた運用状況の検証および検討の回数	7回	○令和11年度末の運用状況の検証および検討回数

※認定地域生活支援事業所等はまとめて面的整備型としてカウント

※地域生活支援の拠点等の整備にあたって求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

■強度行動障害を有する者への支援体制の充実

令和11年度末までに、強度行動障害を有する方について、その状況や支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成を行い、支援体制の整備を進めます。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等および協議会を連携させ、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

また、基幹相談支援センターが中心となり、関係機関や相談支援事業所の連携によって相談支援の充実を図り、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数を0件にします。

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

区内の障害福祉サービス事業所等に対して実施する指導検査の専管組織を令和2年度に立ち上げました。

令和11年度までに、年間50事業の運営指導を行う体制を整えます。

また、障害者地域支援協議会を開催し、地域の相談機関との連携を強化しています。

3. 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づくサービス体系は、全国一律の「障害福祉サービス」と実施する各自治体の独自サービスである「地域生活支援事業」の二つの側面から障害のある方の自立した生活を支援するかたちになっています。

(1) 障害福祉サービス等の種類

区が実施する障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス・相談支援は以下のとおりです。

<障害福祉サービス等>

	サービス名
①訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
②日中活動系サービス	生活介護
	自立訓練(機能訓練)
	就労選択支援
	自立訓練(生活訓練)
	自立訓練(宿泊型自立訓練)
	就労移行支援
	就労継続支援(A型)
	就労継続支援(B型)
	就労定着支援
	療養介護
	短期入所(福祉型、医療型)
③居住系サービス等	自立生活援助
	共同生活援助(グループホーム)
	施設入所支援
	地域生活支援拠点等
④相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(2) サービス提供見込量と確保の方策(活動指標)

各事業の内容、今後のサービス提供見込み等は次のようになっています。

① 訪問系サービス

■ 居宅介護(ホームヘルプ)

【サービスの内容】

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用 時間数(月)	3,652時間	3,721時間	3,832時間
延利用 者数(月)	219人	227人	233人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用 時間数(月)	3,946時間	4,064時間	4,185時間
延利用 者数(月)	240人	247人	255人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○居宅介護を行う指定事業所は令和8年5月末現在、区内に56か所あり、平成22年度から事業所連絡会を開催しています。

○今後も利用者数の増加が見込まれます。

■ 重度訪問介護

【サービスの内容】

重度の肢体不自由があり常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います(18歳以上の方が対象)。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用 時間数(月)	8,687時間	8,690時間	8,690時間
延利用 者数(月)	26人	26人	26人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用 時間数(月)	8,690時間	8,690時間	8,690時間
延利用 者数(月)	26人	26人	26人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○令和8年月末現在、重度訪問介護を行う指定事業所は区内に42か所あります。

○令和7年度は一人あたり月平均334時間利用しています。

■ 同行援護

【サービスの内容】

視覚障害により移動に著しい困難を有する方を対象に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動時の援護等を行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用 時間数(月)	2,012時間	2,273時間	2,363時間
延利用 者数(月)	83人	91人	94人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用 時間数(月)	2,457時間	2,555時間	2,657時間
延利用 者数(月)	98人	102人	106人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和8年5月末現在、区内の指定事業所は16か所あります。
- 障害のある方の社会参加に伴い利用時間が増加していくことが見込まれ、情報提供等の支援を行っていきます。

■ 行動援護

【サービスの内容】

知的障害または精神障害により行動が著しく困難で常に介護の必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用 時間数(月)	264時間	262時間	260時間
延利用 者数(月)	3人	4人	4人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用 時間数(月)	260時間	260時間	260時間
延利用 者数(月)	4人	4人	4人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和8年5月末現在、区内の指定事業所は2か所あります。
- 行動援護については、今後も、同程度のサービス量が見込まれますが、ニーズに合わせて対象事業所と調整を行います。

■ 重度障害者等包括支援

【サービスの内容】

常に介護を必要とする方のなかで意思疎通を図ることが著しく困難な方に、居宅介護や日中活動などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

【現状・今後の方策】

- 現時点では対象者はいません。
- 区内に指定事業所はなく、今後も利用はないと見込まれます。

② 日中活動系サービス

■ 生活介護

【サービスの内容】

常に介護を必要とする方に、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数(月)	6,713日	6,839日	6,907日
延利用者数(月)	350人	354人	357人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用日数(月)	6,976日	7,045日	7,115日
延利用者数(月)	361人	364人	368人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和7年度は一人あたり月平均19日の利用となっています。
- 令和8年5月末現在、区内では8か所の指定事業所があります。
- 区立施設においては令和4年度に医療的ケアを対象とする分室を開設したことにより定員数が増加しましたが、令和8年度においてほぼ定員に近い状態です。
- 今後も利用者数の伸びが見込まれることから、重度障害のある方向けの施設整備を含め、ニーズに応じたサービスの提供体制を整備していきます。

■ 自立訓練(機能訓練)

【サービスの内容】

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づき身体的リハビリテーションの機能や身体機能の維持・回復などのための訓練を行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数(月)	28日	41日	41日
延利用者数(月)	2人	3人	3人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用日数(月)	41日	41日	41日
延利用者数(月)	3人	3人	3人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○令和8年5月末現在、区内の指定事業所はありません。

■ 自立訓練(生活訓練)

【サービスの内容】

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づき食事や家事などの日常生活能力 向上のための訓練を行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数(月)	450日	479日	480日
延利用者数(月)	32人	25人	30人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用日数(月)	480日	480日	480日
延利用者数(月)	30人	30人	30人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○令和7年度は一人あたり月平均19日の利用となっています。
 ○令和8年5月末現在、区内の指定事業所は3か所あります。
 ○訓練終了後の生活を見据え、居住や日中活動の場の確保などに向けて事業所や関係機関等との連携を深めていきます。

■ 自立訓練(宿泊型自立訓練))

【サービスの内容】

日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等を対象として、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を行い、地域移行に向け支援します。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数(月)	4人	7人	10人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用者数(月)	10人	10人	10人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和8年5月末現在、区内の指定事業所は1か所あります。
- 訓練終了後の生活を見据え、地域移行に向け関係機関との連絡調整等を行います。

■ 就労選択支援

【サービスの内容】

就労選択支援は、障害のある方の多様化する就労ニーズに対応した新しい支援サービスです。利用する人の能力や希望、配慮事項などを事前に把握し、個人のニーズに応じて就労先を選択できるようサポートする仕組みです。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数(年)	—	6人	24人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用者数(年)	36人	36人	36人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和8年5月末現在、区内の指定事業所は2か所あります。
- 令和8年度は7年度に比べ、サービスの利用が増加しています。今後さらにサービスの周知が進み、利用増加が見込まれます。
- 障害のある方が、就労先や働き方について、より良い選択ができるように就労アセスメントの手法を活用して、本人に合った就職ができるように支援します。
- 障害のある方の多様な就労ニーズに対する支援および障害者雇用の質の向上の推進を図るため、雇用と福祉の連携強化に取り組みます。

■ 就労移行支援

【サービスの内容】

一般企業への就労を希望する方に、一定期間の支援計画に基づき就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数(月)	1,225日	1,316日	1,280日
延利用者数(月)	74人	82人	80人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用日数(月)	1,280日	1,280日	1,280日
延利用者数(月)	80人	80人	80人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和7年度は一人あたり月平均16日利用しています。
- 令和8年5月末現在、区内の指定事業所は13か所あります。
- 区内の就労移行支援事業所と連携を深めながら、就労支援ならびに定着支援を進めていきます。

■ 就労継続支援(A型)

【サービスの内容】

一般企業などで雇用されることが困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

*A型は、事業者と利用者が雇用契約を結びます。(雇用型)

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数(月)	535日	399日	450日
延利用者数(月)	22人	25人	24人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用日数(月)	450日	450日	450日
延利用者数(月)	24人	24人	24人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和7年度は一人あたり月平均16日の利用となっています。
- 令和8年5月末現在、区内の指定事業所は5か所あります。
- 事業所の安定的な運営が継続できるよう、適切な助言等を行っていきます。

■ 就労継続支援(B型)

【サービスの内容】

一般企業などで雇用されることが困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

※B型は事業者と利用者で雇用契約は結びません。(非雇用型)

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数(月)	5,173日	5,128日	4,984日
延利用者数(月)	364人	360人	356人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用日数(月)	4,928日	4,872日	4,816日
延利用者数(月)	352人	348人	344人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和7年度は一人あたり月平均14日の利用となっています。
- 令和8年5月末現在、区内の指定事業所は18か所あります。
- 就労継続支援(B型)の利用者が、適性に応じて就労継続支援(A型)や就労移行支援を利用できるよう支援していきます。
- 事業所の安定的な運営が継続できるよう、適切な助言等を行っています。

■ 就労定着支援

【サービスの内容】

一般就労へ移行した障害のある方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害のある方の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数(月)	58人	57人	55人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用者数(月)	55人	55人	55人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和8年5月末現在、区内の指定事業所は12か所あります。
- 生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用し、一般就労した方が対象です。
- 事業所の安定的な運営が継続できるよう、適切な助言等を行っています。

■ 療養介護

【サービスの内容】

病院などの施設で、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。(18歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。)

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数(月)	25人	22人	21人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用者数(月)	20人	19人	18人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和8年5月末現在、都内で療養介護の事業所は13か所あります。
- 療養介護の対象者は、病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害のある方です。

■ 短期入所(ショートステイ)

【サービスの内容】

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数(月)	465日	538日	557 日
延利用者数(月)	75人	82人	87 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用日数(月)	589 日	627 日	666 日
延利用者数(月)	92 人	98 人	104 人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和7年度は一人あたり月平均7日利用しています。
- 令和8年5月末現在、区内の指定事業所は7か所あります。
- 利用者数の伸びが想定されるため、利用者が求めるサービスを滞りなく提供できるための体制を整備していきます。

③ 居住系サービス

■ 自立生活援助

【サービスの内容】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある方で、一人暮らしを希望する方に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整など、適時のタイミングで適切な支援を行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数(月)	4人	8人	10 人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用者数(月)	10 人	10 人	10 人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○令和8年5月末現在、区内の指定事業所は2か所あります。

■ 共同生活援助(グループホーム)

【サービスの内容】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数(月)	226人	227人	230人
区内事業所定員数	262人	267人	267人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用者数(月)	233人	236人	239人
区内事業所定員数	267人	267人	267人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○令和8年5月末現在、区内のグループホーム(ユニット数)は、46か所(知的21か所、精神25か所)あります。

○精神障害のある方および知的障害のある方のグループホームはともに増加傾向にあります。

○令和2年8月に重度障害のある方向けのグループホームが1か所整備されました。今後もニーズが見込まれることから、令和13年度を目途に、旧高松第一保育園解体後の跡地において、重度障害のある方を対象にしたグループホームを誘致し、本人やご家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる基盤整備を進めます。

■ 施設入所支援

【サービスの内容】

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数(月)	162人	166人	169人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用者数(月)	172人	175人	179人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和8年5月末現在、区内の施設入所支援事業者は2か所あります。
- 強度行動障害の方の受入れ可能な施設が限られており、今後東京都等との連携を図りながら広域的に調整を図っていくことが求められています。
- ご家族や本人の意向を踏まえ、地域での居住の場について検討していきます。

④ 相談支援

【サービスの内容】

サービス利用の相談・情報の提供・あっせん・調整等を行い、地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう、障害のある方の意向に沿ったサービス等利用計画を作成します。

サービス種別	内 容	対象者
計画相談支援	障害のある方の自立した生活を支え、障害のある方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。	障害福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を利用するすべての障害のある方。
地域移行支援	地域における生活に移行するための活動に関する相談や、地域生活の準備のための外出に対する同行支援、入居支援等を行う。	障害者入所施設等に入所している障害のある方または精神科病院に入院している精神障害のある方。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与する。	居宅において単身もしくは家庭の状況等により同居しているご家族による支援を受けられない障害のある方。

区 分			実 績		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画 相談支援 ※年度末時点	計画作成 済み人数		1,418人	1,403人	1,410人
		計画相談 利用人数	1,295人	1,276人	1,280人
		セルフプラン 作成人数	123人	127人	130人
地域移行 支援	延利用人数(年)		6人	36人	36人
地域定着 支援	延利用人数(年)		0人	0人	0人
区 分			今後のサービス提供見込量		
			令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画 相談支援 ※年度末時点	計画作成 済み人数		1,410人	1,410人	1,410人
		計画相談 利用人数	1,280人	1,280人	1,280人
		セルフプラン 作成人数	130人	130人	130人
地域移行 支援	延利用人数(年)		48人	48人	48人
地域定着 支援	延利用人数(年)		1人	1人	1人

※令和8年度実績は見込量

※計画相談支援については「計画面作成」または「計画面作成＋モニタリング」の実利用者数
「モニタリングのみ」およびセルフプランは含めない

【現状・今後の方策】

- 計画相談支援は、障害福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を利用するすべての障害のある方が対象です。
- 全ての障害種別および児童についての相談支援を受ける事業所が必要であるため、障害のある方の状況に応じた福祉サービスが利用できるよう、事業所向けの研修などを通してサービスの質の向上に向けた取組を行います。
- 基幹相談支援センターが中心となり、関係機関や相談支援事業所の連携によって相談支援の充実に努めます。
- 適切な支援提供やモニタリングができるよう、相談支援の充実に図ります。

⑤ その他事業

■ 発達障害者等に対する支援

【サービスの内容】

ペアレントトレーニングは、親自身がお子さんへの対応のスキル向上させるための講座です。

また、ペアレントメンター事業では発達障害のあるお子さんを実際育てられた経験のある親の話を聞いたり、情報提供を受けることができます。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	109人	76人	75人
ペアレントメンターの人数	4人 (東京都登録者)	4人 (東京都登録者)	4人 (東京都登録者)
ピアサポートの活動への参加人数	70人	72人	50人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	70人	70人	70人
ペアレントメンターの人数	4人 (東京都登録者)	4人 (東京都登録者)	4人 (東京都登録者)
ピアサポートの活動への参加人数	50人	50人	50人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- ペアレントトレーニングは未就学児の保護者を中心に年2クール実施しています。
- ペアレントメンター事業では、メンター(指導者)に来ていただき、年12回程度、相談会を実施しています。
- 受講・参加希望、共に増えていますが施設の状況により受入れが難しいため、緩やかな増加を見込んでいます。

■ 保健・医療・福祉関係者による協議の場

【サービスの内容】

地域における障害のある方への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議をしています。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	2回	2回	2回
関係者の参加者数	13人	17人	17人
目標設定および活動状況の把握・評価	2回	2回	2回
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
開催回数	2回	2回	2回
関係者の参加者数	15人	15人	15人
目標設定および活動状況の把握・評価	2回	2回	2回

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 地域支援協議会の部会として「つながる部会」を設け、精神障害のある方への支援体制に関する協議を年に2回行っています。
- 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」について協議する場の再構築を図ります。
- 地域で行われている事例検討会等を通じて、協議の場において地域課題を整理し、当事者からの意見を反映した検討を進め、関係機関等との情報共有・連携を図ることで、地域全体で支援する体制づくりを進めていきます。

■ 心のサポーター養成研修

【サービスの内容】

心のサポーターの養成のため、心のサポーター養成研修を実施します。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	1回	1回	2回
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
開催回数	2回	2回	2回

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる範囲で手助けをする、傾聴を中心とした支援者のことを「心のサポーター」といいます。

○令和7年度から心のサポーター養成研修を実施しており、今後も地域の中でこころの健康に対する理解者・支援者を増やしていきます。

■ 精神保健福祉相談員講習会等の開催

【サービスの内容】

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていくうえで、軸となる「保健予防」の取組について考える機会とし、保健師個人のコアコンピテンシー(保健師の中核となる能力)の向上を図るとともに、組織のなかで政策を提言できる能力を養うための講習会を開催しています。

■ 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

区 分		実 績		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	延利用者数(年)	6人	36人	36人
共同生活援助	延利用者数(月)	58人	59人	59人
地域定着支援	延利用者数(年)	0人	0人	1人
自立生活援助	延利用者数(年)	27人	64人	36人
自立訓練(生活訓練)	延利用者数(月)	19人	25人	22人
短期入所	延利用者数(年)	3人	5人	4人
	延利用日数(年)	11日	13日	10日
区 分		今後のサービス提供見込量		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域移行支援	延利用者数(年)	48人	48人	48人
共同生活援助	延利用者数(月)	60人	60人	60人
地域定着支援	延利用者数(年)	1人	1人	1人
自立生活援助	延利用者数(年)	36人	36人	36人
自立訓練(生活訓練)	延利用者数(月)	22人	22人	22人
短期入所	延利用者数(年)	4人	4人	4人
	延利用日数(年)	10日	10日	10日

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 共同生活援助では、約3割が通過型、7割が滞在型を利用されています。
- 地域移行支援、地域定着支援により、さまざまな理由により長く精神科病院や障害者施設等に入院・入所されていた方が、地域で安心して暮らすための支援をさらに進めます。
- 自立生活援助を利用し、グループホーム、精神科病院等からの移行や、家族からの独立のため、地域での一人暮らしに移行した障害のある方が、環境の変化等により生じた生活面の課題について支援を受けることで、安心して地域生活が送れるよう支援を進めます。

相談支援体制の充実・強化のための取組

令和11年度末までに基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証回数の見込を設定します。

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	1人		基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
	80%		基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、管内の全ての相談支援事業所に占める割合
		25か所	管内の相談支援事業所数
		20か所	基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所数
		30件	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言数
		35件	地域の相談支援事業所の人材育成の支援数
		10回	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
		6個	個別事例の支援内容の検証回数

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数および参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数および実施回数の見込を設定します。

項目	数値		考え方
協議会における個別事例の検討を通じた地域における課題解決に向けた取組	8回		協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数
	事業者数 8	機関数 1	協議会における参加事業者・機関数 ※事業者(相談支援事業所・障害福祉サービス事業所)、 機関(行政機関・医療機関等)
	設置数 3	実施回数 延べ6回	協議会の専門部会の設置数および実施回数
	2回		協議会(本会)の実施回数
	1回		個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障害者の支援体制の整備等について、協議会の議題とした数

■ 福祉・介護職員精神障害者における障害福祉サービス種別の利用等処遇改善加算の取得

()内は事業所数

区 分		実 績		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合	障害児通所支援事業	88.1%(37/42)	87.8%(43/49)	87.3%(55/63)
	計画相談／ 障害児相談支援事業所	-	-	76%(19/25)
区 分		今後のサービス提供見込量		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合	障害児通所支援事業	90%	91.5%	93%
	計画相談／ 障害児相談支援事業所	80%	84%	88%

※令和8年度4月1日現在の実績

■ 障害福祉サービス等に係る研修その他の研修の活用

区 分		実 績		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
都が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への区職員の参加人数		36人	36人	36人
区 分		今後のサービス提供見込量		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
都が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への区職員の参加人数		36人	36人	36人

■ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

※令和8年度実績は見込量

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して、その結果を活用し、障害福祉サービス等事業所に対し適正な請求を促します。
(年12回)

4. 障害児通所支援等

(1) 障害児福祉サービスの概要

○内容

障害児(18歳未満)に対するサービスです。サービスは通所支援、相談支援、および入所支援に大別されます。

区 分	サービス名
障害児通所支援	児童発達支援
	放課後等デイサービス事業
	保育所等訪問支援
	居宅訪問型児童発達支援
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設
	医療型障害児入所施設
障害児相談支援等	障害児相談支援
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

(2) サービス提供見込量と確保の方策(活動指標)

■ 児童発達支援

【サービスの内容】

障害のある児童が通所し、日常生活における基本的な動作および知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数(月)	2,179日	2,563日	3,046日
延利用児童数(月)	265人	312人	354人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用日数(月)	3,619日	4,300日	5,110日
延利用児童数(月)	402人	457人	518人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象とする事業です。

○令和8年5月末現在、区内の指定事業所は28か所です。

○利用者数の増加が見込まれることから、医療的ケア児の受け入れに対応するなど、障害種別にかかわらず、専門職を配置した質の高い専門的な発達支援や、営業時間の延長、送迎を行うなど利用者の利便性向上に意欲的な区内指定事業所の設置を推進します。

■ 放課後等デイサービス事業

【サービスの内容】

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数(月)	3,509日	4,398日	5,159日
延利用児童数(月)	384人	372人	430人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用日数(月)	6,052日	7,100日	8,329日
延利用児童数(月)	497人	575人	665人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園および大学を除く。)又は専修学校等(専修学校および各種学校をいう。)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児を対象とする事業です。

○令和8年5月末現在、区内の指定事業所は31か所あります。

○利用者数の増加が見込まれることから、障害種別にかかわらず、専門職を配置した質の高い専門的な発達支援や、営業時間の延長、送迎を行うなど利用者の利便性向上に意欲的な区内指定事業所の設置を推進します。

■ 保育所等訪問支援

【サービスの内容】

保育所等を訪問し、障害児に対し障害児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援その他必要な支援を行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数(月)	70日	104日	158日
延利用児童数(月)	49人	67人	109人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用日数(月)	239日	363日	551日
延利用児童数(月)	176人	286人	464人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し専門的な支援を受ける必要があると認められた障害児を対象とする事業です。

○令和8年5月末現在、区内の指定事業所は8か所あります。

○本区では「巡回支援専門員整備」を実施しており、区内の保育施設等に従事する職員に対し、助言を行っています。

■ 居宅訪問型児童発達支援

【サービスの内容】

重度の障害等の状態にある障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数(月)	27日	32日	42日
延利用児童数(月)	7人	6人	8人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用日数(月)	54日	71日	92日
延利用児童数(月)	12人	16人	23人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○重度の障害または医療的ケアが必要な障害児で外出することが著しく困難な方が対象です。

○令和8年5月末現在区内の指定事業所は1か所あります。

■ 福祉型・医療型障害児入所施設

【サービスの内容】

「障害児入所施設」として一元化される前の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害児以外の障害児を受入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。福祉型では保護、日常生活の指導および知識技能の付与を行い、医療型ではそれらに加えて治療を行います。

区 分		実 績		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	延利用児童数(月)	3人	2人	2人
医療型	延利用児童数(月)	2人	2人	2人
区 分		今後のサービス提供見込量		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉型	延利用児童数(月)	3人	3人	3人
医療型	延利用児童数(月)	3人	3人	3人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○平成23年度まで各障害別に施設が分かれていましたが、平成24年度から「障害児入所施設」として一元化されました。

○身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童(発達障害児を含む)を対象としています。

■ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

【サービスの内容】

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがるサービスの利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。また、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	2人	3人	4人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
配置人数	4人	4人	4人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和8年5月末現在、事業所に所属しているコーディネーターは2人です。
- 本区の障害福祉課と区立児童発達支援センターにも医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関の支援の調整や相談等を行っています。

■ 障害児相談支援

【サービスの内容】

障害のある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所開始後、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います（継続障害児支援利用援助）。

区 分	実績※年度末時点		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画作成済み児童数	804人	914人	1,046人
障害児相談 利用児童数	230人	233人	262人
セルフプラン 作成児童数	574人	681人	784人
区 分	今後のサービス提供見込量 ※年度末時点		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画作成済み児童数	1,199人	1,375人	1,578人
障害児相談 利用児童数	285人	310人	336人
セルフプラン 作成児童数	914人	1,065人	1,242人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和8年5月末現在、区内の指定事業所は9か所あります。
- 相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ります。
- 相談支援の提供体制の確保のため、指定障害児相談支援の事業を行う事業所の設置を推進します。

(3) 子ども・子育て支援における提供見込み

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)等における障害児の受入れの体制整備を行います。

区 分		実 績		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	障害児の利用者数(年)※3月時点	171人	167人	170人
認定こども園	障害児の利用者数(年)※3月時点	—	1人	1人
居宅訪問型保育事業	障害児の利用者数(年)※3月時点	3人	2人	2人
学童クラブ	障害児の利用者数(年)※3月時点	101人	132人	139人
区 分		今後のサービス提供見込量		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所	障害児の利用者数(年)※3月時点	180人	180人	180人
認定こども園	障害児の利用者数(年)※3月時点	1人	1人	1人
居宅訪問型保育事業	障害児の利用者数(年)※3月時点	4人	4人	4人
学童クラブ	障害児の利用者数(年)※3月時点	148人	158人	168人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 子ども・子育て支援に関する計画との調整を図りながら、保育所・認定こども園等および学童クラブにおける配慮が必要な子どもの受入れやその支援について進めていきます。
- 保育園では、障害のある乳幼児や医療的ケアが必要な児童を受入れ、集団の中で生活することにより成長をはかっています。
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)では、保護者の労働等により放課後の時間帯に適切な保護を必要とする児童に対し、授業終了後に小学校施設の一部等を利用して遊びおよび生活の場を提供し、児童の健全育成を図っています。また、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるよう、小学校6年生まで受入れるとともに、放課後子ども教室や学校その他と連携し、子どもの安全かつ安心で楽しい居場所作りを推進します。
- 巡回子育て発達相談員による保育所や学童クラブ訪問を通して、従事職員に対して具体的なアドバイスを行うことで、より質の高い保育の実施を目指すとともに、保護者からの相談も受付けています。
- 今後も引き続き、集団保育が可能であり医療的ケアが必要な児童や重症心身障害児をより安全安心に受入れるため、子育て支援環境の整備に取り組んでいきます。

5. 地域生活支援事業

(1)地域生活支援事業の概要

○目的

障害のある方が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する方の状況に応じた柔軟な形で効率的・効果的に実施することを目的とした事業です。

○事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業があります。

○豊島区の事業体系

豊島区が実施する地域生活支援事業は、次のとおりです。

必須事業	① 理解促進研修・啓発事業		任意事業	⑪ 日常生活支援	訪問入浴サービス
	② 自発的活動支援事業				生活訓練等
	③ 相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業			日中一時支援
		住宅入居等支援事業			地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業
	④ 成年後見制度利用支援事業			⑫ 社会参加支援	芸術文化活動振興
	⑤ 成年後見制度法人後見支援事業				
	⑥ 意思疎通支援事業			⑬ その他	自動車運転免許取得・自動車改造助成
	⑦ 日常生活用具給付等事業				
	⑧ 手話奉仕員養成研修事業				
	⑨ 移動支援事業				
⑩ 地域活動支援センター機能強化事業					

(2) 地域生活支援事業のサービス提供見込み量

< 必須事業 >

① 理解促進研修・啓発事業

■ 障害者サポート講座

【事業の内容】

障害のある方などが街なかで困っている際に区民等が支援できるよう、障害の特性やサポート方法を学ぶ講座を開催します。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数(年)	180人	309人	300人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参加人数(年)	330人	330人	330人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 区民が関心を持ち、参加しやすい講座とするため、映画上映等も含めた企画の検討や、区民ひろば等における対面講義形式での実施等の工夫を行います。
- サポート講座の動画配信を行い、さらなる障害者理解促進を図っています。

② 自発的活動支援事業

■ 障害者アート教室・みんなのヨガ教室・スポーツのつどい

【事業の内容】

障害のある方に対して文化活動・スポーツなどの場を提供することにより、社会参加への意欲を高めます。

区 分		実 績		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
来場者数(人)	アート教室	9人	11人	13人
	みんなのヨガ教室	17人	16人	18人
	スポーツのつどい	201人	206人	210人
区 分		今後のサービス提供見込量		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
来場者数(人)	アート教室	15人	15人	15人
	みんなのヨガ教室	20人	20人	20人
	スポーツのつどい	210人	210人	210人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 今後も障害のある方の社会参加を推進していきます。
- 若年層のイベント参加者が少ない傾向にあることから、若年層に対する周知方法の工夫を図ります。

③ 相談支援事業

■基幹相談支援センター等機能強化事業

【事業の内容】

地域の相談支援の拠点として、心身障害者福祉センターにおいて総合的・専門的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害・難病等)を行います。また、区内相談支援事業所のネットワークを構築し、広域調整や研修等を通して相談支援能力の向上を図ります。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
連絡会開催数	2回	4回	4回
参加機関数(延べ)	31機関	62機関	64機関
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
連絡会開催数	4回	4回	4回
参加機関数(延べ)	65機関	66機関	67機関

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○地域の相談支援の中核的な役割を持つ基幹相談支援センターとして、身近な地域の相談支援事業所で虐待防止など対応困難な個別事例への対応支援や、広域的な調整、地域移行等におけるネットワーク構築を進めていきます。

■住宅入居等支援事業(高齢者等入居支援事業・不動産関連団体等との連携)

【現状・今後の方策】

○住宅施策と福祉施策との連携による入居支援を行っていきます。

○住宅確保要配慮者への支援として、住宅情報の提供、家賃債務保証制度保証料の一部助成(要件あり)、高齢者等の民間賃貸住宅を探す際の支援を行っています。

○民間賃貸住宅のオーナーの不安を軽減させ、単身高齢者などの住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援するため、不動産事業者や居住支援法人等と連携をしていきます。

※住宅確保要配慮者…対象者:高齢者、障害のある方、ひとり親家庭等

④ 成年後見制度利用支援事業

■ 成年後見制度利用支援事業（65歳未満）

【事業の内容】

成年後見制度の利用が必要であるが申立ての困難な方を、区長申立てにより支援します。また、区長申立てで、後見人等への報酬の支払いが困難な方（一定要件あり）に費用を助成します。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
区長申立て数(年)	1件	2件	3件
報酬助成(年)	7件	9件	11件
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区長申立て数(年)	4件	5件	6件
報酬助成(年)	13件	15件	17件

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○豊島区民社会福祉協議会福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」等と連携し、成年後見制度利用に関する相談支援体制を充実します。
○民法改正により、成年後見制度の必要がなくなった場合には利用を終了できる仕組みとなることを踏まえ、区長申立制度を必要とする方が適切に制度を利用できるよう、制度改正の内容を含めた周知・啓発を推進します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

■ 成年後見制度法人後見支援事業（65歳未満）

【事業の内容】

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施状況	有	有	有
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施状況	有	有	有

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○豊島区民社会福祉協議会が実施する法人後見事業や社会貢献型後見人(市民後見人)に対する講習会、専門家への相談機会の提供、連絡会等の取組について引き続き支援してきます。

⑥ 意思疎通支援事業

■手話通訳者派遣事業・手話通訳者設置事業

【事業の内容】

聴覚障害のある方の社会参加を援助し、コミュニケーション確保のために手話通訳者を派遣します(手話通訳者派遣センター業務を含む。)

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数(月)	110人	118人	120人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用者数(月)	120人	120人	120人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 豊島区手話通訳者派遣センターは、区役所本庁舎の障害福祉課内に設置していることで利便性を高めています。
- 手話通訳者の研修会を定期的に開催することで、手話技術の向上を図っています。
- 手話を主なコミュニケーション手段としている聴覚障害のある方の利用を促進するため、事業の周知を図っていきます。

■要約筆記者派遣事業

【事業の内容】

聴覚障害のある方に会議や講演会等の内容を文字として伝える要約筆記者を派遣します。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数(月)	4人	5人	6人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用者数(月)	6人	6人	6人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 東京手話通訳等派遣センターに委託しています。
- 利用者が限定される傾向があり、手話ができない多くの方の利用を促進することが必要です。
- 今後、ニーズを把握していくとともに、要約筆記の周知に努めていきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

■ 日常生活用具給付等事業

【事業の内容】

障害のある方の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

(日常生活用具の主な品目)

介護・訓練支援用具……………特殊寝台、移動用リフトなど
 自立生活支援用具……………T字杖、入浴補助用具など
 在宅療養等支援用具……………吸入器、吸引器など
 情報・意思疎通支援用具…拡大読書器、録音再生機など
 排泄管理支援用具……………収尿器、紙おむつなど
 住宅改修費……………居宅生活動作補助用具など

【現状・今後の方策】

○障害のある方の日常生活上の便宜向上のため、引き続き実施していきます。

○令和8年度より排泄管理支援用具のストマ装具(人工肛門等)の基準額の拡充および医療的ケアが必要な障害者・児を対象として、在宅療養等支援用具に蓄電池・自家発電装置を給付種目に追加しました。今後も区民のニーズを踏まえ内容を検討していきます。

区 分		実 績		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用年数(年)	介護・訓練支援用具	15 件	5件	11件
	自立生活支援用具	35件	30件	32件
	在宅療養等支援用具	34件	24件	38件
	情報・意思疎通支援用具	56件	65件	70件
	排泄管理支援用具	4,341件	3,899件	4,120件
	住宅改修費	6件	4件	7件
	総 数	4,475件	4,027件	4,278件
区 分		今後のサービス提供見込量		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用年数(年)	介護・訓練支援用具	11件	11件	11件
	自立生活支援用具	32件	32件	32件
	在宅療養等支援用具	38件	38件	38件
	情報・意思疎通支援用具	75件	80件	85件
	排泄管理支援用具	4,120件	4,120件	4,120件
	住宅改修費	7件	7件	7件
	総 数	4,283件	4,288件	4,293件

※令和8年度実績は見込量

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

■手話講習会

【事業の内容】

本区の登録手話通訳者の育成と手話の普及を目的として講習会を開催します。入門、応用、専門、養成の4コースがあります。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数(年)	109人	104人	121人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受講者数(年)	130人	130人	130人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 聴覚障害のある方および区登録手話通訳者を講師として、区内在住・在勤者を対象とした講習会を開催しています。
- 入門・応用・専門・養成の4コースを開催しており、講習会受講希望者は増加傾向にあります。
- 手話講習会の受講者を増やすとともに、その後、区登録手話通訳者として活動しやすい環境整備に努めます。
- 1日2時間完結の初心者向け手話講習会を開催し、手話言語への関心の向上を図ります。

⑨ 移動支援事業

■移動支援事業

【事業の内容】

社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出における移動を支援します。(個別支援が必要な方に対するマンツーマンによる支援)

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数(月)	164人	235人	240人
延利用時間(月)	2,149時間	2,266時間	2,304時間
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延利用者数(月)	245人	250人	255人
延利用時間(月)	2,352時間	2,400時間	2,448時間

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和8年5月末現在、協定を結んでいる事業所は121か所あります。
- 申請のオンライン化や対象要件の見直しを行ったことにより、今後も利用者の増加が見込まれると想定しています。

⑩ 地域活動支援センター事業

■地域活動支援センター機能強化事業

【事業の内容】

障害のある方に創作活動や生産活動の提供、社会との交流の促進等の場を提供します。

地域活動支援センターには、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型があります。

- ①Ⅰ型は、専門職員を配置し、専門相談、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
- ②Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害のある方を対象に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
- ③Ⅲ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害のある方を対象に、創作活動または生産活動、社会との交流促進などのサービスを実施します。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	12か所	11か所	11か所
在籍者数	389人	385人	386人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所	11か所	11か所	11か所
在籍者数	394人	402人	410人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和8年5月末現在、区内には地域活動支援センターⅠ型が1か所、Ⅱ型が2か所、Ⅲ型が8か所で、合計11か所の事業所があります。
- それぞれの事業所が新体系に移行し、特色のある事業運営を行っています。
- 今後も事業所がもつ特性や機能をうまく地域で活かしていけるよう支援していきます。

<任意事業>

⑪ 日常生活支援

■ 訪問入浴サービス事業

【事業の内容】

65歳未満の心身障害者(児)の居宅を訪問し、移動式浴槽を設置し入浴の介護を行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数(年)	12人	10人	11人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録者数(年)	11人	11人	11人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○過去の実績から、今後の利用者数は横ばい状態と想定しています。

○今後も事業を継続していきます。

■ 生活訓練等

【事業の内容】

中途障害の方を対象に、リハビリテーション専門職(PT/OT/ST)と看護師による個別の通所リハビリ・評価・相談対応を行い、早期の生活再建を支援します。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数(年)	0人	0人	10人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録者数(年)	12人	13人	14人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○令和8年度より区独自事業として、中途障害者の生活再建のためのリハビリ専門職による個別通所リハビリを開始しました。

○事業の周知を行うことで、利用者数の増加が見込まれると想定しています。

○今後も事業を継続していきます。

■日中一時支援事業

【事業の内容】

障害者(児)を通常介護している方が、疾病、出産、休息等の理由で一時的に介護ができないときに、障害福祉サービス事業所が入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な支援を行います。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	6 か所	6か所	5か所
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	5か所	5か所	5か所

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

○令和8年5月現在、協定を結んでいる事業所は5か所あります。

○今後も年間の延利用回数等において利用増は見込まれます。事業所数そのものの増を見込むことは難しい面もありますが、ニーズに応じた支援の提供を進めていきます。

■地域移行のための安心生活支援

※115ページの「地域生活支援拠点等の整備および機能の充実」と同事業であるため省略。

⑫ 社会参加支援

■芸術文化活動振興

【事業の内容】

障害のある方の文化活動を通じて障害のある方自身の社会参加への意欲を高めるとともに、広く区民に障害のある方への理解を深めることを目的に豊島区障害者美術展(ときめき想造展)等を開催します。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者美術展 来場者数	577人	597人	650人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者美術展 来場者数	650人	650人	650人

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 今後は、豊島区本庁舎のまろごとミュージアムやとしまセンタースクエアを活用した展示を行い、障害のある方の制作活動の成果を発表する機会を提供します。
- 障害のある方の作品をいつでもどこからでも鑑賞できるよう、オンラインの特設サイトを公開しています。

⑬ その他

■自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

【事業の内容】

身体障害のある方が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部および心身障害のある方の自動車運転免許取得費用の一部を助成し、障害のある方の日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

区 分	実 績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用数 (年)	自動車改造 0件 運転免許助成 3件	自動車改造 1件 運転免許助成 3件	自動車改造 1件 運転免許助成 3件
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用数 (年)	自動車改造 1件 運転免許助成 3件	自動車改造 1件 運転免許助成 3件	自動車改造 1件 運転免許助成 3件

※令和8年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 過去の実績から今後の利用数は横ばいと想定しています。
- 移動が困難な障害のある方の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、この制度を引き続き維持していきます。

6. 利用者負担の軽減に対する取組

(1) 自立支援給付に係る利用者負担の軽減

自立支援給付は、サービス量と所得に着目した負担のしくみ(1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定)になった一方で、利用者の定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した負担軽減策が講じられ、見直しが行われてきました。

平成22年4月の障害者自立支援法施行令の一部改正により、区民税非課税世帯が無料となったことをはじめ、以下の軽減措置が図られています。

- ① 利用者負担については応能負担を原則とすること。(ひと月に利用したサービス量に関わらず、所得に応じた上限額が設定されました。)
 - ② 障害福祉サービスと補装具費の利用者負担を合算すること。
 - ③ 障害児通所支援を利用している児童について、同一世帯に属する二人以上の乳幼児が幼稚園等を利用する場合に、減額措置を講ずること。
- また、令和元年10月1日より幼児教育、保育の無償化に伴い、3歳児から5歳児までの障害児通所・通所支援等の利用者負担が無償化されました。区では、定率負担、実費負担については、こうした動きに準じる一方で、以下の2点について、区独自の軽減措置を行っています。
- ・ 同行援護利用者の区民税課税世帯に対し、月20時間までの利用を無料とし、月20時間を超える利用については3%の負担とします。
 - ・ 障害児通所支援の利用者に対し、未就学児は利用を無料とします。

(2) 地域生活支援事業に係る利用者負担の軽減

地域生活支援事業は、自立支援給付とは異なり区が行う事業と定められており、利用者負担についても区で定めるものです。

原則的には、自立支援給付と同じく、利用者はサービス提供費用の原則1割を負担していただきます。

これに対し本区では、自立支援給付と同様、激変緩和としてできる限り無料になるように以下のような軽減措置を行っています。

事業名	豊島区の軽減策(利用者負担)
意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣事業、 要約筆記者派遣事業)	・利用料無料
日常生活用具給付等事業	・区民税非課税世帯は無料 ・区民税課税世帯は3%負担
移動支援事業	・20時間まで無料 ・20時間を超え50時間までは3%負担
地域活動支援センター事業	・利用料無料 ・Ⅱ型利用者の食費について320円補助 ・Ⅲ型利用者通所交通費について補助 (区外在住者は月額上限5,000円)
日中一時支援事業	・1か月あたり24時間まで無料(児童のみ)

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進方策

(1) 関係機関との連携強化

本区では障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、地域支援協議会を中心に、区民、行政、事業所、関係機関、各種団体など多様な主体と連携しながら、障害福祉施策を進めてきました。今後も関係機関との連携を一層強化するとともに、複雑化する福祉課題に対応するために分野横断的な施策の検討も進めていきます。

また、国や都に対して必要な制度や支援を要望するとともに、制度改正や新たな施策に対して迅速かつ適切に対応し、国、都、区それぞれの役割を明確にしながら、効果的な施策を着実に推進していきます。

(2) 区民との協働

本区では「個人の尊厳が守られ、すべての人が地域とともに支え合い、心豊かに暮らせるまち」という基本理念のもと、地域共生社会の実現を目標としています。そのためには、多様化・複雑化する地域課題に対応し、障害の有無にかかわらず誰もが支え合える地域づくりを進めることが重要です。障害のある方だけでなく、区民、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人、地域活動団体、企業など地域に暮らす多様な主体が、地域の中でそれぞれ役割を担い、行政と協働してまちづくりを進めることが不可欠です。

本区ではこれまで、障害の理解促進、地域における支え合いの推進、障害に関する普及啓発などに取り組み、障害の有無にかかわらず共に地域で支え合うまちづくりを進めてきました。こうした取り組みに加えて、就労や文化・芸術、スポーツ活動など、さまざまな分野への社会参加をさらに推進するとともに、区民や企業、関係団体との連携を深め、「オールとしま」による協働のもと、障害のある方が地域で自分らしく暮らし続けられるまちづくりを進めていきます。

(3) 区関係機関との横断的な取組の推進

障害福祉を取り巻く環境は、法制度の改正や障害福祉ニーズの複雑化に加え、少子高齢化の進行や区民の価値観の多様化などを背景に、大きく変化しています。そのため、制度改正に着実に対応するとともに、制度の狭間にある課題や複合化する地域課題の解決に向けて積極的に取組、区民一人ひとりが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めていく必要があります。

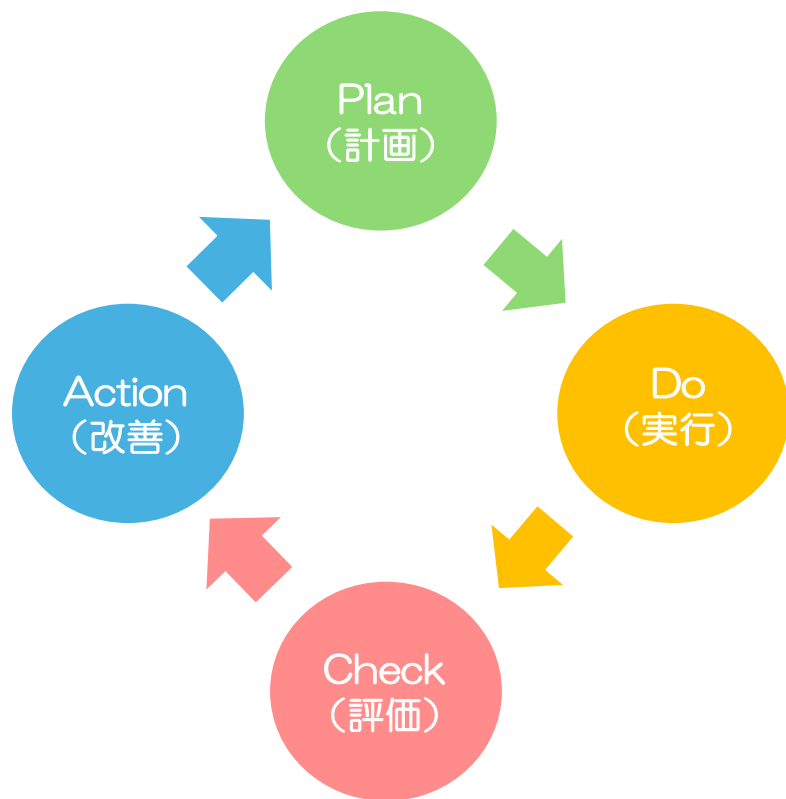
障害のある方が抱える問題を解決するにあたっては、障害福祉分野だけではなく保健、医療、介護、子ども・子育て、教育、文化芸術、雇用など幅広い分野と連携し、より効果的・効率的な支援を総合的に提供していくことが求められています。

本区では、複雑化・複合化する課題に対応するため、福祉包括化推進員を配置するとともに、区内8か所にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置するなど、いち早く重層的支援体制の整備を進めてきました。今後も関係部署や関係機関との連携をさらに強化し、分野横断的な支援体制を充実させることで、一人一人の状況に応じた包括的な福祉サービスの提供を推進していきます。

2. 障害(児)福祉計画の推進および進捗管理

障害者総合支援法および児童福祉法では、市町村および都道府県に対し、障害福祉計画に掲げた事項について、定期的に調査、分析および評価を行い、その結果を踏まえて必要に応じて計画を見直すことが定められています。

本区においても、上位計画である地域保健福祉計画との整合をはかりながら、PDCAサイクル(計画・実施・評価・改善)に基づき、進捗状況を継続的に検証、評価しながら計画を推進していきます。



計画 (Plan)

国が示す「基本指針」に即して成果目標および活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込み量の設定やその他確保方策等を定めます。

実行 (Do)

計画の内容を踏まえ、事業を実施します。

評価 (Check)

成果目標および活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害者計画の中間評価として分析・評価を行います。

改善 (Action)

中間評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の見直し等を実施します。

参考資料1

(1)用語説明

あ行

・アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス

・アクセシビリティ

情報やサービス等への近づきやすさやアクセスのしやすさ、利用しやすさのこと

・医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと

・インクルーシブ

「すべてを包括する、包みこむ」という意味。インクルーシブな社会とは、障害の有無や性別、人種などの違いを認め合い、すべての人がお互いの人権と尊厳を大切に生きていける社会

・インフォーマルサービス

公的な制度に基づくサービスではなく、ボランティア、NPO等の地域住民による助け合いや支え合いなど、多様な主体の活動によるサービスのこと

か行

・基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業および身体障害の方・知的障害の方・精神障害の方などに関わる相談支援を総合的・専門的に行うことを目的として、一般的な相談支援事業に加えて、相談支援事業所への指導・助言や人材育成の支援と関係機関との連携を図るための機関

・区長申し立て

本来親族がやるべき申立行為を、親族に変わって区長が申し立てること

・高次脳機能障害

脳が損傷を受け、言語や記憶、注意、遂行機能、感情や行動のコントロール等の機能に障害がおき、社会生活を送るうえで様々な支障が生じる障害

・子ども家庭支援ワーカー

日常生活を送るうえで、困りごとを持つ地域住民の【相談援助業務】に就く人で、子ども家庭支援センターに所属するケースワーカーのこと

・コミュニティソーシャルワーク

生活上の課題を抱える人達に対する個別支援と、地域全体での支援を専門職や住民が協力して実施するもので、コミュニティソーシャルワーカーが主に実施する。区ではコミュニティソーシャルワーカーを豊島区民社会福祉協議会に委託して実施している

さ行

・失語症の人のコミュニケーション支援事業

失語症の方や失語症の方が参加している活動団体にコミュニケーションを手助けするための支援者を派遣する事業のこと

・児童相談所

児童福祉法に基づいて設置される行政機関で、原則18歳未満の子どもに関する相談や通告について、子ども本人・ご家族・学校の先生・地域の方々など、全ての人から受け付けている機関

・重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業

重症心身障害児(者)の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担を軽減することを目的として、訪問看護ステーションから看護師が一定時間自宅等に滞在し、医療的ケア等を家族等に代わって行う事業のこと

・相談支援事業所

サービス利用の相談・情報の提供・調整等を行い、地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう、障害者の意向に沿ったサービス等利用計画を作成する事業所

・ソーシャルインクルージョン

誰も排除されない、誰も孤立しない社会を目指すこと

た行

・地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づき、障害のある人を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する支援機関のこと

・地域支援協議会

区において、地域の関係機関によるネットワーク構築等に関することや、困難事例の対応策の検討、障害福祉計画などの検討を目的として設置されている協議会

・土曜余暇教室

ボランティアとの交流やレクリエーション、外出行事などの社会参加の機会を提供

は行

・ピアサポーター

自身も障害や病気の経験があり、そうした経験を活かしながら同じ境遇にいる人をサポートする人のこと

・福祉なんでも相談

社会福祉法で定められている社会福祉法人による地域公益活動の一環として、平成29年度から豊島区内で高齢者施設、障害者施設、保育園などを運営する社会福祉法人が共同で行っている無料の相談事業

参考資料2

(1)審議経過

開催数	開催日	主な検討内容	開催数	開催日	主な検討内容
第1回	令和7年7月24日	障害者等実態意向調査の実施について	第4回	令和8年5月28日	失語症の方へのヒアリングについて 現計画におけるこれまでの取組について 障害者計画の体系について 施策体系の見直しについて 障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期 障害児計画の素案について
第2回	令和7年9月3日	障害者等実態・意向調査の調査票について			
第3回	令和8年1月22日	豊島区障害者等実態・意向調査報告書(案)について			
			第6回	令和8年10月22日	
			第7回		

(2)障害者・障害福祉・障害児福祉計画推進会議 委員名簿

役職	氏名	職名・団体名	役職	氏名	職名・団体名
会長	大塚 淳子	帝京平成大学 人文社会学部 人間文化学科 福祉コース 学科長教授	委員	近藤 淳	精神障がい者事業所連合会 特定非営利活動法人このは・ガーデニング 施設長
副会長	赤畑 淳	聖学院大学 心理福祉学部心理福祉学科 教授	委員	藤巻 佳子	社会福祉法人手をつなぐ育成会 豊島区立目白福祉作業所
委員	吉田 裕志	公益社団法人豊島区医師会 北池袋よしだ内科クリニック	委員	渡邊 功	社会福祉法人 敬心福祉会 雑司谷 統括主任
委員	佐向 弘子	豊島区民生委員・児童委員協議会 池袋西地区 会長	委員	渡辺 和枝	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 中央愛児園 児童発達支援管理責任者
委員	礪崎 たか子	団体連合会(知的)手をつなぐ親の会	委員	内田 憲	社会福祉法人東京都同胞援護会 福祉ホームさくらんぼ
委員	佐藤 昌代	団体連合会(聴覚)豊島区聴覚障害者協会	委員	園田 靖	株式会社リハス リハスワーク豊島
委員	久野 明美	団体連合会(精神)豊島家族会	委員	末次 陽子	池袋公共職業安定所 専門援助第二部門 就職促進指導官
委員	市原 寛一	団体連合会(視覚)豊島区盲人福祉協会	委員	小林 純子	社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会 地域福祉課長
委員	中村 元子	特定非営利活動法人 全国脊髄小脳変性症・ 多系統委縮症友の会 会長	委員	高崎 早苗	一般社団法人 東京中小企業家同友会豊島支部 幹事
委員	阿部 裕実	NPO法人言語障害者の社会参加を支援する パートナーの会 和音			

豊島区障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画
令和9年3月(2027年3月)

編集・発行

豊島区 福祉部 障害福祉課
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
電話番号 03-3981-1766